

満期に至つても尙ほ其の態度の緩和を見るに至らなかつた時、近衛貴族院議長は宮中に召され、田中宮内大臣列席の上、左の勅語を賜はつた。

朕中外の形勢に於て深く時局の至難なるを憂ふ、今に於て必要の軍費を支辨し、並に財政を鞏固にするの計畫を立てること、誠に國家の急務に屬す、朕曩に議會を開くに當り、示すに朕が意を以てし而して政府に命じて提出せしめたる増税法案は、既に衆議院の議決を経たり、朕は貴族院各員の忠誠なる、必ず朕が日夕の憂を頒つべきを信じ、速に廟謨を翼賛し、國家をして他日の憾を貽さざらしめんことを望む。

此の勅語には大臣の副署を缺いてゐた。當時人皆異例として畏こんだのであるが、此の勅語を拜して、貴族院は讎然として其の態度を改め、増税法は一言一句の改竄をも加へずして原案の儘に通過した。政府は恐懼措く所を知らず、公は先づ次の如き進退伺を奉呈し、他の閣僚も一同待罪書を呈出した。

内閣總理大臣侯爵臣伊藤博文誠恐惶頓首々々謹みて奏す、臣時難に際し重責に膺り、夙夜戰兢以て涓埃を效さんことを願ふ、先に旨を奉じて國家必要の軍費を支辨し、並に財政の基礎を鞏固ならしめんが爲め、増税に關する諸法律案を編し、允裁を蒙り、帝國議會に提出す、而

して衆議院は之を可決したるも、貴族院に移さるゝに及び頗る其の通過を難するの形勢あり、爲に宸襟を勞し、竟に勅語を貴族院に下さるゝに至る、臣任調鼎に在りて鹽梅道を愆る、誠に恐懼の至りに堪へず、則ち謹みて進止を乞ふ、臣博文誠恐惶頓首頓首。

貴族院と政府並に衆議院との杆格に付き、當時停會の外、疏通を求むるの道なく、最後の解決は制度の上に其の規定なく、一般政情も亦斯る杆格を政治的に解決し得る程に熟して居なかつたので、元首の單獨の行動といふが如き、恐懼に堪へぬ方法に由つて、疏通の法が講ぜられたのである。此の制度上の缺陷並に政情の未發達に依り誘致されたる異常の出來事に怪訝の眼を張りたる世論は、政府の待罪書が、其儀に及ばずとて却下さるゝを見るや、果して猛然として起り、衆議院内の政友會以外の諸派は結束して、首相が君寵を恃んで專横の處置を爲したとの理由を以て、政府彈劾案を提出した。公は之に對し、

抑も今回の事件は貴族院と政府との關係にして、下院の容喙すべき限りに在らず、下院は憲法の解釋機關にあらざるが故に、下院が違憲なりと議決するも、政府を拘束するの力なし、閣臣は一に至尊の信認如何に因りて進退すべきのみ。又元老と貴族院との關係を云々する者あるも、是れ予の關する所にあらず、予は職務上日夕至尊に咫尺するも、元老の調停とは何

等の關係を有するものにあらず、且陛下は閣臣にのみ聽かせ給はざるが故に、閣臣は陛下の思召に従ふの外なく、閣臣の思ふ儘に行はれざることあるを回想せざるべからず、されば、衆議院にして閣臣の進退を議せんとせば、寧ろ上奏の道を擇ぶを本則とせずや。

との意見を宣明した。蓋し當時の實際と我憲法上の理論とを混和した意見であつた。此の意見の宣明せらるゝや、世論は更に勢を加へて、或は貴族院の改革を叫ぶ者あり、或は政府の専制を鳴らす者あり、喧騒を極めたが、議場に在ては、彈劾案は百二十八票に對する百五十五票を以て否決された。

斯くの如くにして、公の第四次内閣は、辛うじて第十五議會を通過したけれども、其成立したる明治三十四年度の豫算には實行難の素因ありて、事業繰延を以て之に應ずるの外なかつたので大藏大臣渡邊國武が此繰延計畫を立つるや、他の政友會出身大臣たる末松、金子、林、松田、原等は、生産に直接關係ある事業費を繰延ぶるの不當を鳴らし、閣内に一大混亂を起したが、公の折衷案によりて纔かに決裂を免れた。然るに明治三十五年度の豫算を計畫するに及んで、渡邊が更に一步を進めて事業中止の腹案を示したので、以前の反對閣僚は劇烈に之を非難し、閣外よりは政友會の一部が渡邊に對し宿怨を抱くの故を以て盛んに五大臣に聲援したので、渡邊對五大臣の

確執は益々深刻となり、三十四年四月十五、六兩日に涉る閣議に於て、五大臣は激論の後、袂を連ねて退席するに至り、組閣の當初以來重ね／＼政友會内の不統一を暴露するに及んで、公も漸く政治に倦み、五月二日單獨に田中宮内大臣を訪うて、豫め參内の手續を了し、歸つて閣僚に辭職の事を告げ、各大臣の辭表を取纏めて奉呈した。渡邊大藏大臣のみは一時辭表捧呈を肯んじなかつたが、勅諭を受けて終に辭表を奉呈した。五月十日公の依願免官となるや、西園寺樞密院議長臨時内閣總理大臣兼任を命ぜられ、渡邊以外の閣僚は暫らく留任して後繼内閣を待つこととなつて、公の内閣は茲に終りを告げ、子爵桂太郎が公の後ちを承けて首相となつた。公は免官と同時に、

朕正二位大勳位侯爵伊藤博文を待つに特に大臣の禮を以てし茲に元勳優遇の意を昭かにす。との御沙汰を拜し、尋いで六月六日、願に依り法典調査會總裁を免せられた。

第三十七節 歐米漫遊

かくて、公は閑地に就くや、政局の大勢より察するも、又政友會内部の黨情より見るも、暫く身を寰外に遠くるの可なるを思ひしのみならず、更に日本の對外關係に顧みれば、北清事變によ

りて促進せられたる極東の情勢は、日本が國際間に一新境地を拓くの必要急なるものあるを思ひ、日露協商か日英同盟か、其の孰れかを以て、自國の位置を保障せざるべからずとし、此事業を達成するの目的を以て、海外漫遊を試むるに決し、九月十八日を以て遽かに其の途に上つた。先づ米國に到り、エール大學より名譽法學博士の學位を受け、それより露國に赴いて日露協商の能否を確め、事若し意の如くならざれば、轉じて日英同盟を結ばんとの意圖で、巴里に在つたとき桂内閣の日英同盟交渉は豫期以上に歩を進めたので、公の意見の一半たる日露協商は自然消滅の姿となり、明治三十五年一月三十日を以て、日英同盟の成立を見るに至つた。之より先き公は日露協商の困難なるを看取するや、露國より英國に渡り、當時の駐英大使林董を援けて日英同盟の促進に勉めたのである。英國政府は公の努力を徳としバス勳章を賜つた。

明治三十五年二月廿五日、公の歸朝するや、其の不在中に起つた政友會内の紛擾の善後處分に當らねばならなかつた。同黨總務委員會は、黨不統一の責を引いて即時公に辭表を提出した。公は總選舉を迎へざるべからざるやも知れぬ情勢の下に在つて、事を荒ら立て、彌が上にも黨の結束を破るの不得策なる所以を説いて彼等を慰撫し、三月七日參内して遊歴中の經過を奏聞し、直ちに大磯に歸臥して暫く世事と相絶つた。

三月二十日前記大不列顛國皇帝より贈與せられたバス勳章の外、露國皇帝より贈與せられた金剛石裝飾神聖アレキサンドル、ネブスキ勳章、獨逸國皇帝より贈與せられた金剛石裝飾赤鷲大綬章、伊太利國皇帝より贈與せられたアンノンアド勳章を受領し及佩用することを允許された。是れ皆な歐洲漫遊中各國元首より優遇された表彰である。

已にして第十七議會の會期漸く近づき、桂内閣が、地租増徴繼續に依つて第三期海軍擴張の經費を支辨する計畫の明白となり來るや、在野諸黨の間に反對論次第に熾んとなつたので、桂首相は公に會見を求めて、相議する所があつた。然るに、案は既に政府側に於て上奏裁可を経たものであつたので、公に於てとかくの意見を挾むべき筋合でなかつたから、公は深く立入らなかつた。議會の開期漸く迫るに及び、公は十二月二日の夜、加藤高明邸に於て、主人加藤並に西園寺公望を加へて、大隈重信と相會し、時事に就いて意見を闘はした。

政友會は、夙に桂内閣の政策に反對の氣勢を現はしてゐたが、議會開會の二日前、即ち十二月四日に開かれたる政友會大會及び同夜の懇親會に於て、公が其の所見を聲明するに及んで、同黨の態度は頓に強硬を加へた。大會に於ける公の演説の要旨は左の如くであつた。

海軍擴張は、現下の形勢に於て、適切の施設なれども、之が財源を地租増徴繼續に求むるは

不可なり、宜しく政費を節減し、政府事業を整理して、之れが費額を捻出すべきものとす。列國は競うて軍備擴張に力むるも、大抵自國の工業を以てするものなるを以て、政府事業の増加は必しも輸入超過の原因とならず。然るに我國に在ては、政府事業の増加は直ちに金貨流出の結果を來すを見る。これ予が政府の政策に付き、疑念を挾む所以なり。

尙ほ懇親會席上に於ける演説の要旨は左の如くであつた。

予と桂内閣とが已に政策に就き所見を異にする以上、相争ふに至るは自然の歸結なり。世間予が桂内閣組織の當時闕下に伏して之を援くべきを奏聞し、今に於て、之に戻るの行動を執るは不臣の行爲なりとの説を流布する者あれども之れ誣妄の甚だしきものなり。又、予を以て積極主義を棄て、消極主義に屈したりとなす者あれども、これ大なる誤解なり。病馬に撻つは積極主義にあらす。要するに、予の意は既に決せり、諸君若し疑はゞ請ふ予を捨てよ。

是に至つて、公の立場は愈よ鮮明となり、政友會の反政府態度は、牢乎として動かすべくもなかつた。

明治三十五年十二月六日、第十七議會の召集せらるゝや、政友會及憲政本黨の在野二大政黨は相提携して地租増徴繼續案を否決するの態度に出たので、政府は停會を奏請し、此間に貴族院議長近衛篤麿、政府と衆議院との間に調停を試みて成らず。臺灣總督兒玉源太郎、直ちに桂首相と公との間を斡旋するに及んで、公は、ともかくも、松田、原の兩總務を招き、政府と會商すべきを諭し、憲政本黨の代表者と共に、政府と折衝せしめたが、議協はずして、十二月二十八日、議會は終に解散を見るに至つた。

明治三十六年三月一日總選舉行はれ、五月十八日第十八議會は召集せられたが、此の議會に於ても、同月二十一日地租増徴案は否決されんとして、三日間の停會を見るに至り、此の停會中憲政本黨及政友會の反對氣勢は毫も緩和されなかつたので、政府は益す重圍に陥つた。然るに之より先き山縣が立つて大に桂首相と公との間に斡旋し、尙ほ臺灣に於ては斷乎たる理蕃政策の實施中に屬し、豫算不成立の爲めに大影響を受くべき事情の下に在つたので、總督兒玉源太郎が再び立つて、桂首相と公との間を周旋したので、此等が其の効果を現はし、政府は停會期の最終日たる二十三日政友會に妥協を提議し、二十四日兩者の間に、地租増徴案を撤回して、鐵道敷設法中改正法律案及事業公債條例中改正法律案を提出するの妥協案が成立した。之が爲めに、政友會内には大動搖を起し、續々脱黨者を生ずるに至つたが、ともかくも此の妥協の爲めに議會は無事に經過した。

第三十八節 四度樞密院議長となる

かく内政に就ては、種々の紆餘曲折を経てともかくも疏通を見るに至つたが、六月二十三日對露問題に付き御前會議の開かるゝに及んで、再び公と政府との間に意見の相違を來した。對露問題とは、北清事件解決の終局として、露國が滿洲より撤兵すべき義務を負うたる條件を履行せず依然兵を滿洲に駐めたので、帝國は、之に對して新に態度を決せねばならぬ事情に迫つたことである。此事に就ては、四月下旬桂首相、小村外相と山縣及公との四人の間には、京都に於て一應意見の交換があつたのであるが、愈よ御前會議の開かるゝに及んで、政府と公との間に緩急の措置に付き所見を異にした。此御前會議の出席者は、政府側よりは桂首相、小村外相、山本海相、寺内陸相の四人、元老側よりは、公、山縣、大山、松方、井上の五人であつた。公と政府側との意見の相違は、諸元老の斡旋に依つて、一先づ政府案の通り決したが、此の時桂首相は、公の位置に注目し、一身にして元老と政黨首領との兩任を兼ね、入つては天顏に咫尺して自由に意見を上つり、出でては野黨として政府に肉薄し得るの地歩を占むるといふのでは、政府たる者は、安んじて國務を遂行することができないので、會議の翌廿四日、山縣と公との會同を求め、山本海相

を帶同して之に臨み、公に對して、元老か黨首が孰れか其一に在りて他を棄てんことを求めた。然るに、公は之に答へて、元老の稱は、過去の勤勞に伴ふ榮號にして、特に其の實體あるにあらず、政黨首領は、憲政有終の美を濟さんが爲めに、予の深く期する所あつて一身を委ねたる實務なれば、今に於て之を棄つるを欲せずと主張して首相の求に應じなかつた。是に於て、桂首相は重大なる時局に際し大政を變理する力足らずとして、七月一日辭表を闕下に奉呈した。山縣、松方の二老は頻りに此間に周旋し、尙ほ御召に依りて參内し、現下の時局に於て内閣の動搖を來さしむるは斷じて當を得たる處置にあらず、伊藤が政黨首領たるは時局の解決に碍げとなるものなれば、宜く之に重要な官職を授けられんことを請ふとの意を奏上した。是に於て、召命の勅電は忽ち大磯歸臥中の公に飛び、公は倉皇東上して參内したるに、意想外の勅語を賜はつた。

朕方今の時局に顧み、卿が啓沃に頼るを惟ひ茲に再び卿を煩はして樞府の重職に就かしめ以て國家要務の諮詢に應せしめんとす、願ふに維新以來の事業中外に涉りて前途尙ほ悠遠なり、朕は卿が積年の勤勞に倚信し、匡救獎順以て克く其の終始を全くせんことを望む。

此の御沙汰の由つて來つた事情を少しも知らぬ公は、驚愕して奉答すべき所を知らず、暫く熟慮の猶豫を請うて退下した。時に七月六日であつた。翌七日山縣參内して伏奏する所あり、八日

徳大寺侍従長叡旨を含んで公を訪ひ、山縣、松方の二老及兒玉も公を訪ひ交も大命を拜受すべきを勸説した。公は始めて山縣等の術中に陥つたことを覺り、内よりは井上、西園寺が頻に命を辭すべきを勧めたが、事情之を許さず、公は終に山縣松方二老も同時に樞密顧問たるべきことを條件として大命を拜するに決し、左の表を捧げた。

臣博文誠恐誠惶頓首々々謹みて奏す、臣先きに大命を欽みて憲法起草の事に當り、上は列聖の宏謨に則り、下は臣民の幸福を基として規畫賛襄するあり、而して其施行日淺く、未だ有終の美を成す能はざるを見るや、身を政黨に投じ之を指導誘掖して以て立憲の趣旨に副はしめんことを謀る。事未だ緒に就かず、乍ら本月六日召命を辱うし、優詔を賜ひ、臣をして樞府の重職に就かしめらるゝの旨を下さる。聖慮深遠内外の事局を洞察し給ひ、以て此の大命を發し給ふ、臣恐惶措く能はず、謹んで聖允を請ひ、慎思熟慮遂に盛意を虚くする能はず、茲に恭しく命を拜す、盖陛下の左右に咫尺して國家要務の諮詢に奉對するは、均しく憲政の施行に屬する職任なり、臣敢て犬馬の勞を效さずんばあらず、臣博文誠恐誠惶頓首頓首

かくて、七月十三日樞密院議長に任ぜられ、政友會總裁には前任樞密院議長西園寺公望を推薦し、十四日西園寺が就任することになった。尋いて十六日公は更に帝室制度調査局總裁並に帝室經濟顧問の兩職を仰付けられ、茲に政友會と絶縁することになった。公は政友會に臨み訣別の辭を陳べた。

予は政友會の將來を慮り、予と同心異體なる西園寺侯を推して予の後繼者たらしめんことを勸告せしに、政友會は一致協力、之を歓迎せられたり、これ予の満足に堪へざる所なり、侯爵は、予の親友にして且つ予が尊敬する所の人なり、憲政の大義主旨に就いて予と諒解を同じうする人なり。予は政友會が侯爵の指導の下に益す其黨運を熾んにし、國家の福利を進むるに就き大功を樹つべきことを期す。

政友會よりも公に感謝狀を呈した。

伊藤侯爵閣下

閣下曩に國家百年の長計を念ひ、憲政有終の美を濟さんが爲め、奮つて同志を糾合し、我が立憲政友會を創立したり。爾來專心一意、其趣意を貫徹せんことを勗む。而して閣下の志す所未だ全く酬いず、本會の期する所前途尙遼遠なり。本會創立以來今日に至るまで、閣下の統督指導に依り、政局に處し能く國家の必要に應じて機宜を愆らざらんことを期せり。本會は將來尙ほ大に閣下に信賴する所あり。閣下も亦益奮つて爲す所あらんとす。是の時に當り大命一た

び下りて至高顧問の重職に就かる、閣下の君國に忠厚にして、蹇々匪躬の節を持するは、朝野其揆を一にす、今や總裁として閣下を戴くの榮を失ふは、本會の深く遺憾とする所なりと雖も、閣下の訓誨は永く本會の服膺する所なり。惟ふに、閣下夙に力を帝國憲法の制定に效し、憲政の完備を期するは終始一貫して渝らざる所、閣下去るの後と雖も、本會は協心戮力以て其の初志を達することを努むべし、茲に謹んで感謝の意を表す。

かくして公は全く黨外の人となつた。

明治三十六年十二月五日第十九議會が召集せられたが、此時に當りて、露國と帝國との交渉益す困難となり、物論漸く政府の軟弱を責むるの形勢となつたので、憲政本黨と政友會との聯繫成り、外交問題を以て政府を彈劾する豫定となつてゐた際、衆議院に於て、議長河野廣中の獨斷に由り、開院式勅語に對する奉答文中に政府を彈劾する旨を述べたので議會は一事をも議するに及ばずして解散となつた。

第三十九節 日露開戰

一方には、日露の交渉益々危急に瀕したので、十二月下旬、樞密院議長たる公は、元帥山縣有

朋と大磯に會して議する所あり、二十七日相率ゐて歸京し、翌二十八日臨時樞密院會議を開いて軍資補充の爲め緊急支出をなすの件並に京釜鐵道速成の件を議決して政府の對露策に資した。二月に入り、日露交渉は全く梗塞の状態となつたので、四日御前會議が開かれ、政府側よりは桂首相、會禰藏相、小村外相、山本海相、寺内陸相、元老側よりは公と山縣、大山、松方、井上が出席し、滿場一致を以て國交斷絶を決定し、茲に日露開戰の廟議が一決した。

此の日露交渉は、前年（明治二十六年）八月十二日以來實に半年の久しきに彌り、我に於て隱忍の限りを盡したので、國內に在ては物論漸く激し、對露同志會と稱する硬論を主張する一團起り、三十六年十一月八日、桂首相に警告書を送ると同時に、公に左の覺書を送つた。

對露時局の宜しく定まるべくして定まらざるは伊藤侯等が當局者を掣肘するが爲めなりとの説は、實に國民をして憂懼憤慨に禁へざらしむ。吾人は憲政の大義より思考して其訛傳なるべきを信せんと欲す。然れども侯等が屢ば閣議に參し、且つ閣員と往來するの頻々たるを見れば此説の起る亦決して謂れなきに非ず。若し萬一にも侯等にして畏くも至尊の特殊なる寵遇を恃み、叨りに其間に容喙して國是の斷行を妨沮し、以て國家百年の大計を誤るが如きあらば、其の罪や決して容赦すべからず。吾人は茲に國民の公憤を伊藤侯に警告するの必要にして、且つ

深切なる情義なるを認む。

桂首相に送つた警告書は、輔弼の大義を明かにし、閣外よりの掣肘に羈束せられざらんことを勧告したものであつた。桂首相は之に對して、閣臣の責任は依然閣臣自身の上に係り、斷じて他の容喙に動かさるゝことなし、唯だ閣外の言と雖も聞くに足るものありとせば、之を聞いて自家の資とするを妨げざるのみ、恰も今對露同志會の警告に聞くべきものあれば之を聞くべく、斷じて之に動かさるゝことあるべからざるが如しと辯明した。

かくて、開戦の廟議決定に参加した公は、責任の重大なるを感じたものか、二月十日宣戦の布告せらるゝや、十三日東京を發し伊勢大廟參拜に赴いたが、途上

臣是忠狂世勿疑 奉君孜孜豈知疲

虛心惟願神明鑑 披瀝丹誠不自欺

の一首を賦し龜山驛より桂首相に送り、十四日大廟に參拜して、地上に跪坐し熱禱良久之を久うして即日歸京した。

此の宣戦布告の發せらるゝに先ち、韓國方面に於ては既に日露兩國の軍事行動は開始せられ、露國の勢力は水陸共に覆滅して、我陸軍は長驅平壤に突進し、爲めに韓國北半の物情は定まり、

二十三日、我駐韓公使林權助と韓國臨時外首李址鎔との間に、一種の同盟條約ともいふべき議定の成立を見るに至つて、韓國との關係も定まつたので、三月七日公は御前に召され、韓國皇室の御慰問の思召を以て、特派大使として差遣はさる旨の御沙汰を賜つた。此の御慰問には重大なる意義があつた。初め日露國間に危機の切迫するや、韓廷に於ては、露國の韓國に扶植せる實力を過信し、日本は威力を韓國境土内に逞うするを得ずして、自然戦争は韓國領土以外に於て行はるるものと信じてゐた。従つて韓國宮廷に於ては、局外中立を聲言してゐた。然るに事實は此豫想を裏切つて、宣戦の布告を見るに至らざるの前、早くも露國の海上勢力は韓國の領水内に於て剿滅せられ、其の陸上勢力も亦韓國境内より影を没するに至つたので、韓國宮廷は日本の意向を測りかねて甚だしく不安の念に襲はれて居た。宮廷が不安の念に襲はれてゐる間は即ち國民も亦同じく不安の念に襲はるゝものと見るべきであつた。韓國の事は條約的には定まつたけれども、斯る事情の存する爲めに政治的には未だ安定したとは言はれなかつた。

此の情勢を一掃し、眞に韓國上下をして我に信賴せしむる爲めに、公は御慰問大使として特派されたのである。乃ち公は三月十三日東京を發し、神戸より假裝巡洋艦香港丸に塔乗し、當時頗る危険なりし對島水道を横斷して十七日仁川に達したるに、韓廷よりは、輔國閔泳煥を迎接委員

長として同港まで特派した。公は即日京城に入り、翌日參内して、親書を呈し、内謁見を遂げ、以後諸外國代表者との交際、韓國大官との折衝等大使としての任務を遂行し、滯留十日間の後、二十六日京城を發し、翌日仁川より再び香港丸に乗込み、二十九日佐世保に歸着し、四月一日歸京復命した。公の此の出使によりて韓國の物情は始めて安定し、加ふるに我陸軍が敵を壓迫して支那に進入したので、五月十九日韓國は露國との國交斷絶を宣言するに至つた。此の行公は韓國皇帝より大勳位金尺大綬章を授けられ、四月一日之を受領し及び佩用するを允許された。

曩に二月二十三日、日韓の間に成立した同盟條約の第一條には、大韓帝國政府は、大日本帝國政府を確信し施政の改善に關し其の忠言を容るゝことといふ約定があるが、其の後ち戰勢次第に發展し、七月に入つては、我滿洲の野戰諸部隊に對しては滿洲軍總司令部成りて、本營は遼東に移され、旅順は我が海陸軍の封鎖する所となつたので、韓國は殆んど戰塵より遠ざかるの形勢となり、政治的施設を施すに可なるの時期に達した。それかあらぬか、公は七月九日（明治三十七年）先の駐露公使栗野慎一郎、樞密院書記官長都築馨六等を隨へ、横濱より乗船して神戸を經、馬關に至つて駐韓公使林權助に會し、『對韓策を商議し、それより若松製鐵所、吳鎮守府、神戸の川崎造船所等を視察して、二十八日大磯に歸着した。幾許もなくして韓國に於ては、我が林公使

が韓帝に謁し、人心漸く定まれる此の期に於て、曩に同盟條約に定めたる施政改善に關する忠言を爲したる旨を奏聞し、韓皇は直ちに委員を命じ、我と商議せしめて、八月二十二日我が林公使と韓國外部大臣署理尹致昊との間に協約を結び、韓國政府は日本政府の推薦する日本人一名を財務顧問に、外國人一名を外部顧問に傭聘すること、韓國政府が別國と條約を締結し又は特權讓渡等を與へ若くは契約を結ぶには豫め日本政府と協議すべきことを規定した。

第四十節 日露講和

日露間の戦局は益々進み、明治三十八年三月初頭より十日に彌る奉天の會戰に於て、『我が軍大捷を博し、作戰は一時期を劃し、是より我れは第三期作戰に入らんとし、諸外國の間には、頻りに講和勸告の意向が動いてゐたが、露國はバルチック艦隊の派遣に望を屬して、毫も屈伏の色を示さなかつた。五月二十七八日に彌る日本海の戰鬪に於て、バルチック艦隊の全滅するに及び、漸く講和の氣運熟し、六月六日米國大統領ルーズヴェルトの勸告に應じ、兩國全權は、米國ニウハンブシヤイヤ州、ポーツマスに會し、八月十日より談判を開始し、續いて講和條件の審議を進めた。然るに最後の論點たる、樺太を二分して其の北半を露國領土として殘存すること、これが

代價として露國は十二億圓を日本に支拂ふことの二項に至つて停頓し、八月二十三日の會同に於て、露國全權は之に賛成する能はざる旨を答へたので、我れは元老及び政府の聯合會議を開き、償金額は多少減するも、飽くまで前記條件を支持して會議を繼續せしむるに決し、八月二十六日の會同に於て、露國全權は樺太折半問題に付て讓歩の意向を洩らしたるも、償金に就ては、斷乎として反對し、談判破裂の已むを得ざるを諷示したので、二十八日我に於ては、政府側よりは桂首相を首めとして各大臣、元老側よりは公、山縣、松方、井上等相會して密議を凝らし、相率ゐて御前會議に出席し、最後の訓令を全權委員に與へ、我は償金を拋棄して、廿九日講和條約の成立を見るに至つた。

此の條約に依て、日本は韓國に於て必要と認むる指導保護、及監理の措置を取るの權利を得、且つ此の講和談判中、八月十二日、我と英國との間に成立したる改訂同盟協約に於て、英國は日本が韓國に於て政治上、軍事上、經濟上卓絶なる利益を有することを承認したので、我に於ては對韓政策に一步を進むるに決し、明治三十八年十月二日、公は御前に召され、再び、今般韓國皇室御慰問の思召を以て特派大使として差遣はさるゝ旨の御沙汰を賜はつた。是に於て公は樞密院書記官長都筑馨六、陸軍少將村田惇、侍從武官井上良智、帝國制度調査局總裁秘書官古谷久綱、

貴族院議員高崎安彦等を隨へ、十一月五日程に上り、八日軍艦須磨に搭乘して門司より釜山に渡り、九日京城に入り、翌十日韓皇に謁して親書を呈し、十五日再び參内し、單身韓皇に謁して四時間の長きに涉り内政釐革に關する忠言を試みた。公の此の忠言に本づき我が駐韓林公使より韓國の外交權を日本政府に於て監理すること、日本政府の代表者として統監を韓皇の闕下に置き、統監は内謁の權を有すること等を骨子とする新協約案を提出した。由來韓國外交の爲めに、日本は日清、日露の二大戦役を餘儀なくされたのであるが、今其の禍根たる韓國外交を日本の手中に收めんとするに當り、韓國大臣中には曾て日本の宣言せし韓國の獨立維持なる辭句を捉へて之を楯とし、今次の提議を以て日本が言を食み、韓國の獨立を奪ふものなりとて悲憤慷慨する者あり市井の徒も亦頻りに喧騒し始めた。加之韓廷に於ては、豫め此種の提議あるべきを察知し、露國の勢力失墜したる後は、米國を頼んで日本に拮抗せしむるの外なしとし、例の常套手段を弄し、豫め米人ハルバードと共に密使を米國に派し大統領ルーズヴェルトに日本の暴虐を訴へしめた。斯る事情あるが爲め韓廷内の紛糾は益々甚だしく、公が韓帝に謁して奏する所あらんとすれば、帝は病と稱して見えす、纔かに諸大臣等と議せよとの旨を傳へしむといふ狀況であつた。公は此の韓帝の傳命によりて、不臣の名を恐るゝ彼の諸大臣等の爲めに一條の活路を見出し、韓帝の意

は、予と卿等との協議を嘉納するにあれば、最善を盡して予と協議せよと言渡し、更に審議を凝らさしめたるも、如何にせん、審議の内容は刻々外に洩れ、城内は益々不穩に赴くのみなるを以て、或は會議場を日本公使館内に移し、或は更に宮廷内に移して日本警察を以て之を警戒し、公は危難の身邊に薄るを意とせずして之に臨み、百方手段を盡して、終に十七日、その調印を見るに至つた。此の報の傳はるや、殺氣漢城内に滿ち、大官にして自殺する者あり、書を諸外國代表者に投じて干涉を求むるものあり、形勢容易ならざりしが、我が軍事警察の處置機宜を得たる爲め、大事に至らずして止み、尋いて米國に派したる密使も、同國當局が之を受理せず、其の中に早くも日韓新協約は成立を告げたので、韓廷の外國に依らんとする計畫は畫餅に終つた。斯くして韓國は名實共に一種の保護國となつたのであるが、此の際に處したる公の老練なる手腕と、卓厲風發の態度とは百世の後をして尙ほ想望せしむるに餘りあるものがあつた。

新協約の調印終るや、二十日明治天皇は滯韓中の公に對し、

朕帝國と韓國との關係を一層鞏固ならしむるの緊要なるを思ひ卿をして朕が至誠の忠言を韓國皇帝陛下に致さしむるや、卿乃ち朕が旨を體し措置宜しきに從ひ以て能く其使命を全うせり朕深く卿の勞を嘉賞す。

との勅語を賜つた。

二十二日公は汽車にて水原に至り、八達山に遊獵し、夕景歸途に就くや、六時三十分永登浦附近に於て、暴漢あり石を公の汽車に投じて窓硝子を粉碎し、公は面上に數箇所の小創を被つた。韓廷之を聞いて震駭し、即夜禮式院長李根昭を公の旅館大觀亭に遣はして慰問せしめ、更に宮内大臣李載克を勅使として、謝辭を公に效させた。我が皇室に於ても此の變報に驚かせられ、主上直ちに侍從長をして慰問の電報を發せしめられ、皇后皇太子御二方よりも同様の御電報を賜はつた。然るに公は此の變事に屈せず、二十四日當時の駐韓軍司令官なる陸軍大將長谷川好道と共に騎馬にて郊外を逍遙した。公の曩の遊獵といひ又此の散策といひ、皆な危難を意に介せざる公の豪膽を窺ふに足るものである。

かくて、三十日京城を發し、鎮海灣に至り馬山浦を巡覽して歸途に就き、十二月五日大磯に着し、八日入京復命した。

第四十一節 最初の韓國統監

此新協約の批准發布せらるゝや、十二月二十日我れは韓國京城に統監を置き、主要都市開港場

等に理事官を置くこととなり、二十一日公は樞密院議長を免ぜられ、第一次の統監に任せられた。翌明治三十九年二月二十日を以て赴任の途に上り、二十二日伊勢大廟に参拜し、三月一日軍艦和泉に駕して馬關を發したるに、此日風浪劇しく、艦體動搖の爲め、椅子顛倒して公は腰部を打撲したが、二日弭ひて京城に入りて、統監の職に就き、數日の後ち長谷川軍司令官、鶴原總務長官、井上侍從武官、木内農商工部總長、岡警務總長、添田興業銀行總裁等を從へて韓皇に謁し、統監の親任狀を呈し、政務に就き奏聞する所があつた。韓皇は、此の夜御前會議を開いて、統監の奏聞に本づきて各大臣に勅諭を下し、續いて統監は韓國大臣を招きて訓諭する所あり、先づ韓國大臣の位置を安定する爲め、内閣は現任大臣一致協力して政務に當ること、政務の改革は漸進的にすること、事業を奨励し農工商を發達せしむるの施設を爲し、之が爲めには日本の會社より借款を起すことを以て施政の綱領となし、之が實行に當らしめた。

對外關係に於ては、新協約の發布、統監府開始の結果として日本領事は理事官之に代り、日本公使館は閉鎖し、諸外國も公使を撤退して領事のみを置くこととなつた。

此間に在りて、四月一日(明治三十九年)公は、明治三十七八年事件の功に依り特に菊花章頸飾を授けられ、續いて、凱旋觀兵式参列の勅命を以て、四月二十一日京城を發し、二十四日大磯

に歸着した。統監の任地を離れたるを見て、かねて協約に反對し、統監政治の緒に就くを見て時事に平かならざる一派の朝鮮人は奇貨居くべしとし、忠清道一帶に蜂起し、前参判閔宗植之に將として洪州城に據り、前参政崔益鉉亦民兵を嘯集し、全羅北道に起りて之に呼應し、遙かに宮城内に潜める同志と策應し、日本人を排斥し、暴動を以て日韓の關係を破壊し、外國干涉の端を開かうとした。公は急遽東京より歸任し、統監の職權を以て、兵力の使用を長谷川軍司令官に命じ、暴徒は幾許ならずして戡定せられ、首魁は皆縛に就いた。韓廷は彼等を斬に處せんとしたが、公之を聽さず閔を珍島に、崔を日本の對馬に流さしむることとした。

此暴動たる、南韓一帶に亘りて、組織あり、脈絡あり、しかも其の策源地は宮中の一角に連り政治的陰謀たるの迹漸く明かとなつたので、公は参内して長時間に渡つて奏聞する所あり、宮中に雜輩の出入頻繁なるは日韓の親善を傷くるの因を爲すこと、過般の暴動に内官の關係したる者ありしは甚だ遺憾なること、斯る事件の頻發するに於ては、自然韓國皇室の尊嚴を喪失するに至るべきこと等を以聞き、これを豫防する方法として、宮闕の警衛は日本の警察機關を以て之に當らしむるの方策を薦め、韓皇の允許を得て之を實行し、尙ほ宮闕警衛に就き嚴重なる門鑑の制を立て、之を持せざる者は一切出入を禁じ、以て雜輩陰謀の禍根を除くことにした。

韓國統治の大綱畧ぼ其の緒に就いたので、公は暫らく歸國することとなり、明治三十九年十一月十九日韓皇に謁して告別し、又、韓國諸大臣を集めて訓諭する所あり、長谷川軍司令官を留守統監代理とし、機變に備ふる準備萬端を整へて、十一月二十一日を以て京城を發し歸東の途に上つた。途上村落の風物を觀て左の一首を賦した。

山河滿目未回春 野景還添別恨新

家似臥牛人似鷺 白衣茅屋可憐民

以て公の韓民に對する情懷を窺ふべきである。三十日大磯に歸着し、これより暫らく内地に留まつた。

明治四十年二月、曾て公の獻策に成り、公自から總裁に任ぜられたる帝室制度調査局の事務が完了を告げ、局を閉づるに至つたので、同月一日、

曾て皇室典範帝國憲法を制定するや、卿實に草創の任に膺り、帝室制度調査局を置くに及んで卿をして之を總裁せしむ、今や其功竣を告ぐ、是に於て皇室諸般の令章始めて備はり以て後嗣に貽す所あり、朕深く其績を嘉す。

この勅語を賜つた。

第四十二節 海牙密使事件

公が誠意を傾けて韓國の扶植に努めてゐる間に、さしも宏量な公を激怒せしめた不祥事件が突發した。それは明治四十年六月、海牙に第二回萬國平和會議の開かるゝに及び、韓皇の密使なるものゝ現はれたことである。此年三月十一日公は大磯を發して歸任したが、七月一日に至つて此事件が現はれ來つたのである。

是より先き韓國宮廷の警衛は日本警察が之を擔當し、雜輩の出入は嚴に警められたのであるが外人と韓室内部との通謀は極めて巧妙に行はれ、種々の不純な目的を以て内廷と往復する者があつた。一日英人ベッセルなる者の京城にて經營する新聞大韓毎日申報に、日韓新協約は、韓皇の認諾を受けたものでない、日本は強制的に韓國から其外交權を奪取したのである、それ故に韓皇は、列國の共同保護を望んでゐるとの事實を立證すべき韓皇の親書なるものが掲載された。韓廷は驚愕して直ちに告示を發し、之を取消させたが、果然韓皇の密使なる者が海牙に現はれて、此の記事の眞實なりしことが暴露された。密使は韓人三名であつたが、其の帷幄には曩に韓帝の米國大統領に送りし密使の任に膺つた米人ハルバート及び前掲新聞紙の經營者ベッセルも參加した

密使は平和會議を訪うて、先づ招待狀を韓國に發せざるの不當を鳴らし、之を發せしめて、獨立國たるの口實を得んとしたが、既に日本が法律上韓國の外交監理者として出席してゐるのであるから、何人も斯る抗議を相手にする者無き爲め失敗に終り、次に宣傳運動を以て盛んに日本の横暴を江湖に訴へたが之れ又所期の効果を擧げ得ずして、密使の妄動は自然終熄に歸した。

七月一日此の報一たび傳はるや、韓廷の上下色を失ひ、鳩首して善後策を講せんとしたが、此の間に韓廷傳統の朋黨の争が紛淆し、老論派は皇帝の絶對的無關係なるを單純に主張し、少論派は無關係なるの實を示さざれば無關係を主張するを得ずと論じて、滿廷鼎の沸くが如き狀となつた。偶々七月三日宮岡練習艦隊司令官一行の希望により、公は統監として之を帶同し、韓廷に入つて、謁見したが、普通の儀禮を行つた外、密使事件には一言も觸れずして退出したので、韓皇は惶惑の餘り終夜眠る能はず、翌四日宮内大臣李載克を勅使として統監邸に派し、全く密使派遣を與り知らずとて、統監の意を迎へんとしたが、此の時公は李宮相に向ひ、閣下は事件の實質を熟知せらるゝや、事件を知らざる者と談議するは無用ならずやとて、一言の下にこれを斥けたので、韓皇の惶惑は益々加はり、終に病と稱して内庭深く籠居し、自國大臣にさへ見えなかつた。諸大臣は、四、五兩日に涉りて、統監邸に會議を開き、交々閣員の此事件に關與せざりし情を陳

べ、統監の意向を叩かんとしたが、公は沈黙して一語も發せぬので、彼等は徒らに焦慮するのみにて、爲す所を知らず、終に六日を以て御前會議を開くこととなつた。此の會議に於て閣臣と皇帝との間に事實關係の問答が有つたが、帝は實を吐かず、却つて善後の處置は閣臣が責任を以て之に當るべきものなるを主張し、帝と閣臣との間に意見の乖離を來すに至つた。閣臣中には、事件の極めて重大なるを陳べ、姑息の彌縫策を用ゐるを許さず、此の國際間の大不信を贖ふの道は皇帝躬から日本に渡り、日本天皇に謝するの外なしと極言する者あるに至り、帝は默然として裏に入り、復た大臣を見なかつたが、翌七日某外人の名を以て海牙に在る密使の類に電報を發し、帝は今監禁幽閉の境遇に在りと欺き、之を歐洲に訴へしめ、一方には壯士を引いて後宮に入れ、機に臨んで大臣を刺さしむるの計畫を立て、宮中と府中とは隱然相對立する形勢となつた。

然るに日本政府に於ては、此事件に關する廟議定まり、外務大臣林董之を携へて十八日統監府に來ることとなつたので、韓國内閣は愈々驚愕し、林外相の到着以前に一件解決を告げざれば、社稷の事測り知るべからずとなし、連日連夜會議を開き終に皇帝讓位の外時難を救ふ道なしと決した。然るに帝は此間に、某國領事館に遁れて之に據らんとするの計畫を進め、事未發に露はれたので、内閣は之を防止すると共に、總理大臣李完用は即夜參内して閣議の結果を奏聞した。韓

皇は其の計畫が失敗に終り、策の出づべきものなきに拘らず尙ほ讓位の諫争を斥け。十七日諸大臣袂を連ねて入内し、事局の切迫せるを陳じ、重ねて讓位を請ひしに對し、卿等は統監の旨を承けて朕を賣らんとするかと叱咤し、諸大臣をして恐懼して廷を退かした。而して此の夜韓帝は侍從院長を統監邸に遣はし、至急諮問すべき事項あるに就き明十八日午後參内せんことを求めしめた。公は國分秘書官を以て答へしめ、本國外務大臣の參着方さに目睦の間に在り、之と商議を遂げざる前に參調するの無用なる旨を陳じて召命を謝せしに、帝聽かず、督促再三に及んだので已むなく參内すると、帝は前言を繰返へして、其の密使に關係なきを辯じ、併せて内閣より奏請したる讓位は公の意思なるかと尋ねられた。公は儼然として之に答へ、讓位の事たる本とこれ韓國皇室の問題なり、皇帝の臣下にあらざる予の答申すべき限りにあらず、又此事に就き予は何等韓國大臣と議したることなしと答へて退出した。謁を大臣に許さざりし皇帝に接するは此の時なりと、諸大臣等は公の退出するや時を移さず入つて皇帝に面し、最後の諫争を試みた。是に於てさすがの皇帝も意を決し、十九日午前二時半元老會議を召集し、其の讓位に賛同するを見て、終に午前三時詔勅を發し、午前七時法部大臣趙重應をして之を統監府に報ぜしめ、併せて暴民の鎮撫を委囑させた。前夜最後の御前會議並に元老會議の内情巷間に洩るゝや、城内に亂民起り、拂曉

禪位の詔勅出づるに及んで、勢俄然猖獗を加へ、韓兵來りて之に加はり、警衛の任に膺れる日韓兩警察官に發砲し、死傷者を出すに至つたので、公は前記の委囑に本づき、兵力の使用を軍司令官に命じ、我軍隊を以て暴徒を鎮靜した。

かくて韓帝の禪讓式は十九日午前八時を以て舉行され、翌二十日午後二時三十分を以て内外臣僚の朝見式が舉行された。

第四十三節 内政監督協約

我政府に於ては、此の密使事件によりて示したる韓廷の背信行爲に對する廟議を決し、林外相は之を携へて豫定の如く京城に達したが、時恰も韓廷に於ては讓位問題の爲め大混亂を生じ、終に首都に暴動をさへ起すに至つたので、此形勢に鑑み、既定の廟議に若干の斟酌を加へ、統監たる公と新帝治下の韓政府の首相李完用との間に、更に新なる一の協約を締結した。此の新協約は

- 一、韓國政府は施政改善に就き統監の指導を受くること
- 二、韓國の立法及行政上の處分は統監の承認を得ること
- 三、韓國高等官の任免は統監の同意を受くること

四、韓國政府は統監の推薦する日本人を韓國官吏に任ずること

五、韓國政府は統監の同意なくして外國人を傭聘せざること

を規定したものである。即ち從來の外交管理の外に、韓國扶植の徹底的手段として内政監督の實權をも統監の手に收むることにしたのである。

此の新協約の調印せらるゝや、西園寺首相は直ちに、日韓協約の迅速且満足なる締結を見るに至りたるは御同慶に堪へず、陛下に於かせられても深く御嘉賞遊ばさる、茲に閣下の御盡力に對し深厚の謝意を表すとの祝電を發した。又政友會は四月二十六日に在京代議士會を開いて、日韓協約は韓國統治の實權を我に收め、多年の禍根を絶つものにして、東洋の平和を保持し韓國の文明を開導するに於て多大の效果あるべきを疑はず、吾黨は新協約の成立を以て我國民の満足する所たるを信じ當局の功勞を多とすと決議し、之と同時に伊藤統監に祝電を送つた。進歩黨及び大同派も亦新協約に賛意を表し、言論機關も大抵統監の成功を認め、其の日韓關係の發達に資する所多大なる旨を説いた。

公は新協約締結後、統監府員と共に新聞記者通信員等を京城日本人俱樂部に招待し、其の所感を述べて曰く、

韓國の獨立を唱へたるは近々三十年來の事にして一に日本の主張に係るのみ。過去數千年間朝鮮人は未だ曾て一人の獨立を唱へたるものがない。若し之れありとすれば、吾輩はその教を受けよう。韓國元老學士と雖も未だ一の明答を與へた者がなし。然るに今日に於て、日本が數千年來の獨立にても破壊し若くは蹂躪せんとするものゝ如くに、日本を排斥するは果して何の心ぞや。獨立は僅々三十年來日本が彼等に與へた空名に過ぎないではないか。併し日本は決して彼等の杞憂するが如く韓國を併呑せんとするものではない。合併は日本に取つて寧ろ迷惑の至りである。又韓帝を日本に連れ行くべしと思ひ、一國の安危存亡に關する大事なりとて頻りに騷擾を企てる者もある。是れ又誤解の最も甚だしきものである。若し韓帝を日本に連れ行けば多くの手數と費用とを要し、頗る厄介千萬である。日本は既に確實に韓國を保護してゐる。何を苦しんで之を合併する必要があらうぞ。韓國自ら教育を興し、商業を盛にし、議院政治をも創設するの期あるべきも、其の日本に敵對して發砲するまでには前途遼遠であらう。併し之を憂へず之を恐れずして、韓國をして富強を圖らしむるは、實に日本の雅量ではないか。但だ其の國家は永く日本と同盟して親睦するを必要とする。願くは日章旗と八卦旗とは並び立つて兩國の防禦に任じ延いて極東の平和を擁護せんことを。是れ日本の誠心誠意を以て望む所である。

公は始めから名儀上の日韓合併を望まなかつた。併し、韓國の外交權と内政監督權を我が國の掌裡に收むれば、それが名儀上は保護制度であるが、事實上の併合であると思つてゐた。残るは兵權であるが、外交上の責任を日本に委任した上は、主として對外關係より起る兵力の使用も亦日本に委任するが當然の歸結である、殊に内亂頻りに起るも韓國の兵隊では到底それを鎮壓することができない。何時も日本の憲兵若くは歩兵に依頼するといふ状態であるから、從來の有名無實の韓兵を解散することに決し、韓帝は八月一日を以て特に詔勅を發して解散することになつた。その詔勅の下書は公自ら筆を執つて起案したものである。公の手書は左の通りである。

朕有司に命じて兵制を改正し専ら士官養成に努め、他日徵兵法を發布し鞏固なる兵力を具備せんとす、今茲に皇室侍衛に必要な者を存し、其他は一時之が解隊を命ず、而して其の將校以下士卒に至る迄恩金を支給し以て其の勞に報ゆ、汝將校士卒等克く朕が意を體し愆なきを期せよ。

是に於て韓國の兵權も亦我が手に歸することになつた。

八月二日に至り、從來の年號光武が隆熙と改められた。次いて新協約中韓國政府は統監の推薦

せる日本人を韓國官吏に任命する事といふ條項に依り、官廳の要部に日本人を配置することとなり、警務顧問たりし丸山重俊を警視總監に、總務長官鶴原定吉を宮内府次官に、木内重四郎を内務次官に、荒井賢太郎を度支部次官に、倉富勇三郎を法部次官に、俵孫一を學部次官に、松井茂を警務局長に夫々任命あり。公は、新協約に關聯して施設すべき諸制度に關する要務を帯び八月十一日を以て京城を發し二十日東京に入り、朝野の歡迎を受くること宛かも凱旋將軍の如き壯觀を呈した。即日參内して委曲を以聞せる公に對し、明治天皇は左の勅語を下された。

朕夙に東洋の平和を重んじ卿をして韓國の扶植に任せしに、卿克く朕が意を體し拮据盡瘁、效果維れ舉り、今や新條約の成立を見る。寔に卿が忠誠の致す所なり、朕深く其功勞を嘉す。

公は新協約の實行に必要なる、韓國政費の國庫補助、統監府官制、司法制度改革等に關する案を具して政府の承認を求めたるに、八月三十日元老大臣の總會議に於て公の希望通りに承認された。尙ほ副統監の職制を新設して統監補佐の任に當らしむることとなり、子爵曾禰荒助が副統監となつた。

第四十四節 太子太師となる

九月十六日公は勳功に依り特に公爵に陞叙された。越えて十月三日公は曾禰副統監と共に歸任した。翌十月十六日には、我が皇太子殿下(先帝陛下)韓國行啓あり、公は殿下を奉じて日韓皇室の御親交に努めた。十一月九日、韓帝より王世子の師父たることを要望され、太子太師の職を授けられ、特に親王の待遇を賜つた。其の詔勅に曰く、

古の太子を教育する必ず孝悌博聞にして道術ある者を選んで之を師傅の位に置き、然る後ち容徳を成就し萬物を以て貞る。故に朕深く宇内の大勢と國家長遠の計とを惟ひ、將に文明の教育を以て儲君に施さんとす。而して師傅の任は寔に其人を難しとす。内外に旁求し茲に大勳位統監公爵伊藤博文を以て特に簡んで太子太師と爲し、委するに輔導の任を以てす。伊藤統監は、徳高く功隆く學は古今に通じ、我邦に於ける實に擎天支厦の勞あり。朕常に敬する所の者なり。今官職を以て相届すと雖も禮遇は即ち宜しく殊に特に親王の禮を以て之を待ち、位百僚の右に在るべし。咨我伊藤太師欽哉、朕が意に孤く無れ。

之と同時に總理大臣李完用は太子少師に任せられた。韓帝は同月十九日を以て、太子をして日本に遊學せしむることに決し、特に左の詔勅を發せられた。

國は儲嗣を以て本となす。儲嗣を育するは早教を以て本となす。故に泰西諸國の太子多くは幼

年に於て外國に遊歷して仕へて軍籍に入る者あるに至る。我が皇太子英睿夙就實に元良の徳あり、宜く早きに及んで遊學すべく、深く銅闥に居るべからず。故に太子太師統監伊藤博文をして扈して日本に往き輔導諭誨せしむ。凡て教育の道に係るもの専ら大日本皇帝に頼りて其の成就を期す。是れ固より我が韓初めて有るの盛舉なり、異日我が國家勃興し、我が邦命を維新し、我が奎運を開發するを望むは以て今日の此の舉に由て始まると云ふべし。朕が心疑ふなし、爾臣民咸な此の意を悉せよ。

十二月五日、伊藤統監は太子と共に、仁川より軍艦に乗じて日本に向ひ、七日下關着、十五日東京着、十八日參内、明治天皇及皇后兩陛下並に皇太子及妃兩殿下に拜謁、それより太子は東京に留學せらるゝことになつた。

第四十五節 諸制度の改正及新設

内政監督の新協約に依り、内閣及各部並に地方廳の官制は、大體に於て日本のそれに準じて改正せられ、尙ほ「韓國司法事務は普通行政事務と區別する事」といへる條項に従ひ新に裁判所構成法發布せられたが、是れ又日本の制度に倣ひ、區裁判所地方裁判所控訴院及大審院を設け、大

審院を京城に、控訴院を大邱、京城、平壤の三箇所に、地方裁判所を八箇所に、區裁判所を百十三箇所に置かれることになり、此等の諸衙は明治四十一年八月一日を以て開廳された。その開廳式に於て大審院長渡邊暢は左の趣旨の演説をした。

韓國に在て先進文明國に行はるゝものと同一なる獨立司法官を以て組織したる裁判所の開廳は今日を以て始とす。吾等は韓國裁判改善を計るの覺悟を以て職務に當るべしと雖も、司法事務の機關未だ具足せず、例へば訴訟の冒頭より必要な送達に付ても執達吏の如き特別機關存せざるを以て書記、巡查に托するか若くは郵便に依るの外なし。又裁判執行に於ても専務の機關なきを以て、今日の處、府尹、郡守又は警視、警部を煩はざるべからず。故に此の場合に於て過ち少く裁判事務を遂行するには偏に各官の援助を仰ぐの外なし。

當時創業の困難なりし事情は、此の演説を見るも想像することができる。是れは素より司法事務ばかりでなく、一般行政事務に於ても、從來の亂雜なる遣口を改めて、文明式の法治制度を舉行しやうといふのであるから、伊藤統監以下當局の苦心は一通りではなかつた。

尙ほ荒廢せし農工商各事業の發達を圖る目的で、伊藤統監は東洋拓殖會社を設立し、その株式の一部は日韓兩政府が引受けることにした。その創立に必要な會社法は明治四十一年八月二十

七日に公布され、九月二十四日に創立され、その總裁には陸軍中將宇佐川一正が任命された。又九月二十四日、京城に大韓醫院が設けられたが、伊藤統監は醫學博士佐藤進を聘して其の院長とし、其の部下に内外科の名醫を集めたので、醫藥に乏しき韓國の事として、上下其の惠澤に欣喜した。殊に當時虛弱にして侍者の扶持に依らねば歩行もできなかつた隆熙帝が、その健康を回復されたのは全く佐藤の力であつた。

伊藤統監は此等の施設を行ひ、政治上の訓令を當局者に與ふるの外、元老大官等に對しても意思の疏通を圖る爲めに、時々文墨の雅宴を張つた。公は和漢洋の學を兼ねた上に、詩を賦し書を能くしたので、詩酒徵逐の間に、知らず識らず彼等の心服敬仰を贏ち得たのである。

明治四十一年六月二十八日閔泳詔、閔泳徽、金允植、李址鎔、朴齊純、李載克、李根澤、金嘉鎮、成岐運、權重顯、申箕善以下元老及中樞院顧問二十名を招待せし時に、一場の演説を試みたが、其の中には實に左の如き箴戒を含んでゐた。

予は韓國の誘導扶掖を目的とし、素より韓國の滅亡を欲する者にあらず、彼の暴徒の如きその眞意は予の同情を表する所なりと雖も、彼等は徒らに國の滅亡を憤慨するに止まり未だ國を救ふ所以の道を知らず、若し夫れ今日暴徒をして其志を成さしむれば、其の結果如何、寧ろ却

つて韓國の滅亡を招致するに過ぎざるにあらずや。韓國を思ひ韓國の爲めに盡す點より云へば予の志も亦彼等と毫も異なる所なし、唯だ其の手段を異にするのみ。韓國大臣にして予に韓人の斷髮厲行を勸むる者あり、此の席上にも現に結髮衣冠の人あるを見る。抑も予が今日強むて其の改廢を韓人に迫らざる所以は、死すとも尙ほ衣冠を脱せずと云へる韓人の意氣を是認するが故にあらず、韓國には此の習俗に由つて自ら職業を得て衣食する者少からず、若し一朝俄かに改廢せんか、之が爲めに其の常職を失ひ、飢餓に陥る生民必ず多からん、予が憂慮する所は茲に在り。志士仁人は身を殺して仁を成す。予は韓國の爲めに志士仁人を以て自ら任ずる者なり。昔時子産の鄭を治むるや、當初之に反抗する者多かりしが、後には鄭人皆な曰く吾に衣を與へ食を與へたる者は子産なりと言へり。予は子産の心を以て韓國に臨む者なり。故に予の政策に付て今日彼れ是れ論議する者あらんも、他日飄然として其の非を悟る時あるべし。是に於て元老及中樞院顧問等も欣然として亦公と共に清談を交へ、殆んど時の移るを忘れ、散會したるは午後九時頃であつた。公が

舊邦政事布維新。 聖德不孤便有隣。

濟々儒林幾多士。 衰衣補闕豈無人。

の一絶を賦して彼等に示したのは、此の時である。

七月六日、此の答禮として元老中樞院顧問等は、特に雅宴を催して公を歡待した。その席上で公は

羣僊相會似桃源。 半日清游共一樽。

不見逃秦人在座。 榴紅槐綠傍涼軒。

の一絶を口占された。かういふ交歡は度々重ねられたが、是れは彼我の感情を融和するに於て多大の裨益があつたに違ひない。

第四十六節 韓國南北巡狩

公は中央に於て、韓國の元老大臣等を感じすると同時に、地方邊民の蒙を啓きて、新政の眞意を垂示する爲めに、自ら韓帝と共に親しく地方を巡歴せんと欲し、其の旨を言上せしに、韓帝直ちに之を容れ、明治四十二年一月四日を以て左の詔勅を發せられた。

朕惟ふに民は邦の本たり、本固からざれば、則ち邦寧からず、顧ふに否徳を以て父皇陛下の明命を奉じて大位に進陟し、夙夜一念國勢の岌業を奠安し、民生を塗炭に拯救するに在り。乃ち

施政改善の大決心を以て元年宗社に警告し、慄々競々として敢て少しも怠らず。惟ふに地方の騷擾は尙ほ寧靖遅く、黍庶の困瘁未だ嘗て止まず、言念此に及び心焉に傷む、況んや茲祁寒に當り、民窮甚しきは目に親ら観るが如し。豈に一刻も含忍し錦玉に獨安せんや。茲に於て戚然奮發、確乎自ら斷じて此の新年より先づ有司諸臣を董率し、躬ら國內を巡り、地方の情形を覽察し、赤子の苦痛を詢問せんとす。朕の太子太師統監公爵伊藤博文は誠を朕が國に竭し、朕が躬を輔導し、向に夏天盛炎に在りて我が東宮の學識を博ふするが爲め、其の老齡病軀を惜まず、日本各地を陪巡せるの勞は朕の深く感ずる所なり。今朕が此の行に特命陪扈するは、朕の地方急務に益賛し、本を固め邦を寧んじ、難局を令濟するを期すればなり。惟ふに爾大小臣民咸な須く知念せよ。

此の日韓帝は午前六時四十分敦化門出御、八時十分南大門停車場より御發輦、先づ大邱に向はれ、釜山及馬山を経て再び大邱に駐輦、同月十三日還御せられた。各大臣、宮内官等扈從し、公は列外陪從として隨行したが、沿道各地に於ける内鮮官民の歡迎頗る熾んに、韓國空前の盛事と思はれた。此の巡狩の報、東京に達するや、畏くも明治天皇は、特に左の御親電を韓帝に寄せ給うた。

朕貴皇帝陛下が此の寒天に際し、民情視察の爲め韓南地方に行幸あるを、朕が統監の奏報に依り承知せり。朕は此の盛舉に對し敬意を表する爲め、朕が艦隊に命じ釜山に廻航せしむ。若し海上平穩にして風波の虞れなくば、港内に於て旗艦吾妻に臨幸を辱くせば幸甚なり。茲に遙かに敬愛の意を表す。

第一及び第二兩艦隊は韓帝釜山着の前日に釜山に廻航することになつてゐた。韓帝は右の御親電に對し左の御答電を發せられた。

大日本大皇帝陛下、今回朕が地方を巡幸するに際し、意外にも陛下の深厚なる御親電に逢接し且つ命じて貴艦隊を派遣せらる。極めて衷心の欣榮とす。朕陛下の親切なる意を奉服し、明日天候の如何に拘らず、旗艦に臨まんとす。此の巡幸に當り貴統監は寒威を顧みず、朕の爲めに保護到らざるなきは感謝に堪へざる所なり。朕は茲に遙に陛下の御健康を祝す。

韓帝は十日を以て、公以下日韓の文武官を隨へ釜山灣内に碇泊せる第二艦隊旗艦吾妻に臨御、司令官出羽重遠より午餐の饗應を受けられ、我が海軍の盛容を御覽ありて、其の壯大なるに感激せられたりとの御沙汰あり。尙ほ馬山に於ては、第一艦隊旗艦香取に臨御あり、司令官伊集院五郎より諸種の説明を聞召され、御感斜ならず。此の時公が徳大寺侍從長を経て明治天皇に奏上した

電文は左の如くである。

本日正午韓國皇帝陛下當港に於て旗艦香取に臨御、伊集院司令官より午餐の饗應を受けられ、午後艦内各部を巡見せられ、且つ戦闘準備、火災操練、艦隊運動、陸戦隊上陸演習等を觀覽せられ、午後四時馬山浦へ還御せられたり。艦隊御派遣の儀は、韓皇南巡中最も有益なる事と大に感動せられたり。總て都合よく好結果を得たるは、全く我が皇上陛下の叡慮に出でたる深厚なる御友情なる事と韓國上下の人心に影響を與へたるを疑はず。茲に謹で艦隊御派遣を拜謝し奉る。此の旨代表を乞ふ。

徳大寺侍從長は之に對し十二日を以て左の叡旨を公に電報した。

韓國皇帝陛下旗艦香取へ臨御の狀況に關する貴電に接し即時御代奏に及びたるに、今回の艦隊御派遣の儀は韓皇南巡中最も有益なる事と大に感動せられ且つ韓國上下の人心に多大の影響を與へたる趣に就いて、特に御満足に思召さる。總て好結果を得たるは、此の沍寒の候に際し、閣下親しく鳳駕に陪し諸事翼賛ありしに因るものと深く叡感あらせらる。右聖旨を奉じ回電す。公は釜山、馬山、大邱の各理事廳の廣庭に官民の重なる者、殊に郡守、兩班、儒生等を集め韓帝の沍寒を凌ぎて下民の疾苦を問はせらる、叡慮と、日本が韓國の扶掖に當る眞意とを説き、

兩國協心戮力して國利民福を圖るの急務なる所以を切言し、諄々として説き來り説き去り少しも倦まざるものゝ如くであつた。南方巡狩は總て好都合であつたので、公は一月十三日、に鳳駕と共に京城に歸還して、未だ長途の疲勞を慰むる暇もなく、西北地方巡狩を奏請し、同月二十七日を以て鳳駕に陪して平壤、新義州を経て義州に赴き、定州より再び平壤に出て、黃州、開城を経て二月三日京城に還られた。公は此の行に於ても到る處に熱誠なる訓諭演説を試みたが、北方は南韓と頗る事情を異にし、民俗粗野、頑冥固陋の徒多く、公の演説に對し、其の場で往々無禮な評言を加へた者もあつたので、公には餘り好感を與へなかつた。殊に一行に加はつてゐた内部大臣宋秉峻は、日韓合邦説を懐いてゐたので、かく地方巡狩に依つて廣く韓帝の尊嚴を示すは、寧ろ合邦の前途に障害を醸すものであるといふ考から、醉に乗じて公に苦言を呈したりした。公は二月十日に仁川から軍艦吾妻に乗じて歸朝された。

第四十七章 日韓併合問題

之より先き、宋秉峻は公と意見を異にし、飄然辭表を呈して東京に去つた。公は歸朝後宋秉峻を招き、合邦説の尙早を説き、彼に暫く洋行して世界の狀況を視察することを勧めたが、宋秉峻

はこれをも聽かず、強ひて辭職を願つたので、二月二十七日にその職を免せられ、朴齊純が代つて内部大臣となつた。宋秉峻は是より日本朝野の間に日韓合邦論を説き廻つたのである。宋秉峻の意見は、外交權も内治權も兵權も法權も既に日本の掌裡に歸して了つた韓國を獨立國として存立せしめるは宛かも手足を切斷して生殺しにするやうなものであるから、むしろ名實共に一家とする方が、兩國の福利を増進する所以であるといふに在つた。公も其の趣旨には異存はなかつたが、急劇の改革は民心に動搖を與へるだけで、實效を擧げる所以でない、名を残し實を取つて、暗遷黙移の間に兩國一家の終局に達するのが得策であると思つたのである。併し主義に於て日韓の主權は兩立する能はずして、事毎に扞格を來したので、實際上の困難を親しく體驗した公も亦根本的改革の必要を感じ、終に韓國を亡ぼす者は韓人なりと絶叫したほどであつたから、南北巡遊の結果、統監政治の永續し難い事を痛感して居た。唯だ公の最も憂慮したのは外交關係であつた。公が歸朝されてから丁度二箇月後の四月十日に、桂首相と小村外務大臣とが、公を靈南坂の官邸に訪うて、日韓併合の方案を協議した時に、公は廟議既に決定した以上、自分に於ては異論なしとて、直ちに之れに對して同意を表した。その態度には、桂も小村も意外の感に打たれざるを得なかつた。

此の時、桂と小村とが公に示した政策の覺書は左の通りであつた。

一、日露戦争開始以來殊に一昨年日韓協約の締結と共に同國に於ける我が施設は大に其の面目を改めたりと雖も、同國に於ける我が勢力は尙ほ未だ十分に充實するに至らず、同國官民の我に對する關係も亦未だ満足すべからざるものあるを以て、帝國は今後益々韓國扶掖の實を現はし、帝國の安固と東洋の平和とを確保するに努むるを要す。而して此の目的を達するには、此の際帝國政府に於て左の大方針を決定し之に基き諸般の計畫を進捗するを要す。

一、適當の時機に於て韓國の併合を實行すること。

韓國を併合し之を帝國版圖の一部となすは、半島の開拓を圖り我が實力を確立する爲め、最も適切なる方法なり、帝國が内外の形勢に照し、適當の時機に於て斷然併合を實行し、半島を名實共に我が統治の下に置き且つ韓國と諸外國との條約關係を消滅せしむるは韓國の利益なると共に帝國百年の長計なりとす。

尙ほ桂は實行方法として左の大綱を示して、公の意見を求めた。

併合斷行の時機至らば、帝國政府と韓國政府との間に於て、一の條約を締結し、韓國の任意に出でたる形式に依り、併合を實行するを以て、最も穩當なる方法と爲すと雖も、若し此の方法

に依り之を實行する能はざる場合に於ては、我が一方の行爲に依り、帝國政府に於て韓國に向つて併合を宣言すること、し、尙ほ其の何れの方法に依るを問はず、併合の實行に際しては、詔勅を以て併合を宣布せられ、且つ諸外國に對しては、併合後に於ける帝國政府の方針の大體を宣言することを必要なりと思考す。今後に關する大綱を列擧すれば左の如し。

第一 併合の方法

併合實行の爲め成るべく、日韓兩政府間に一の條約を締結するに努め、且つ該條約は左の趣旨を有すること。

(イ) 韓國は全然其の存立を失ひ、純然たる日本領土の一部となるべきこと。

(ロ) 韓國皇帝は全然之を廢位とし、現皇帝其の他同皇室は、名實共に全く政權に關係せざること。

(ハ) 韓國現皇帝及同皇室の待遇を定むること。

然れども韓國の狀勢に依り、右の目的を達する能はざる場合に於ては、帝國政府に於て韓國に向つて併合の宣言を爲すこと。

第二 併合の宣言

併合實行の際特に詔勅を發し、併合の事實を内外に宣布せられ、併せて左の事項を宣明せらるること。

(イ) 併合の次第、及び併合實行に至りたる事由。

(ロ) 東亞に於ける永遠の平和を維持し、帝國の安固を確保し、併せて韓民の福利を増進し、韓半島に於ける外國人の安寧を計る爲め、併合の必要なること。

第三 外國に對する宣言

韓國と諸外國との條約は併合と同時に消滅し、法權及び稅關は全然我に歸するに至るべきに依り、帝國政府は、前項の詔勅發布と同時に、關係諸國に對し、併合の事實を通告し、且つ左の事項を宣言すること。

(イ) 帝國と諸外國との條約は、適用し得る限り其の効力を韓半島に及ぼすべきこと。

(ロ) 外國人に關する管轄權は、全然當該日本官憲に於て之を行ふべきこと。

(ハ) 輸出入稅は當分の間、現行韓國稅率と同一の率に依り之を徵收すべきこと。

(ニ) 外國人の既得權は併合に依りて生じたる新事態と兩立すべからざるものを除くの外、十分之を保護すべきこと。

(ホ) 韓國の内地を外國人に開放し、居住及び營業の自由を保有せしむべきこと。

(ヘ) 帝國と韓國開港との間及び韓國各港間の沿岸貿易は當分の内從前の通り之を外國船舶に許すべしこと。

桂は尙ほ口頭を以て、併合後は、韓帝を皇族待遇とし、親王の上、皇太子の次に置き、現在の王室費を其の儘支給して其の威嚴と安慰とに資し、元老大臣には爵位と共に世襲財産を配給して、其の終りを完ふせしむる趣旨を述べた。

桂も小村も此等の計畫に就いて公から大議論でも聞かされることと思つてゐたところ、公は何の意見も言はず、自分が三年有半に亘つて丹誠を傾けて韓國の指導に勉めたが、その間宮中の陰謀頻出し、地方に於ても絶えず暴動を企つる者あり、此の儘にて推し行けば前途望洋の感なき能はず、根本的改革の方針を立て、必要な措置を執るの外なかるべしと思ふとて、桂の提案にも二もなく賛成した。

越えて四月二十三日、韓國有志の觀光團が、東洋協會主催の上野精養軒に於ける歡迎會に招待された席上で、公も臨場して演説したが、其の中に、

從來日韓兩國民を打て一家と爲し、其の利害を共にせんとは、予の憚らず公言したる所なり。

然るに兩國民の多數は、世界の氣勢に通ぜず、一衣帶水の日本の事情をも辨へざるものあり。今回來朝したる觀光團の人々は親しく日本の形勢を見て、其の日韓兩國の利害共通の理を知悉せらるべければ、共に協心戮力して一家の如く相親和して兩國將來の進運に貢献するの心懸なかるべからず。本官は今日まで既に三有餘年、大命を奉じて日韓兩國の爲め、誠心誠意力の限り盡したれば、死しても以て瞑するに足る。

と喝破せるが如き、日韓併合の趣旨の一端を暗示したるものであつた。

第四十八節 統監・辭任

公は韓國に在る三年半の長きに亘り、其の間、宮中と政府との分界を確立し、中央地方の行政制度を改善し、財政の整理、産業の開發、司法制度の創立、警察の刷新等々として實現し、積弊累害に苦しみし人民の窮苦を救ひ、尙ほ日本の對韓關係に關する列國の誤解を釋き、東洋の平和に資するに努めたが、略ぼ其の胸裡の成竹を爲し遂げたので、公は曾禰荒助が副統監に任命された時分から既に辭意を決してゐた。六月十五日に至り、愈々樞密院議長に轉任し、曾禰副統監が公の後を襲うて統監となつた。

第四十九節 樞密院議長轉任

公の統監を辭するや、明治天皇は公に對し優渥なる詔勅を下し賜つた。

朕特に卿をして統監の任に當らしむるや、卿の忠精鍊達なる、克く草創の業を收め、韓國扶植の基を鞏くし朕の倚信に副へり、其の功績寔に偉大なりとす、今卿の陳情を容納し、統監の職を解くに當り、朕は猶ほ深く卿の啓翼毗贊に頼るものあらんとす、卿は夫れ之を體せよ。

公の轉任の報、韓國に傳はるや、韓帝は即日左の親電を公に寄せられた。

朕が親愛する貴公爵の統監を辭任せしを聞く、曷んど哀惜に堪へん、今綱紀漸く張り、萬生將に堵に安せんとするは、寔に貴公爵の老軀精を竭し、朕の缺漏を匡し、躬ら經始勤勞多大なるに依る、朕深く其の在任四箇年の輔導至誼を感謝し併せて貴公爵の健康を祈る。

韓帝は更に十六日を以て特に侍從李會九をして左の親書を齎らして東京に赴き太子に命じて之を公に手交せしめられた。

朕惟ふに、軌近宇内國際關係年々繁く、事端日に滋し、韓國々勢の孤弱と百度の頽紊を以て其の間に介在せば、豈に能く其の存立を望むべけんや、是の時に當り、貴公爵は貴天皇陛下の大

命を遵奉し、老成醫國の手を以て内外の重望を負ひ、任に統監に膺り、前には既に朕が父皇の施政を啓沃し、後には復た朕が維新の大業を輔佐し、且つ東宮師傅の任に當り、國本を培植す、蓋し東西列國均勢の原理を觀察し、彼此利害共通の本義に準據し、茲に保護關係を確立し、内は庶政の改善を指導し、外は國際の諸務を管理す、法綱是に於て乎始めて張り、國運是に於て乎漸く伸ぶ、皇室は因て以て安寧を得、領土は因て以て保全を得、百姓は因て以て厚生を得、兩國敦睦の親誼を鞏固にし、能く東洋平和の遐福を保持す、厥の勳厥の績、内外の均しく孚悉する所、今貴公爵解任の欽命を被る、朕曷んど耿々に勝へん、而して幸に曾瀾副統監其の後を襲ふ、朕其の能く貴公爵の心を以て心と爲し、内外の期する所に負かざるを知る、貴公爵冀くば克く松喬の壽を保ち、永く朕が眷々の至望に副ひ、以て克く大功有終の美を成せよ、茲に特に李氏に命じて此の親書を貴公爵に致し、以て朕が衷心を表す。

此等の親電親書に依るも公の韓國に於ける功業と韓帝が公を徳とせし事實とが判るであらう。

第五十節 韓國告別

公は事務を新統監に引継ぎ且つ韓帝に告別の禮を叙せんが爲め、七月一日を以て大磯を出發し

渡韓の途に就いた。公は出發に際して、

身世委孤劔。心分社稷憂。

功名千歲下。聊欲補皇猷。

といふ述懐一首を賦した、亦以て其の蹇々匪躬の志を見るに足るべきである。

公は馬關より滿洲丸に乗り、五日拂曉馬山到着、同日午前九時、特別列車にて馬山を發し、午後七時京城に安着した。其の翌晚、曾禰統監は公の爲めに別宴を催し、李首相以下の閣員、駐劄軍司令官大久保春野、以下諸官を招いた。此の時公の告別演説中に、

今日は予の就任當時とは事情の既に大に異なる所ありて、時勢の推移は豫め察するに足る。予の特に感動せしは過般韓國皇帝陛下より賜りたる親翰中に、日韓利害共通の詞ありし事なり。此の眞意を兩國共に服膺して更に東洋の全體に及ぼさんこと肝要なり。

先日東京を去るに臨み、參内して至尊に謁し、數時間所見を奏上せしに、陛下は兩國の調和を計る爲めに朕の意を傳へよと御誼ありし次第にて、今日の日韓兩國は眞に一家の如く、左提右携の實を益々厚ふせざるべからず。

といふ一節あり。

越えて九日曾禰統監と共に、咸寧殿に於て太皇帝より午餐を賜はるや、太皇帝は人、新、春の三韻字を示して述懐を求められた。公は直ちに筆を執つて、

甘雨初來霑萬人。

の一句を書いて、自ら韓國に來たのは、その上下萬人を救はんが爲めであるの意を示された。甘雨とは論衡に「道至天者、祥風起、甘雨降」から取つたのであらう。次に公に隨行してゐた森槐南は、

咸寧殿下露華新。

と承句を付けた。それは多分李白の「雲想衣裳花想容。春風拂檻露華濃。」から着想したものであらう。如何にも詩人らしい趣がある。さすが曾禰統監は、

扶桑權域何論態。

といふ政治家らしい轉句を賦した。是に於て、總理大臣李完用は、

兩地一家天地春。

と結んだ。これは素より無心の作に相違なかつたが、李首相は此の時既に日韓併合を豫感してゐたやうにも思はれる。

韓帝の親翰中にある「利害共通」の文字や、李首相の「兩地一家天地春」といふ一句は、大に公を歡ばしたに違ひない。此の時より三箇月以前に、公は桂首相と小村外相との提案に同意し、韓國併合が終局の歸結なることを觀念して居られたのである。公は飽くまで併合に反對したものゝ如く想ふは誤りである。公は輕々しく其の眞意を表示しなかつたが、着々此の大方針に向つて準備を進めてゐたのである。公着京後早くも李首相を説き、從來日本人が韓國官吏として司法官となつたゐた制度を改め、司法事務と監獄事務を擧げて、之を統監府に委任せしめられた事實が、此の間の消息を明かに物語つてゐる。即ち此の月の十二日に李首相と曾禰統監との名で、司法及び監獄事務委任覺書が協定されたが、其の實は公自ら其の談判の衝に當つたのである。その條項は左の如くである。

第一、韓國の司法及び監獄事務の完備したることを認むるとき迄韓國政府は司法及監獄事務を日本國政府に委託すること。
第二、日本國政府は一定の資格を有する日本人及韓國人を在韓國日本裁判所及監獄の官吏に任用すること。

第三、在韓國日本裁判所は協定又は法令に特別の規定あるもの外韓國臣民に對しては韓國法規

を適用すること。

第四、韓國地方官廳及公吏は各其の職務に應じ司法及監獄の事務に付在韓國日本當該官廳の指揮命令を受け又は其の補助を爲すこと。

第五、日本國政府は韓國の司法及監獄に關する一切の經費を負擔すること。

曩に行政司法を分離し獨立の司法機關を設け、日本人を司法官に任命することになり、大審院控訴院、地方及區裁判所を新設されたが、韓國政府の財政は、此等の司法官の俸給及び廳舎の新築維持費等の負擔に耐へなかつた。そこで之を日本に於て負擔することにして、その事務の委託をも受けることになつたのである。これ又日韓併合に進む準備に外ならなかつた。

此の約定が出来た十二日の晩に公は外國領事團の主催に係るソントク・ホテルの晩餐會に招待され、翌十三日には、韓帝の思召で翠雲亭に開かれた園遊會に臨まれて、最後の別を告げた。

其の又翌十四日に、公は愈々京城を出發して歸途に就いたが、其の朝南山綠泉亭の官舎の襖に、

南山脚下綠泉亭。 三載星霜夢裏經。

心緒人間隨境變。 別時閑看岫雲青。

の一首を揮毫した。此の絶句は今尙ほ統監官舎に保存されてゐる。

第五十一節 滿洲行

公は韓國に最後の訣別を告げ、七月十九日に大磯に歸り、翌日參内復命を遂げたが、それより旬日の後ち、八月一日には韓太子を伴うて北遊の途に上り、水戸、仙臺、盛岡、青森、函館、小樽、札幌、室蘭、門別、新潟、秋田、山形、福島、翁島等東北及び北海道の都市を巡歴し、韓太子の見學を輔くると共に到る處に於て、憲法政治、拓植政策、韓國事情、清國問題等に就いて得意の所見を披瀝して、地方官民の警醒に努めた。

その費す時日は僅か二十四日に過ぎなかつたが、道程一千七百哩に及び、公開演説は三十回を越えた。亦以て其の元氣の旺盛なると、韓帝の委託に酬ゆるの誠意とを窺ふに足るであらう。而かも尙ほ休養を思はず、歸京後直ちに滿洲行を企て、十月十四日を以て大磯を後にして遠征の人となつた。その途上函根山を越ゆる頃、

秋晚辭家上遠程。 車窓談盡聽蟲聲。

明朝渤海波千尺。 欲弔忠魂是此行。

の一絶を賦した。公は此の旅行を汗漫の遊に裝つてゐたが、實は公の最も關心してゐた外交關係

を疏通せんとするのが目的であつた。

公は既に日韓併合に同意したが、その實行は容易なりとするも、年來韓國問題に最も痛切な關係を持つてゐた露國及び清國との諒解を得ねば、或は意外の故障が起らぬとも限らぬ。日韓併合の方針は其の性質上當時極秘となつてゐたので、素より公然此等兩國に對して交渉を開くべき筋合でなかつた。そこで公は兩國の有力者と相會して、韓國を名實共に日本の所領とするの止むなきに至れる事情を語らうと考へたのである。

之より先き滿鐵總裁たりし後藤新平は、公の偉材を以てして長く韓國の小天地に跼蹐するを惜しみ、公に説くに、世界の舞臺に乗り出して、日本の爲めに活躍するの國家に忠なる所以を以てした。後藤が桂内閣の遞信大臣たるに及び、恰かも公が韓國を去つて自由の身となつたので、再び公に外遊を勧めた。公は此の時日韓關係に就いて差當り露清兩國との諒解を得る必要あるを感じた際であつたので、其の意を後藤に語ると、後藤は、當時露國に於て最高の勢力を有し、殊に東洋事務を主管してゐた大藏大臣コ、ツオフを滿鐵總裁時代から知つてゐたので、公に彼と哈爾濱に非公式に會合せんことを勧め、直ちに電信を以てコ、ツオフに其の意を通じたところ、コ、ツオフは之を快諾し、自ら東洋視察の名儀で哈爾濱に來ることを約した。公が先づ哈爾濱に向つ

たのはかういふ豫定があつたからである。公はコ、ツオフと會した後ち直ちに北京に入つて清國當局と會談する積りであつた。

公は十六日馬關より鐵嶺丸に乗組み、十八日大連に着し、旅順の古戰場を巡覽し、それより遼陽、奉天、長春を経て哈爾濱に向ふ間に、數首を賦したが、其の中には、

「血痕和土土斑々」といひ、「空着嶺山白雲還」といひ、「手薦寒花淚自橫」といひ、「使行人牽暗愁」といひ、後ちにて思ひ合はすれば、哈爾濱驛頭の土に斑々たる血痕を印し、空しく白雲のみ還りて人歸らず、行人をして寒花を薦めて暗愁の涙を流さしむる識を爲したものであつた。

公は二十六日午前九時に哈爾濱に到着し、停車場に出迎へたる露國大藏大臣コ、ツオフと歡語を交ふること約二十分、藏相の希望に依り、哈爾濱市長の先導にて、プラットフォームの左右に整列せる軍隊を檢閲し、その右半部の閲兵を終り、各國領事團と握手を交換し、更に引返へして殘部の閲兵を行はんとする際、突如として洋裝せる韓人、軍隊の後方より飛鳥の如くに現はれ、公に向つてブラウニング連發銃を發射し、その中三彈公の胸間に命中した。公は神色自若として更に驚ける様子もなく、隨員に擁せられて自ら歩を運び、その乗つて來た汽車内に入り、隨行醫師小山善の應急手當を受けられた。公の負傷は三箇所の旨貫銃創で、其の第一彈は右上膊中央外

面より其の上膊を穿通して第七肋間に向ひ水平に射入し、胸内出血多く、彈丸は左肺の内に留り、第二彈は右肘關節外側より其の關節を通じて第九肋間に入り、胸腹を穿通し、左季肋の下に彈丸が留まつた。第三彈は上腹部の中央に於て右側より射入し、左直腹筋の中に留つた。公は別段苦痛を訴へず、たゞ靴を取れと命じ、尙ほブランデーを求めて之を飲み、兎徒の何人なるかを問うた。韓人安重根なりと聞き、「馬鹿な奴ぢや」と一言を發したのみで、負傷後三十分の後ち、一代の英雄は、六十九歳を一期として白玉樓中人となつた。

公の出世が花々しかつたやうに、其の終焉も亦花々しかつた。公が曾て、

咲いてゐるのも暫しの間

嵐一夜の山櫻

と歌つたやうに、一朝の魔風に櫻の如く散つた。併し其の大勳偉績は朽ちる時なく無窮に遣るに相違ない。

第五十二節 官 歴

明治元年

正月二十五日、參與職被仰付。

二月二十日、徴士參與職外國事務局判事被仰付。

五月三日、是迄の職務被免大阪府判事兼外國官判事被仰付、但兵庫神戸兩所在勤の事。

五月六日、叙從五位下。

五月二十三日、兵庫縣知事被仰付。

明治二年

三月十八日、御用有之、東下可致旨被仰付。

四月十日、依願兵庫縣知事被免位記返上。

四月十二日、次の通り御沙汰あり。

願の趣難被聞食届候へ共無餘儀次第も有之、兵庫縣判事被免候、然る處何分要港の儀に付き更に判事被仰付候間、知事久我維鷹を補翼し勉勵勤仕候御沙汰候事。

同日、徴士兵庫縣判事被仰付。

同日、叙從五位。

五月十六日、當官を以つて通商司知事兼勤被仰付。

五月十八日、是迄の職務被免會計官權判事被仰付。

六月廿日、當官を以つて東京在勤被仰付。

七月八日、廢會計官置大藏省。

七月十八日、任大藏少輔。

八月十一日、兼任民部少輔。

八月十五日、本官を以て北海道開拓御用掛被仰付。

十一月十日、鐵路製作決定に付き英國より金銀借入方條約取結の全權御委任被仰付。

十一月廿八日、昨年來奉職、軼掌勵精盡力候段、御満足被思召、依之爲御太刀金三百兩下賜。

明治三年

七月十日、民部少輔兼任被免。

閏十月三日、御用有之米利堅國被差遣。

同月二十日、復古以來勤勞不少候に付き位階二等昇進被仰付、叙從四位。

明治四年

五月歸朝。

六月二十日、御用有之大阪表へ出張被仰付。

七月二十八日、任租稅頭。

八月五日、當造幣頭兼勤勞被仰付。

九月二十日、任工部大輔。

九月二十七日、前職中御用取調として大阪出張被仰付。

十月八日、特命全權副使として歐米各國被差遣。

十一月四日、勅語を賜ふ。

今般汝等を使として海外各國に赴かしむ 朕素より汝等の能く其職を盡し使命に堪ふべきを知る、今國書を付す、其れ能く 朕が意を體して努力せよ、朕今よりして汝等の恙なく歸朝の日を祝んことを俟つ遠洋千里自重せよ。

同日、造幣寮創業の儀は我國未曾有の大業に候處、速かに成功に及び候段全く勵精盡力の致す

所叡感不淺候依之爲其賞別紙目錄の通り下賜 金四百圓。

明治五年

十月二十五日、鐵道創建物議紛々を不顧定見を確守し遂に今日の成功に及び候段叡感不淺依之爲其賞別紙目錄の通り下賜 劍一口代金六百圓。

明治六年

九月十三日、歸朝。

十月二十五日、任參議。

同日、兼任工部卿。

明治七年

二月八日、叙正四位。

七月七日、地方官會議々長被仰付。

八月二日、大久保内務卿清國派出中内務卿兼勤被仰付。

十一月二十八日、大久保内務卿歸朝に付内務卿兼勤被免。

同日、地方官會議々長被免。

明治八年

一月十七日、御用有之大阪表出張、並但馬生野京都越前敦賀巡回被仰付
三日十七日、政體取締御用被仰付
七月三日、法制局長官被仰付

明治九年

四月二十二日、賞牌取調掛被仰付。
五月十六日、御用有之生野銀山出張被仰付。
七月二十九日、北海道巡視被仰付。
十月十二日、兼任賞勳局長官兼工部卿法制局長官如故。
十一月二十九日、大和及京都へ行幸に付き供奉被仰付。

明治十年

七月二十五日、還幸供奉被仰付。
十月十七日、同二十日上州新田驛紡績所開業式に付出張被仰付。
十一月二日、叙勳一等賜旭日大綬章。

明治十一年

三月五日、廢賞勳局長官副長官。
同日、兼任議定官兼工部卿法制局長官如故。
同日、地方官會議々長被仰付。
五月十五日、免兼工部卿任兼内務卿。
同日、當分内工部省御用取扱被仰付。
五月二十八日、佛國博覽會事務總裁被仰付。
八月二十九日、大隈大藏卿御巡幸供奉中大藏卿兼務被仰付。
十一月十一日、大藏卿兼務被免。
十二月二十五日、刑法草案審査總裁被仰付。

明治十二年

二月二十九日、依願免法制局長官。
四月三十日、法制局長官井上馨長崎出張中同局御用取扱被仰付。
六月八日、法制局長官歸京に付同局御用取扱被免。

七月十一日、大藏卿大隈重信函館出張中大藏卿兼務被仰付。

七月十八日、御用有之日光被差遣。

八月七日、大藏卿大隈重信歸京に付大藏卿兼務被免。

明治十三年

二月二十八日、免兼内務卿。

三月十五日、依願免兼官。

四月十二日、御巡幸供奉被仰付。

六月十五日、御用有之御巡幸供奉被免但御用相濟次第參向可致。

明治十四年

十月二十一日、兼任參事院議長。

十一月十八日、宮中庶務主管會計被仰付。(大臣口達)

明治十五年

一月六日、御用有之三池出張被仰付。

二月二十五日、免兼官。

同月八日、御用有之歐洲被差遣。

三月三日、勅語を賜ふ。

朕明治十四年十月十二日の詔旨を履み立憲の政體を大成するの規模は固より一定する所ありと雖も其經營措畫に至ては各國の政治を斟酌して以て採擇に備ふるの要用なるが爲に今爾をして歐洲立憲の各國に至り其政府又は碩學の士と相接し其組織及び實際の情形に至る迄觀察して餘蘊なからしめんとす茲に爾を以て特派理事の任に當らしめ爾が萬里の行を勞とせずして此重任を負擔し歸朝するを期す。

九月二十九日、薩克遜准馬耳國太公殿下より贈與したる白鷺第一等勳章を受領し及佩用するを允許す。

明治十六年

三月三日、露帝アレキサンドル第三世陛下踐祚祝賀のため特命全權大使として同國へ出張被仰付。

八月四日、歸朝。

九月十七日、露西亞國帝皇陛下より贈與したる白鷺大綬勳章を受領し及佩用するを允許す。

九月十八日、御用有之福島縣管下へ出張被仰付。
十二月十一日、外務卿代理被仰付。

明治十七年

二月二十一日、外務卿代理被免。
三月十七日、制度取調局長被仰付。
三月二十一日、兼宮内卿。
五月二十日、工部卿不在中工部卿兼任被仰付。
七月七日、依勳功特授伯爵。
七月十二日、東京府貫屬被仰付。
十二月十七日、特旨を以て位階被進叙従三位。

明治十八年

二月二十四日、特命全權大使として清國被差遣。
三月七日、獨逸國皇帝陛下より贈與したる王冠第一等勳章を受領し及佩用するを允許す。
四月廿六日、歸朝復命す。

五月二十五日、瑞典國兼諾威國皇帝陛下より贈與したるワザ第一等勳章を受領し及佩用するを允許す。

五月二十七日、御用有之京攝地方へ出張被仰付。

七月十八日、御巡幸供奉被仰付。

十二月二十二日、廢太政官。

同日、任内閣總理大臣兼宮内大臣。

明治十九年

十月十九日、叙従二位。

十一月四日、御用有之九州地方へ出張被仰付。

十二月二十二日、獨逸皇帝陛下より贈與したる赤鷲大綬章を受領し及佩用するを允許す。

明治二十年

五月二日、伊太利國皇帝陛下より贈與したるダラン、コルドーネ、デル、オイデイネサル、サ
ンマウリレヨ、エ、ラツアール勳章を受領し及佩用するを允許す。

八月二十四日、葡萄牙皇帝陛下より贈與したるヒルドル、ミリテール、ドノール、ダムドラ

セブション、ドゥイラウキ、ソーサ勳章を受領し及佩用するを允許す。

九月十七日、免兼宮内大臣兼任臨時外務大臣

十一月一日、御用有之沖繩鹿兒島長崎廣島四縣へ巡視被仰付。

明治二十一年

二月一日、免兼臨時外務大臣。

四月三十日、任樞密院議長、御沙汰あり。

朕卿の情願を容れ重任を解き特に命じて内閣に列せしむ。

明治二十二年

二月十日、賜旭日桐花大綬章。

三月九日、御用有之京都大阪二府愛知三重奈良三縣へ被差遣。

十月三十日、依願免本官内閣に列するを許す、任宮中顧問官叙勅任官一等賜三級俸。

十一月一日、朕宮中顧問官從二位勳一等伯爵伊藤博文を待つに特に大臣の禮を以てし茲に元勳

優遇の意を昭にすとの詔勅を賜はる。

十一月二十五日、明治二十二年八月三日勅令第百號により大日本帝國憲法發布紀念章を授與す

明治二十三年

六月二十日、愛國の衷情を表陳し防海の事業を賛成し金三千圓献納す依て明治二十五年勅定の

銀製黃綬章を賜ひ之を表彰す。

七月十日、貴族院議員當選。

十月二十四日、貴族院令第十一條に依り貴族院議長に任ず。

明治二十四年

六月一日、任樞密院議長。

七月二十一日、貴族院議員辭職。

明治二十五年

三月五日、徳大寺侍從長を被差遣次の詔書を賜ふ。

朕卿の陳情極めて切なるを知る、但だ 朕は常に相咫尺して卿が啓沃に倚らんことを望む

卿其れ餐を加へ靜養し以て 朕か懷を慰めよ樞詢の職を解くは 朕か允さざる所なり。

八月八日、任内閣總理大臣

明治二十六年

四月十三日、法典調査會總裁被仰付。
七月二十二日、海軍鎮守府巡視被仰付。

明治二十七年

九月、大本營廣島へ進められたるに付供奉被仰付。

明治二十八年

三月十九日、清國使節來朝に付全權辦理大臣被仰付。

四月十八日、馬關より廣島に歸着、參營親しく御前に召し復命聞食され次の勅語を賜ふ。

清國曩に全權大臣を簡派し我に和を請はしむ 朕其切實なるを認め乃ち卿等に授くるに全權を以てし命じて清使と會商せしむ卿等樽俎折衝數日を費し遂に善く妥協を得たり今卿等が奏する所の梗概は 朕が旨に副ふ詢に帝國の光榮を顯揚するに足る 朕卿等の功を偉とし深く之を嘉尙す。

六月十八日、臺灣事務局總裁被仰付。

八月五日、依勳功特陞叙侯爵。

同日、叙大勳位明治二十七八年事件の功に依り大勳位菊花大綬章を授け賜ふ。

十二月二十日、叙正二位。

明治二十九年

三月十九日、露西亞國皇帝陛下より贈與したる神聖アレキサンドル、ネプスキー勳章を受領し及佩用するを允許す。

五月三十日、舞鶴吳佐世保臺灣清國廈門地方へ出張被仰付。

八月三十一日、依願免本官。朕正二位大勳位侯爵伊藤博文を待つに特に大臣の禮を以てし茲に元勳優遇の意を昭にす。

十月二十六日、西班牙國皇帝陛下より贈與したるシャル、トロワ勳章を受領し及佩用するを允許す。

十一月五日、依願法典調査會總裁被免。

明治三十年

五月四日、威仁親王殿下大不列顛國皇帝陛下即位六十年祝典參列のため被差遣に付隨行被仰付
十月四日、白耳義國皇帝陛下より贈與したる銀製ジエペリー紀念章を受領し及佩用するを允許す。

明治三十一年

一月十二日、任内閣總理大臣。

同月二十一日、法典調査會總裁被仰付。

四月二十九日、法朗西國共和政府より贈與のシジョン、ドノートル勳章の受領及佩用を允許す。

六月二十九日、法典調査會總裁の職を奉じ勳勞不尠に付金杯一組下賜。

六月三十日、依願免本官。朕正二位大勳位侯爵伊藤博文を待つに特に大臣の禮を以てし茲に元勳優遇の意を昭にす。

七月四日、依願法典調査會總裁被免。

十二月五日、清國皇帝陛下より贈與したる頭等第三双龍寶星を受領し及佩用するを允許す。

明治三十二年

八月二十四日、帝室制度調査局總裁被仰付。

明治三十三年

九月十四日、東宮輔導顧問、帝室制度調査局總裁、皇室經濟顧問辭職出願の通聞食さる。

十月十九日、任内閣總理大臣。

明治三十四年

五月十日、依願免本官。朕正二位大勳位侯爵伊藤博文を待つに特に大臣の禮を以てし茲に元勳優遇の意を昭にす。

六月六日、依願法典調査會總裁被免。

明治三十五年

三月二十日、大不列顛國皇帝陛下より贈與のジ、バス勳章を受領及佩用するを允許せらる。

同日、露國皇帝陛下より贈與の金剛石裝飾神聖アレキサンドル、ネブスキー勳章を受領し及佩用するを允許す。

同日、獨逸國皇帝陛下より贈與の金剛石裝飾赤鷲大綬章を受領し及佩用するを允許す。

同日、伊太利國皇帝陛下より贈與のアンノンアード勳章を受領し及佩用するを允許す。

明治三十六年

七月六日、次の勅語を賜はる。

朕方今の時局に顧み卿が啓沃に頼るを惟ひ茲に再び卿を煩はして樞府の重職に就かしめ以て國家要務の諮詢に應せしめんとす願ふに維新以來の事業中外に涉りて前途尙甚だ悠遠な

り 朕は卿が積年の勤勞に倚信し匡救獎順以て克く其終始を全くせんことを望む。

七月十三日、任樞密院議長。

同月十六日、帝室制度調査局總裁被仰付。

同日、皇室經濟顧問被仰付。

明治三十七年

三月七日、御前に召され今般韓國皇室御慰問の思召を以て特派大使として差遣さるゝ旨御沙汰を賜はる。

四月一日、韓國皇帝陛下より贈與の大勳位金尺大綬章を受領及佩用するを允許す。

明治三十八年

十一月二日、御前に召され今般韓國皇室御慰問の思召を以て特派大使として差遣はさるゝ旨御沙汰を賜ふ。

十二月二十一日、任統監。

明治三十九年

一月九日、兼任樞密院顧問官。

四月一日、明治三十七八年事件の功に依り特に菊花章頸飾を授く。

明治四十年

二月二日、次の勅語を賜ふ。

曾て皇室典範帝國憲法を制定せしや卿實に草創の任に膺り皇室制度調査局を置くに及んで卿をして之を總裁せしむ今や其功竣りを告ぐ是に於て皇室諸般の令章始めて備はり以て後嗣に貽す所あり 朕深く其績を嘉す。

同日、帝室制度調査局殘務取扱ふべき旨御沙汰あり。

八月二十日、次の勅語を賜ふ。

朕夙に東洋の平和を重し卿をして韓國の扶植に任せしむ卿克く 朕か意を體し拮据盡瘁功果維舉り今や新協約の成立を見る寔に卿が忠誠の致す所なり 朕深く其功勞を嘉す。

九月二十一日、依勳功特陞叙公爵。

明治四十一年

十月二十二日、帝室制度調査局殘務取扱を免せらるゝ旨御沙汰あらせらる。

明治四十二年

四月十八日、勅令第四十二條に依り皇太子渡韓紀念章を授與せらる。
六月十四日、任樞密院議長。

同日下の勅語を賜ふ。朕特に卿をして統監の任に膺らしむるや卿の忠誠練達なる克く草創の業を理め韓國扶殖の基を固くし以て 朕の倚託に副へり其功績寔に偉大なりとす今や卿の陳情を容納し統監の職を解くに當り 朕は尙深く卿の啓沃毗贊に頼るものあらんとす卿夫れ之を體せよ。

七月二十六日、韓國皇太子殿下留學中補育總監被仰付。

八月二十八日、日韓關係事蹟編纂總裁被仰付。

十月二十六日、叙從一位。同日薨去。

同月廿七日、左の勅令公布せらる。

勅令第三百十四號。

樞密院議長從一位大勳位公爵伊藤博文薨去に付特に國葬を行ふ。

十一月一日、北條侍從を靈南坂官邸に遣はされ、左の勅語を傳へしめさせらる。

卿が滿洲旅行中不慮の災に罹り薨去したるは痛恨に堪へざる所なり特に侍臣を遣はし 朕

が卿を惟ふの意を述べしむ。

同日、左の宮内省告示公布せらる。

宮内省告示第十一號。

來る四日故樞密院議長公爵伊藤博文葬送に付當日廢朝仰出さる。

十一月二日、左の誄詞を賜ふ。

志を立て、奮勵王政の復古を唱へ難を排して邁往宏猷を維新に贊け憲法を草創して刊らざるの典を修め韓國を指導して渝ることなきの盟を締ひ股肱之れ倚り柱石之れ任し忠貞君に奉して公正事に當り勳績倍ます顯はれて望み一世に隆し忽ち訃音に接す曷ぞ軫悼に勝へん茲に侍臣を遣はし賻を齎して以て弔慰せしむ。

第五十三節 遭難公報及弔詞

遭難當時の公報

伊藤公遭難に關する報道に就ては、その第一報の流傳が、山縣有朋公を甚だしく昏迷驚擾させたとの挿話がある。山公は、十月十四日、大磯まで出向いて、老友伊公の發程を送り、還つて椿山莊に閑臥してゐた。やがて其の月二十六日になるに、午後二時頃、益田孝氏から電話で、伊藤公が哈爾濱にアンチャクされた知らせ

て来た。固よりかくあるべきはずであるから 山公は、さもありませんとときは安心した。然るに、折返へして電話で、今のアンチャクはアンサツの誤りであつたと訂正して来た。山公は驚動して自から電話口に走り事實を確かめんとした途端に、外務省から伊公暴死の電話が掛つて来たので、直ちに同省に赴き、確報を得て哀歎良久うし、悄然として邸に歸つた、といふのである。

電 報

古谷（久綱）秘書官より桂總理大臣へ、

第 一 報

明治四十二年十月二十六日午前十時、哈爾賓發、

古 谷

桂總理大臣宛、

伊藤公今朝九時哈爾賓着、停車場にて大藏大臣（露國大藏大臣）と共に軍隊檢閲の際、韓國人よりピストルにて數發撃たれ、生命覺束なし。

第 二 報

同日午前十時三十分、哈爾賓發

古 谷

桂總理大臣宛、

伊藤公十時絶命、直に長春に引返す、旅順又は大連より軍艦にて横須賀へ直航致したし、長春へ返電を乞ふ。

（第三報は創傷の報告に付き省略す。）

第 四 報

同月二十六日午後六時、長春發、

古 谷

桂總理大臣宛

伊藤公遭難顛末詳細左の通、

昨二十五日夜七時長春着、清國道臺の晩餐會に臨まれ、十一時東清鐵道より特に仕立たる貴賓車に搭じ、寬城子發車、長春迄出迎へたる鐵道會社民政部長アアナシエフ少將營業課長ギンツエ氏其他護衛士官等と愉快に旅行せられ、十二時頃就寢、今朝八時頃起床、食事後九時哈爾賓着車内に於て露國大藏大臣の出迎を受けられ、初對面の挨拶の後、同大臣は露國護境軍團（鐵道守備兵）の名譽軍團長なるを以て部下軍隊の一部をプラットホームに整列せしめられたれば下車の際之

を檢閲せんことを請ひたるに、公爵は快諾せられ、同大臣以下文武官及隨行員一同と共に檢閲を終り、午前九時三十分、將に數歩後戻りせらるゝや、軍隊の一端後方より斬髮洋装の一青年突然公に咫尺し來り、ピストルにて公を狙撃し、續て數發を發射せるを以て、直に公を援けて列車内に入れ、小山醫師は停車場に出迎へたる露國醫師等と應急の手當を施したるも暫時呻吟の後午前十時終に薨去せらる、公爵の負傷は別電小山醫師の診斷書に依りて御承知を乞ふ、犯人の所持したるは七連發のピストルにて、都合六發を發射し、内三發は公に命中、一發は森秘書官の腕と肩を貫き、一發は川上總領事の腕と肩(後日確する所に據れば腕のみなりしといふ)を貫き、一發は田中滿鐵理事の脚部に中り輕傷を負はしめたり、尙同犯人はピストルの外更に小刀を懐にし居たりと云ふ、川上總領事は直に入院、森は列車内にて治療、田中は病院にて手當を爲したる後再び列車に收容し、此間中村總裁の交渉に依り直に長春に向て發車することに露國側の承諾を得、用意萬端の手配を終りたる後、大藏大臣に對し公爵の遺骸に向ひ最後の別を致さんことを要求したるに、同大臣は快諾して午前十一時十五分頃列車内に來りたるを以て、之を遺骸の側に導きたるに、跪て最敬禮を爲し滿鐵社員莊司鐘五郎の通譯にて小官等隨行員に對し左の通り弔詞を述べられたり。

自分は此件あるや、直に後藤男爵、本野男爵に弔電を發し、又在東京露國大使には日本政府

に弔意を表すべき旨を電報せり、此事に關し自分の心の如何に動搖せしかは諸君の御推察を乞ふの外なし、公爵遭難の當時、自分は最も近く公爵の側に在り且又公爵の下車せらるゝ以前には諸君の聞かれたる如く最も愉快に談話を交換したるに、今や斯くの如くにして公爵と別れざるを得ざるは、實に痛歎に堪へず、目下露國皇帝陛下は伊太利へ御旅行の歸途に在らせらるゝを以て、自分より直に此事を電奏したるが、陛下は自分の報告に接せらるれば、大に痛悼せらるゝならんと信す云々。

是に對し小官は深厚なる謝意を表し、大臣の好意は直に總理大臣閣下に電信を以て報告すべき旨を告げ、尙犯人に關し已に分明なることありて聞くことを得ば幸甚なりと申したるに、同大臣曰く。

露國警察に於て審問したる結果の報告(口供)に據れば、右犯人は韓國人にして、浦鹽より昨夜當地に來り、一夜を停車場附近に過したるものにて(以下省略)

と仍て小官は其姓名を尋ねたるに、同大臣は名前は已に明瞭し居れども自分は之を記憶せずと答へられ(以下略)
最後に同大臣は

諸君歸朝の上は、貴政府當局者に自分の愁傷と、公爵御來遊の御趣意を將來の事實に現はし兩國益々親和を圖り得る様熱望する旨を御傳ありたし

と述べられたり、是にて大藏大臣との談話も終りたれば、直に發車せんことを求めたるに同大臣は自分始め鐵道會社、哈爾賓市其他より花環を供へ度く只今調製中なれば、其出來上る迄待たれたしとのことなるを以て、其意に従ひ、右花環を受取りたる上にて、午前十一時四十分、軍樂隊哀悼の奏樂中長春に向て發車せり、尙大藏大臣は其代表者として、會々哈爾賓に滞在中の在清露國公使を寬城子まで列車に搭乘見送を爲さしめ、沿道各驛の軍隊には悉く整列して公爵の遺骸に對し弔意を表せしめたり、長春着は本日(二十六日)午後五時なり、右不取敢報告す、右宮内大臣、外務大臣、伊藤家へ御知らせを乞ふ、

桂總理大臣より古谷秘書官へ

第一 信

十月二十六日午後五時、東京發、

桂總理大臣

長 春

古 谷 秘 書 官

貴電に接し驚愕の至り、一同深く痛心の至に不堪、宜敷御見舞を乞ふ、尙詳細の情況特に侍從長を経て御下問に付、至急御知らせを乞ふ。

第二 信

十月二十六日午後五時五分、東京發、

桂總理大臣

長 春

古 谷 秘 書 官

薨去の報に接し、哀痛措く所を知らず、萬事諸官憲と御打合せの上遺漏なき様御取計を乞ふ、尙軍艦派遣の事は取計ひ置けり。

韓國皇帝贈諡

明治四十二年十一月二日、韓國皇帝詔して太子太師公爵伊藤博文に文忠と贈諡す、

詔に曰く、太子太師伊藤博文、英靈の氣を稟け、匡濟の略を具へ、時運を挽回し、文明を發展し、賢勞を憚らず、匪躬自ら任じ、屹然東洋の砥柱となり、嘗て平和の大局を以て主となし、尤も韓日關係に倦々とし、曾年我國に往來し、危を扶け、難を濟ひ専ら弘猷に仗る頃、統監を以て常に闕下に駐り、隨時晋按、彈盛啓沃、旋た太師の任に膺り、我東宮を輔導し、睿學を開進し、用て極めざる靡し、邵齡修程、巡覽に伴行して、餘勳未だ休まず、續て遼滿の行あり、尙冀ふ日を勉して速に旋り、長く倚毗に資せん事を、豈意はんや變不測に生じ愕報遽に至らんとは、哀悼痛惜曷んで其れ既くるあらむ、故伊藤太師の喪、特に義親王を遣はし、祭を致し、葬に會せしむ、葬需は宮内省をして輸送せしむ、特に贈て文忠と諡す

道徳博聞曰文。慮國忘家曰忠。

韓國太皇帝の祭文

維隆熙三年十一月

韓國太皇帝李熙

遣承寧府副總管朴齊藤致祭于

故太子太師公爵伊藤博文文忠公之靈曰天祚東亞挺生異人風霆駕御雲雷經綸尊王定霸弘贊維新爵

膺上公勳著麒麟紆籌大局親仁善隣先知覺後實維天民補苴罅漏化腐爲神培我國本蚤諭是勤提携保育光明日臻ハ同殷盤恩逾固親依毘深篤憂舒重宸何圖凶電來自北濱變生豫且禍出靖安慘愴天日萬里風烟去夏一別尙記其言休暇來覲定在明年伴我儲宮慰我依門言獨在其萬事成陳茲遣近臣遠致精禋靈如不昧庶歆芬苾尙饗。

貴族院の弔詞

議員樞密院議長從一位大勳位公爵伊藤博文君は、夙に維新の鴻業を翼賛し、常に廟堂の樞機に參し、憲政の宏謨を輔け、獻替の功甚偉なり、上下の信頼一身に繋り洵に國家の柱石たり、貴族院は、其の溢焉薨去せられたるを痛悼し、恭しく弔辭を呈す

明治四十二年十一月二日

貴族院議長 公爵 徳川 家達

衆議院の弔詞

樞密院議長從一位大勳位公爵伊藤博文君薨去せらる、公夙に皇政維新の大業を贊襄し、開國進取の國是を翼立し、入りては大鼎を鹽梅し、出で、は樽俎に折衝し、常に國運の興隆を扶け、文

明の進歩と平和の確保に心力を注ぎ、蹇々匪躬五十年、殊に公が千載不磨の憲法を起草し、其濟美に盡瘁せられたるは、國民の齊しく仰視する所なり、今や老軀遙かに滿洲に入り更に大に貢獻する所あらんとし、不幸韓國人の兇手に殞る、衆議院は國家の柱石を喪ひ、哀悼己むなし、茲に恭しく弔詞す。

明治四十二年十一月二日

衆議院議長 長谷場 純 孝

立憲政友會の弔詞

維時明治四十二年十月二十六日樞密院議長從一位大勳位公爵伊藤博文閣下哈爾濱に於て兇豎の戕す所となりて薨す、訃發するや内外震駭し上下哀悼せり、夫れ公は至誠至忠一身を國に殉し、維新中興の宏謨を翼賛し、開國進取の大計を參畫し、内は心を憲政の發達に傾け、外は力を東洋平和の進暢に致し、大凡邦家の大事毎に挺身之に當り亦た一己の毀譽安危を顧みず、勳業の隆、聲望の高、以て重きを中外に爲す、寔に國家の宗模、社稷の元老たり。而して本會は實に公の創立する所にして公に負ふ所眞に尠少にあらず、而して今倏ち此の凶訃に接す、會員たる者誰か天下の爲に慟し本會の爲に哭せざらんや、茲に特に議員總會を開き 恭しく哀弔の意を表す。

明治四十二年十一月二日

立憲政友會總裁 西園寺 公望

樞密院議長伊藤公誄

明治四十二年十月二十六日我友樞密院議長伊藤博文公韓國兇徒の狙撃する所となり、暴かに清國吉林省哈爾濱驛に薨す嗚呼哀哉、予何んぞ多言するに忍びん。然りと雖も予君と交る五十餘年。異體同心、生死患難を共にし、國步艱難の秋に始り、太平富貴の日に至り、始終渝ること莫く金石も甞ならず、自ら言ふ交友の誼今古に愧る無しと、予遂に復一言せずして止む可らず、予君に長ずること六年君子の垂死を哭すること二回、予幸に君の友情看護に因て再生するを得たり、料らざりき、今日反て君の葬を送んとは嗚呼哀哉。回憶すれば四十七年前文久癸亥の仲夏、君子と偕に發奮して海軍の術を學ばんと欲し、禁を犯し、潜に泰西に航し、居ること纔に半年餘、鹿兒島に於て英國艦隊と交戦し、及び馬關に於て外國船艦を砲撃の報を聞き、意を決して急に還り、極力して攘夷の行ふ可らざるを論し、因て大政を朝廷に復し全國を統一し以て大に開國の國是を定むるの議を建つ、事未だ遽かに行はれず、遂に四國艦隊の馬關に寇するを致し、爰に君命を奉じて、偕に講和の任に當り、故國を危難より脱し、勤王開國の端を發す、已にして内訌起り、予は暗夜

要撃に遭ふて幾んと死し、君は高杉を助けて兵を馬關に擧げ藩論を回復し、我が一大危機を轉過せり、王政復古乃ち徵士に擧げられ、木戸大久保二公の版籍奉還を唱ふるや、君之を佐けて尤も力あり、維新の績此よりして破竹の如し、五事を奉じて、明治の大業を成就し、四賢を佐けて進取の宏謨を翼賛す、憲法制定、君特に勅を奉じて其任に當り、中外の宜を考へ、長く國家の本を固くし、其他法律制度の設、概ね君に俟たざる莫く、洵に組織の才を推す。四度總理大臣となり勳業の盛を極め、首に韓國統監となりて保護の範を立つ、君學漢洋を該ね、識東西に通ず、尤も東洋平和を以て念と爲し、常に忠節道義を以て碎礪し、王臣匪躬を以て自ら任ず、故に國民は仰で文治の宗と爲し、外人は視て平和の表となす、留韓四年歸來未だ曾て寧處せず、年七十に垂んとし一歳の行萬里を期し、節冬寒に向ひ北滿の野に見學す、忠君報國の厚に非らずんば、孰れか能く如此ならん。豈謂んや君の忠節にして、茲の不測に遇ひ暴かに異邦の地に薨せんとは、嗚呼哀哉、君の訃電聞す、皇上震悼勅して國葬を行はしめ、白叟黃童織婦耕夫も哀悼せざる莫く、乃ち外國帝王大統領大臣紳士に至るまで親しく弔電を發し、我が不幸を言はざる莫く、内外新聞争ふて君の才徳勳業を稱賛し、環球著望の盛振古未だ君の如きの比あらざる也。抑も予は又た之に因て吾が國民に望むことあり、誠に君の死を哀まば、則ち宜く舉國一致、盡忠報國、東洋の平和を

維持するに務め、以て君の志を紹ぐべし。古人云ふ匪以報公維以報國死者復生信我此言庶くは君をして瞑せしむるを得ん嗚呼哀哉。

老友 侯爵 井 上 馨

樞密院議長 公爵 伊藤博文墓誌
從一位大勳位

公諱博文。幼名俊介。考諱十藏。妣秋山氏。諱琴子。以天保十二年九月二日。生于周防國熊毛郡東荷村。安政中。師事吉田松陰。文久三年。航海遊歐洲。翌年還國。會下關攘夷事起。及講和公赴外艦傳命。明治元年朝廷召公爲參與職。管外國事務。尋任兵庫縣知事。二年任大藏少輔。叙從五位。四年。爲租稅造幣頭。任工部大輔。爲特命全權副使。抵歐米各國。六年任參議兼工部卿。七年爲地方官會議長。八年兼法制局長官。十年叙勳一等旭日大綬章。十一年兼內務卿。十三年兼參事院議長。十四年勅制定憲法。翌年公赴歐洲。觀察各國立憲政體。十七年任宮內卿。特旨列華族。授伯爵。十八年爲特派全權大使。赴清國。是歲任內閣總理大臣兼宮內大臣。累進從二位。廿年。兼外務大臣。廿一年任樞密院議長。廿二年勅發布憲法。賜旭日桐花大綬章。廿三年任貴族院議長。廿四年任樞密院議長。二十五年任內閣總理大臣。廿六年爲法典調查會總裁。二十八年清

國講和使來。公爲全權辦理大臣。接之。是年特授侯爵大勳位菊花大綬章。尋叙正二位。廿九年罷官。特以大臣禮。三十年隨威仁親王。赴英國。卅一年任內閣總理大臣。無幾罷。卅二年爲帝室制度調查局總裁。卅三年任內閣總理大臣。翌年罷。卅六年任樞密院議長。爲帝室調查局總裁。卅七年日露事起。公爲特派大使慰問韓國。卅一年復赴韓國。尋任統監駐在韓京。卅九年授菊花章頸飾。尋陞授公爵。四十年 優詔嘉帝室制度調查竣功。又賞韓國協約告成。韓皇又託其太子太師任。四十二年允請解統監。任樞密院議長。是年十月視察滿洲。廿六日至哈爾賓。爲韓國兇徒所狙擊。被創。是月特叙從一位。遂薨年六十九。聖上震悼。勅行國葬。十一月四日。葬武藏國荏原郡大井村。

直話

人物評

三條實美

吾輩が始めて條公の警效に接したのは、攘夷論鼎沸の際、即ち吾輩が歐洲から歸つた時であつた。此の時は、長州で攘夷論が灼熱して、條公其他の諸卿も來て居られた時で、吾輩は歸朝匆匆に諸卿に謁して、攘夷は到底ものにならぬこと、又日本の前途の爲めにも宜しくないことを進言した。問もなく、吾輩は京都へ雪冤の嘆願に出た者等を説得する爲めに出掛けると、もう事を起して了つたと聞いて、途中から引返へした。それから長州征伐となつたので、諸卿は幕府の忌諱を避けて、九州の大宰府に移られて、其所でも吾輩は屢ば公に面謁した。

維新の大業が成ると、公も冤罪が晴れて、京都へ還られたが、初め長州が、右の京都の變動でも負け、馬關の攘夷戦でも負けて、公等は、頼む木蔭に露滋きを嘆つて、九州に渡られようとする時、吾輩は、公に各國の形勢を視察するの必要を説いて、外遊を勧めた。所が公は沈吟良久

しうして後答へられるには、

「自分も其の考へが無いではないが、今は身を以て萬民の儀表としようと思つてゐる時であるから、遽かに海外に出るは、如何のものであらう、自分に於ては忍びない。」
と言はれた。此の一事を以て見ても、條公が如何に自から任ずることの重かりしか、略ぼ窺ひ知ることが出来ると思ふ。

公の資性は、「寛仁大度で、誠に能く衆を容るゝの量が有つた。さうして、外は如何にも温厚の長者であつたが、内には大義を守つて萬難に屈せぬ凜平たる勁節を懷いて居られた御方である。其の平生の行狀は方正、謹直、毫も他と争ふやうなことはなかつた。さながら白壁の曇りなきやうな人であつた。」

長州に流寓して居られたとき、毛利家で公の一行を非常に鄭重に取扱うたので、幕府からやかましく言はれたことがあつたが、七卿の中で、公は第一位を占めて居られた。

公の政治上の意見は、概して岩倉公と異なる所はなかつた。岩倉公は、時として、或は奸物と呼ばれたこともあるし、また、奸物を以て目せられたこともあつたが、公に於ては、斷じてさういふことはなかつた。その代りに、公は、豫め方針とか原則とかいふものを定めて、それを固執す

るといふやうなことが無かつた。岩公は聰明英達の人で、斷行を能くしたが、條公は事を起さうといふ質の人でなかつた。王室と幕府との間に立つて、調和を斡旋したり、或は王政復古の事に就いて畫策したりしたのは、岩公の方であつた。當時、佐幕とか勤王とかいふことは、見様によつては、或は奸佞とか忠誠とかの異名のやうにも思はれたのであるから、其事に當つた者が、種種の汚名を冠せられたのは已むを得ぬ次第である。

伏見の戦争の起つた頃には、條公は、まだ筑前に居られて、歸京されて居らなかつた。それで皇室と幕府との間に立つて、いろ／＼盡力されたのは、岩倉公であつた。これは大久保などが岩公を佐けて、巨腕を揮はせたのである。

明治二三年以來種々なる變革があつた。其の主なるものを舉げて見ると、藩籍奉還だとか、廢藩置縣だとか、皆重要のものばかりであつた。條公は實に此等の大變革の要石となつて、之を統轄した、最も多難の時に公は其の天分を盡されたのである。明治四年、歐洲に使節を出すことに定まつて、茲に政府の仕事が二つに分れた、一つは内に在つて内政を整頓するもの、他は外に出て諸國の制度を視察するものと、此の二つである。で、岩公は後者の任に當り、條公は前者の任に當つて太政大臣として庶政の統理に務められた。その間に征韓論が起つて、内に在つた者と、

外に出た者との間に意見が相背馳し、其の結果、明治七年、征韓論の主張者等は相率ゐて職を辭するに至つた。この時條公は過慮の爲め病氣となられて、政務を視ることが出来なくなつた。條公の考としては、必しも征韓論に反對ではなかつたが、岩公等が歸つて来て、いよ／＼廟議を定むることゝなつたとき、岩公は反對側の首領となつて征韓の不可を極言し、内に在つた諸僚は飽くまで前議を執つて屈しなかつたので、維新以來基礎未だ鞏固ならぬ閣内に大溝渠が穿たれ、公は之を憂慮するの餘り終に病を發するに至つた。さうして岩公が太政大臣代理を勤むることゝなつて、征韓の議は終に御採用にならぬと定まつた。そこで其の議を執つた諸參議は皆辭職することゝなつたのである。この時の騒ぎといふものは、今から考へて見ても、震駭に堪へぬほどで、影響がどこまで波及するか、測り知ることの出来ぬ有様であつた。

維新前、王政復古論が盛んに起つたとき、京都には、各藩から推舉した徴士等が居り、之に諸藩の有志等が加はつて相謀り、王政論は頗る熱したが、國家將來の基礎を定むることに就いては、意見が區々に岐れて歸一する所が無かつた。この困難の際に處して條公の統御宜しきを得た事實は、枚擧に遑がないほどある。御維新の大業が成つて、明治政府となると、條公は入つて太政大臣の重職に就かれ、閣議を統一し、太政に翼賛して、常に平和と安詳との瑞氣を醸成した。條公

の國鈞を秉るや、唯だ獻替宜しきを得るのみで、公自身の赫々の名は顯れぬ。之が條公の倫を絶した所で、所謂功成不名有ものである。公は九鼎大呂の重きを以て從容として百官を統率せられた。此の徳望と威重は、世人の既に知る所であるが、國歩最も困難なる際に、顯要の地に居られて、江湖に一回だも公に對する惡聲の起るを聞かなかつたのは、古往今來絶えて無くして、唯だ公に於てのみ見るを得る例であつた。以て公の人格を偲ぶべきである。

條公と岩公とは、最も親密の間柄で、少しも隔意が無かつた。岩公は常に條公を尊敬し、又條公は深く岩公を推重して居られた。其の間に一度も意見の扞格とか交情の疎隔とかいふことが無かつた。岩公は條公に下り、條公は岩公を重んじて居つたから、政見の相異から争ふといふやうなことは絶えて見たことがない。

條公は學問に達した方で、歌などはなか／＼能く詠まれた。殊に筆蹟は見事なもので、雄渾豪宕の氣四邊を壓するといふ趣がある。これは種々の書風を學ばれて、結局一家を成されたものである。

岩倉具視

私が、始めて岩公を知り、また岩公に知られたのは、維新草創の時であつた。それから心安くなつて、私は深く岩公に愛された。

明治元年の首め、私が外國官判事兼大阪府判事を仰せ付けられた時、王政復古の事に就いて、私は公に、封建を廢して郡縣を置くが可いとの書面を出した。それが公の持論とピッタリ合つたので、それ以來公は常に私の言に重きを置かれたやうであつた。

公がどうしてさういふ持論を懷かれたか、それにはかういふ譯がある。公の左右に、玉松操といふ、大分學問のある人が有つて、一日、公に向つて、王政復古はさういふ御考へで爲されるかと尋ねると、公は、建武中興の例に據ると答へられた、すると、玉松は、それは御心得違ひで御座らう、左様な小規模の企ては、大業の成就是心許なく存する、宜しく神武東征の例に則るべきで御座ると申し切つた。公には其の意味がまだ能く解せなかつたので、神武東征の例とは、と押返へして問ふと、玉松は威儀を正して、神武の四方戡定は我王朝の郡縣制の淵源であることを痛

論した。公はスツカリ感服して、それ以來郡縣制の復興が公の持論となつてゐたところへ私の廢藩置縣論が出たのである。私の公に知られた事には、かういふ奇遇やら、僥倖やらが伴つた。

天子御東行のとき、公は東京に來られた。その時私に書面を残して、王政復古の仕方を種々告げられた、その書面はいつか失つて了つたが、中にかういふことが書いてあつた。

此の行、たとへ虎兇を得ずとも、虎穴に入らざるは止まず、兄の如きは眞に吾が師なり。

固より過分の言葉であるが、さういふことが書いてあつた。

ところが、封建制度を廢するといふことは、實に容易ならぬ重大事なので、一舉に之を完成することはできなかつた。先づ版籍奉還の結果、知藩事といふものを置いて、舊藩主を以て之に任じて、實を存して名を奪つた。それから、明治四年に至つて、知藩事を廢し、各藩の家祿も文武の職も悉く朝廷に收めて、封建の實を奪ひ、郡縣の制度を實施することゝなつた。此の郡縣制度の實施には、井上、山縣、西郷などが大に奔走したのである。それは、丁度私がアメリカから歸つて、大阪造幣寮に入つて居つた時で、私の宿論が此の時に至つて完全に實現されたことを見た譯で、感慨無量であつた。

封建廢止の主張ばかりではない、私は、尙ほ外にも、いろ／＼西洋の文明を日本に取入れなけ

ればならぬといふことを主張したので、他から餘程反對を受けた、私を排斥する論もかなり有つた。然るに、それ等に耳を假さず、私——無論私人といふ譯ではないが、ともかくも、私等の意見を用ゐられたのは、條公、岩公で、特に岩公は其の立役であつた。

岩公は、罕に觀る偉器であつた。豪邁果敢で、さうして明敏であつた、事の是非得失を見ること極めて明かで、さうして、一たび斷ずれば鬼神も避くるといふ人であつた。私は、或時、公にかういうたことがある、閣下が若も元弘建武の世に出でられたならば、新田足利兩氏をして争はしめるやうなことはなく、王政復古は六百年前に出來て居つたに違ひありませぬと、公は、實にさういふ風な人物であつた。維新の當時、岩公や條公が薩長のいづれかに加擔されたら、あの大業は決して出來なかつた。薩長を融和させて、争はしめなかつたのは、兩公が一致してこれに當つたからである、殊に岩公の力が與つて多きに居つた。

明治四年に、公を特派大使として歐米に差遣さるゝの議が朝廷に起つた時、公は先づ私を招いて、自分が歐米を巡遊するに就ては足下を副使として隨行させたい、自分一人ではどうにもならぬから、是非さうして欲しいと懇諭された。私は勿論喜んでお伴する考へであつたが、併し、視察の結果を實行するといふ段に思ひ及んで見ると、更に政府部内の有力者を伴ふ必要が感じられ

たので、木戸、大久保の同行を進言した。公は立どころに同意されて、御自分が正使、木戸、大久保、それに外務少輔山口尙芳と私と四人が副使となつて、當時政府部内の有爲の材百餘人を率ゐて出發された。それから歸朝後、益々公の信頼を蒙つて、公の薨去に至るまで、終始渝る所がなかつた。當時政府部内の心持を有體に言へば、長州人は、どちらかといへば、條公に走り、薩州人は岩公に頼る傾きがあつた。従つて、長州人は、概して、何となく岩公に氣受の好くない氣味があつた、其の中で私だけ公の殊遇を蒙つたのである。これは、私と大久保との間に別段の關係が有つた爲めでもあらうけれど、一つにはまた、私が、長州人であらうが、誰であらうが、自分の信ずる所は、忌憚なく言つたので、それを岩公が洞察された爲めであらう。

そんな次第で、公と私との交情は、年と共に益々深きを加へたが、明治十五年、私が憲法調査の大命を奉じて、渡歐しようとしたとき、一日公は自から鄭重な料理を携へて私の邸に來られ、相酌み相談じて別情を陳べられ、それから、横濱出帆の時は態々同港まで見送られた。後とから思へば、これが公と私との永久の別れであつた。翌明治十六年、私が任務を終へて、歸途新嘉坡まで來ると、公が瘧を病んで危篤だとの報に接し、續いて、香港で薨去の報に接した。公の息具定氏は私に附いて歐洲に往還したので、私と一所に、香港で父君の訃音に接した次第であつた。

公は生前に、具定氏の前途に就いてくれぐれ私に依囑されたが、今になつて思へば、遺言の一つとなつた。

征韓論の爲めに、明治十年、西南の亂を見るに至つたが、初め此論のやかましかつた時、岩公は、文明主義から出發して、先づ内を整へ、然る後に外に向ふが順序である、纔かに封建の舊制を打破し、政柄を朝廷に收めたのみではいかぬ、大に文明の政治を奨め、國礎を鞏くするが刻下の急務であると、公は深く信じられた。これには木戸、大久保も同論であつた。それで終に廟堂内の分裂とまでなつた。西南の亂は、今から見れば、實にバカ／＼しい間違ひで、内を整へなければならぬといふ議論と、朝鮮へ手を出さうといふ議論と、水火相剋した結果である。

其の征韓論のときは、大變な混雜が起つたのであるが、表面の議論はそれほどでなかつた。尤も江藤新平などはムキになつて議論をした。大使一行が西洋から歸る前に、一時、西郷を朝鮮に遣らうとまで内定した様子が見受けられた。三條公は大使一行の歸るまでに餘程御困りになつたものらしい。それは西郷がひた押しに迫つたからだ。使節一行が歸ると、一件の總勘定といふことになつて、事が一時に面倒になつた。岩公が、それまでに進んで居つた論を打破するには、隨分骨が折れた。評議の結果、内はまだ整はないのに外に事を用ゐるは宜しくないといふことに決して

とうとう最後の破裂といふ事に行き着いた。

大阪會議の結果に就ては、岩公は何とも言はれなかつたが、多少不滿が有つたと見えて、吾々が會議から歸京すると、公は、自分は病氣であるから御役御免を蒙りたいといふことを言ひ出された、そこで、大久保も、岩公が得心しないのに困つて、伊藤さん、どうも岩倉公が職に居られないと云ふが、貴君何とか一つやつてくれまいか、といふので、宜しい、私にお任せ下さい、何んとかしませう、といふやうな譯で、私は早速公を訪うて、閣下は御病氣で辭職なさるといふことですが、本當の事で御座りませうかと訊くと、如何にも其の通りぢやといふ、それはどうも譯のわからぬ話で御座ります、閣下は、日頃、俺は病氣で寢て居つても寢處で評議をして苦るしくないと仰せられた、それが今かういふ多事の際に、病氣で御引きになるとは譯の判らぬ話では御座りませぬか。さう言はれては一寸困るが、實は俺は病氣の故もあるが、臺灣事件なども、辭意を決する事由の一つぢや、臺灣事件は、つまり、吾々が陛下に對し奉つて不行届であつたといふ譯合になるではないか、大臣たる者が其の責を負うて退くは當然ぢや、その責任さへあるに今また、新たな政治上の方針に就いて喙を容れるは不徳を重ねるに外ならぬ、畏こいことぢや、かう言はれるので、私は膝を前めて、いよ／＼以て譯の判らぬお話で御座ります、以ての外の

御議論と申し上げなければなりません、私は閣下が左様な御議論を持つて居られやうとは夢にも想ひませぬでした、左様な御議論を持つて居られることこそ、却て陛下に對し奉つて不徳を重ねられることになるで御座りませう。それはどういふ譯か。どういふ譯もかういふ譯も御座りませぬ、臺灣征討の事は、國家か正規の道を履んでやられたことで、それが爲めに既に國家と國家との間に立派な約定さへ出来た次第で御座ります、然るに、大臣なる者が、此の既成の國家の所爲を否認して、辭職をなさるといふは、御上に對して相濟まぬことでは御座りませぬか。イヤなるほど、俺が悪るかつた、さういふ譯なら、俺も是れからともかくに遣らうと。潔よく辭意を翻へされた。さすがに公は聰明で果斷のお方だけに、判りが速い。さうして一旦辭職を思ひ止まつて、廟堂に立たれることになると、千萬人と雖も吾れ往かんといふ勢で力を盡された。

當時内閣の統一といふことに就ては、主もに條公と岩公とが其の任に當られた、島津公は左大臣であられたが、御上に對して御心安く萬事を申し上げるといふほどでなかつたから、主もに條公と岩公が執奏上げた。陛下は一週間に一べん内閣に御出座になる、太政大臣と左右大臣が定められた席に着いて、その脇に書記官が居つて、政治の事を書付にしたものを讀み上げる、それを聞こし召されて御入内になるといふ次第であつた。事柄の重いものは、特に條公、岩公から奏上したのである。

西南の亂の爆發したのは、丁度西京に御臨幸の際であつた。此の年一月三十日が先帝孝明天皇の十年祭で、それと京都大阪間の鐵道の開通式とを兼ねて、御發輦があつたのである。その時、三條公と木戸、山縣、それから私と河村純義が御伴を承つた。二月の五日に鐵道の開通式に御臨幸になつて、其の還御の汽車中へ、鹿兒島に暴動が起つて櫻島の彈藥庫を襲うたといふ電報が届いた。東京の方ではまだ誰も知らぬ、山縣と私が早速それ／＼部署を定めて、山縣は出兵の用意に掛つたが、その手配りは、速かなものであつた。岩公は東京に留守を預つて居られたのであるが、非常に心配された、暴動の中に西郷が居るかどうか、島津はどうであらう、玉石混交はしないか、といふやうな事で非常に心配されたのである。私は、其の時、島津は中に居りはすまいと想つたが、西郷に就いては、もしや居るのではないかと氣遣つた、ともかくも岩公の其の時の心配は非常なものであつた。

岩公といふ方は、嚴しい几帳面な方であつたが、併しまた、能く下情に通じて居られた、さうして、自から奉ずることは極めて薄い方であつた。私共は内閣から下がる折りに、よく公の邸に立寄つたものであるが、その時には、公は、いつも給仕の者を遠ざけて、膳に一本づゝ爛

徳利を立て、主客對酌で話し合つた。むづかしい談しもある、碎けた話しもある、月に幾度となくかういふ風な會合があつて、面白ろかつた、また爲めにもなつた。

公は、岩倉村に閑居の折（維新の際、幕府と薩長との間に不和のあつた頃、公は讒を蒙りて洛北岩倉村に幽居の身となつた）學問をされて、和漢の學には一通り通じて居られた。嗜好はこれといふものはなかつたが、圍碁は好きの方であられた。

木戸孝允

私が初めて木戸公を知つたのは、丁度十八歳の時で、今から殆んど四十何年（明治三十二年として）前の事である。木戸公の妹婿に來原良藏と云ふ人があつた。私はその人の薰陶を受けてをつた。その縁故で木戸公が江戸に出るに就いて、一緒に往かないかと云はれるので、公に従つて東京に來た。それが十八歳の時であつたのである。それから私は木戸公の屬僚になつてゐた、けれども、普通に使はれるやうな待遇はうけなかつた。木戸公に愛されて、兄弟もたゞならぬと言つたやうな間柄であつた。其頃は、江戸に出て各藩の人と交際をするのが、第一の學問であつた。そうして、長州人の中では、交際の廣いことは木戸公の右に出づるものはなかつた、木戸公は、私に廣く各

藩の有志と交つて見聞智識を廣める機會を與へてくれたのである。各藩の有志の中には學者もあれば、勤王家もあり、洋學者もあつて、開國論を主張する。従つて私も幾多の交友を得て、自分の見聞を廣めることになつた。

來原と云ふ人は、學問もあれば、手堅い男で、長州では一番早く兵制などに就いてヨーロッパに人を遣らなければいかぬ、攘夷は國家のために宜しからぬと云ふことを説いた人である、この人の子は二人あつて、弟の方は、先年木戸家の嗣子となつたが、夭折したので、今の孝正（明治三十二年より）が弟の跡に直つて公の家を嗣いだのだ。

木戸公とは、前に云ふ通り、私は教へを受けて育つた位の仲だから、特別に親密であつた。ところが明治四年、ヨーロッパに使節に往つてから、少し妙な事からして、一時交際振りの變つたことがある。

それはどう云ふ譯かと云ふと、木戸公、大久保公などと云ふ人は、當時日本に於いて必要缺くべからざる人であつた。政府を維持するといふ上に於いては、西郷以下人才が居つたけれども、それ等の人は政治の方に向かなかつた。そこで、話が一寸飛ぶが、大久保公と私がアメリカまで往つて一時引返して來たことがある、それは締盟各國と條約改正の相談をして廻はるに就て權限に

不足があつたので、その追加委任を受けるために中途から歸て來たのだ。大使一行の出た留守は重に大隈と井上がやつてをつた。山縣、西郷などもをつた。で、大久保と私が歸つて來たところが、大隈や井上の言ふには、どうも木戸や大久保に永く外に居られたでは、内閣が持ちきれぬ。なるべく早く木戸、大久保を歸朝させるやうにして貰ひたい。ヨーロッパを廻はることは、君が引受けて、木戸や大久保を早く還してくれと、かういふ話であつた。ところが、それを誰であつたか、その人はわからぬが、好い加減に言ひ枉げて、井上、大隈が云ひ合せて、木戸、大久保を早く還すやうにしてゐると云つた者があつたので、木戸公は頗る不快に感じて、二三の者が謀つておれの進退を議すると云つて恚られた。それから私が出直ほして、アメリカからヨーロッパに往つて、木戸公に會つた。ところが、公の私に對する態度が變つてゐる。どうした事か、私にはちつともわからなかつた。しかし私は氣に留めずに、其の儘にして居つたのである。

そうすると、一日、イギリスのロンドンで、木戸、大久保二公が山口尙芳等と食事をして居られた、私は、書記官を統轄して、本國に報告書を送ることを受持つてゐたので、其の中に、我々使節一行が日本に歸朝するのは、明治六年の夏を過る時であらうと云ふことを書いて、印判を貰はうとすると、木戸公は怫然色を作して、いつ日本に歸へるか、わかるものか、そんなことを今

から云つて遣る必要はない、とかく二三の若者が、云ひ合はせて、自分等の進退を議する様子があると云つたので、始めて私は氣がついて、それは妙な話である、私が一遍アメリカから歸朝した際に、井上、大隈がかう云つたことがある、どうも木戸、大久保兩人に永く外に滞在されては内が困る、なるべく早く歸つて貰ひたい、と云ふ話があつた。つまり内國の形勢から云つた事で、私も其の時無理はないと考へた、何も悪意で云うたことではない、誰かその間に、讒言を構へたものがあつたことと思ふ、とにかく次第に依つては歸朝しろと云ふ勅命が下るかも知れぬ。とかう云うたところが、木戸公は、なほく不快らしかつた。

その後、フランスやベルギー、オランダ等を廻つて、ドイツに往つた。ところが、青木周藏や品川彌二郎が來て居つた、その時、彼等の云ふには、どうも君と木戸との交際がおもしろくないやうだから、我々が調和したいものであるとかういふのだ。私は之に不承知を唱へた、俺と木戸との間柄に就いては、お前達の調和を煩はすには及ばぬと斷はつた。すると、ベルリンに滞在してゐる中に、木戸、大久保二公に歸朝の勅命が下つた。大久保公はすぐに出發したが、木戸公は使節に離れて、ロシア、イタリヤを旅行して歸つた。それで、あとは、私と山口半藏が岩公に隨いて廻つて、歸朝した。何んでも、木戸公は明治六年の四五月頃歸朝したと思ふ。私は六年の

九月に歸つてみると、征韓論がなか／＼熾んに起つてゐる時で、木戸公は、征韓論には勿論不同意である、しかし岩倉公の一行が歸るまでは、可否の論は定まらなかつた。私が歸朝してから、木戸公を訪ねたところが、公は、これから先き君の考へはどうだ、と云はれるから、私は自分の意見を十分に述べた。すると、公は、そう云ふ君の考へなら、自分に於ては異存どころではない、全然同意だと言はれて、頗る満足の體であつた。日本をこれからどうしてゆくかと云ふ議論であつて、それが大變公の氣に適つて、ヨーロッパで起つた感情の行違ひが渙然として氷釋してしまつたのである。

臺灣事件に就いては、木戸公は不承知で、とう／＼辭職して歸られた。その前年秋、西郷、板垣等の如き薩摩、土佐、肥前の人々は、征韓論の爲めに擧つて辭職して居たので、人心恟々たるものであつた。私も木戸公と進退を共にしようと思ひ出したところが、岩倉公などは、大の不承知で、私が辭職すれば、薩長分裂のありさまに陥るから、職に留つてくれと云はれた、それで私は辭職しないで、専ら大久保公と一緒にやつてをたつたのである。そのうち臺灣に兵を出すことになつた。それで支那からやかましく云つて來たので、大久保公が、自分で使節となつて支那に往つて、始末をつけて來られた。それは明治七年の暮のことである。それから、どうしても

木戸公を起して政府に立たしめなければいかぬと云ふのが、大久保公の意見で、臺灣の一條に就いては所見を異にしたけれども、それは行懸上のことだ、自分の立場と木戸君の立場と違ふために、木戸君は辭職をして歸ることになつた、しかし自分は、意見が合はぬからとて、やめてしまふと云ふ譯にはゆかなかつた、といふものは、西郷が征韓論で破裂してしまつても、自分がその後を引受けてゐる、それを自分が辭職すれば、政府は潰れることになる、かういふ經緯で自分は今日まで歩いて來てゐるのである、自分の本來の政治上の考へは、全く木戸君の識見及び智識に符合して居る、従つて、木戸君の驥尾に附いてやらなければならぬと常に考へて居る、とかういふのが大久保公の説であつた。それで大久保公は、山口まで木戸公を迎へに行くと云ふことを私に相談された、私もよからうと云つたが、しかし貴君が山口まで往くことはよろしくない、大久保公が山口に木戸公を迎へに行くことであつては、政府の弱味を示すことになるから、貴君は大阪までおいでなさい、木戸公にも大阪まで來るやうに、私が取計らひますといふやうな譯で、結局大久保公と木戸公が大阪で會つた、これが大阪會議までの筋道だ。

その大阪會議の折、前以て大久保公は私に向つて、自分は自分の精神を以て説くが、萬一此の精神が徹しなかつたときは、どうか君出て來てくれ、と云ふことであつた。果して案の通り、木

戸公は聞き入れなかつた、それで私は種々方策を考へてみたが、木戸公の意に適ふやうなことを行はなければ、事は成り立たぬと思つたので、先づ私は第一に、政府の二三の者が集つて權力を専らにせぬやうに元老院を設立して立法上の仕事を鄭重にし、且つ他日國會をも起すの準備をなさしむること、第二、裁判の基礎を鞏固にするために大審院を起すこと、第三、上下の民情を通ずるために地方官會議を起すこと、第四、主上も政治に御注ぎになる様な仕組にする爲め内閣を分離して、木戸、大久保兩公の如き人は内閣に在つて、一方には輔翼の事も爲し、別に第二流の人物を擧げて行政諸般の責任に當らしむること、この四ヶ條を案出して、大阪の五代才助の家で、大久保公とひそかに會見して、さて聞くところによれば、木戸公は動かぬと云ふ事であるが、無條件では動くまい、そこで一つの案を持つて來た、木戸公に面會する前に、先づ貴君に相談したい、貴君が同意なさるかどうか、それを慥めた上で、木戸に面會しませうと云つて今の四ヶ條を見せた。すると大久保公も、至極尤な意見だ、自分は同意する、獨り此の事のみ止まらず自分はすべて木戸君の驥尾に附いて遣るつもりだから、此事も能く含んで居て貰ひたいと云はれるので、それなら、よろしい。貴君とは、まだ面會せぬつもりにしておかうと、約して別れた。

それから、私はわざと、木戸公を訪ねなかつた、そのうち、公は私の來たのを聞いて、伊藤のヤツ來たか、と云つたさうだ。この時、板垣は、岡本健三郎や小室信夫と共に木戸公に會つて、例の立志社の民權論で、國會を開かなければならぬと云ふことを議論した。井上も來て、一番先に木戸公と會つて議論をした。それで、私が佐賀屋に泊つてゐると、木戸公が遣つて來て、君が手紙を寄越して、大久保と面會してくれと云つて來たが、會つたところで到底議論の合ふ氣遣はない、そうして俺が入閣したところが何んの効能もないから、出る譯にはいかぬ、それよりも君が大久保と申合せてやれば異存も無くてよからうと云はれるから、それは一つの御議論である、何の効能もないと仰つしやるが、効能がある様にしたらどうですと云ふと。効能がある様にするつもりも、俺には別に考へもないと云はれる、そこで私は、彼の四ヶ條を出して、これだけのことを斷行すれば、一步を進める譯だから、貴君はお出になるかと云ふと、公は、ヂツと考へて居るのだが、やがて、その通りに行はるれば出る、しかし大久保はどうだ、折合が出来るかと云はれるので、出来るか出来ないか、一つ當つてみませう、大久保公が同意されたら、貴君は屹度出られるのですなと念を押した。すると公は、とてもむづかしからうが、やつてみたまへ、と云ふので、話はスツカリおもしろくなつて來た。それから大久保公がやつて來たが、固より打合はして

あることだから、異論のあらう筈はない。そこで木戸公のいふには、俺は這入るとしても、初め板垣と會はなければよかつたが、板垣と種々話をしたから、彼を捨て置いて、俺ばかり這入る譯には行かぬといふので、それは何んとか話をしよう、と、それから大久保公にかう云ふ譯だと、話し込んだ。大久保公は自分はそんなことは齒牙にかけぬが、木戸君がそう云ふお考へなら、萬事自分は木戸君の驥尾に附いてやる覺悟だから、同意するといふ。

板垣の當時の議論は、どうしても議會を開かなければならぬといふので、民選議院の建白を出した後だから、少くも半分だけの官選でなくては承知ができないといふのだ、しかし半分官選の議會などは、とても行けるものではないから、井上が板垣の方を引受けて、とう／＼木戸公と折合がついた、そこで木戸、大久保兩公と板垣、井上が集つて、會議を開いて、酒を飲んで、大阪會議はおしまひになつた。

そこで、その折合の付いた案件を、時の大臣たる條公、岩公、島津公に見せて、かういふ人たちに諮つて、實行するまでの運びにした。木戸公の意見として提出すると、御採用になつて、やがて制度取調の必要が起つた。四箇條案件の實施委員には、木戸、大久保二公と板垣と私との四人が命せられて、實際の仕事は私が専ら擔任して居つた。そこで明治八年四月十四日の勅諭を起

草することになつたが、その文章は餘程うまく書かなければならぬので、思案を凝らして居ると、井上毅が九州から歸つて來たので井上に書かせた、此時から井上を用ゐたのである。それから元老院を設け、大審院を拵らへ、地方官會議を起し、四ヶ條の内三つだけは行はれた。内閣分離論は別に異存はなかつたが、當時の情勢がそれを行ふまでに進まなかつた。

内閣分離論に就いて、板垣は最初不承知だつたが、東京に出てから、だん／＼内閣分離論を主張するやうになつた、島津公も分離論者であつた。私は計畫者であつたから無論その支持者であるべき譯だが、意外の事件が起つて、分離論を敢行すれば始末の付かぬ狀勢になつた、といふものは、朝鮮の江華灣事件といふものが起つて來て、對外問題の急を告ぐる際に内閣を分離するは宜しくないといふことになつた、けれども、島津公や板垣は、この際是非分離論を實行しようといふし、大久保、木戸二公は、私と同様、どうもかう云ふ事件が起つた時、分離は出來ぬといつたのが原因して、遂に破裂して、島津公や板垣は辭職した。

そこで、木戸公は病中で引き籠つてゐるが、朝鮮に使節を遣らなければならぬ、就いては誰を遣つたらよからうと云ふ評議になつて、黒田を遣らう、そうして井上を副使として附けよう、かういふ事に決ると、私は井上に、今度、朝鮮の使節に黒田を遣る事になつた、就いては、君が副

使となつて行つたらよからうと云つた、すると、井上は、始め朝鮮事件の如きは今日の場合問ふに足らず、打つちやつておいたがよいこの意見を主張し、木戸公とも論じ合つた位だから、大不承知で、まあ考へてもみたまへ、そんな馬鹿々々しい事が出来るものではない、自分の従來の立場と云ひ、どうして副使として出かけることが出来るものか、といふ。そこで私は、尤もの事だが、それは長州人の短所だ、國家のためには、そんな私憤をなげうつて、大任に當らなければ困る。是非行く決心を持つてくれ、と云つたが、どうしても不承知なので、だん／＼説いた結果、まあ考へさせてくれ、木戸君に對しても困ると云ふから、木戸公に會て、今度の事變に就いては黒田一人ではいかぬから、井上を副使として遣らうと思ふ、貴君、どうか御同意を願ひたいと云ふと、公は、俺は病氣ではあるが、今すぐ死ぬと云ふ譯でもあるまいから、もう少し待つたらよからうと云はれる、さう仰しやるが、時機を失つてはいけませんと云へば、井上が人間の皮を被つてゐるならば、前にあれだけの意見を主張しながら、よもや行くとは云へまいと、木戸公は云れた。それから私は、それは井上も行くこと云はぬだらうが、井上がもしこの事を避るやうでは國家の重きを以て任ずるものでないから、私は是非叩きつけます、今迄、貴君に何んと云つてゐたか知らぬが、私は是非勸めてやりますと云つて、やうやく公の同意を得て、それからだん／＼

と井上を説いて、終に井上は副使となつて、朝鮮に行き、江華灣事件も結末をつけて歸つたが、一時はなかく面倒であつた。

それから、明治九年に奥羽御巡幸となつた。その時、木戸公は參議をやめて、内閣顧問となつた。岩倉公と木戸公とは、御供となつたが、大久保公は内務卿で御先供と云ふことであつた。一體、木戸公は三條公の方に心服して居られた、この奥羽御巡幸の御供の途中でも、種々話合はれて、益々双方の諒解を深めるやうになつた。それから聖上には青森から御船に召されて御巡幸になつて、北海道、秋田縣だけ残して、御還幸あらせられた。それで、この御巡幸にならなかつた地方だけ、更に巡回しろと云ふ御沙汰で、三條公と山縣と私と寺島が行つた。これには陸奥だの尾崎三郎だのも随行してをつた。それで北海道を巡回して、歸途福島に泊つてをると、熊本（神風連）騒動の電報に接した。

然るに、當時、主權論が盛んで、主權は天皇にありとか、主權は議院にありとか云つて、大分やかましかつた。が、これは重にアメリカ、イギリスあたりから這入つたのだ。福地源一郎が、しきりに漸進主義を説いてゐた時分だ。イギリスでは主權の議論はあまり云はなかつたが、ドイツなどではよほど明かになつてをつた。現にブルンチュリー、スタイン、グナイスト等の論も出

てをつた。ともかくも、私の先輩として仰ぐ木戸公の如き、大久保公の如き、漸次憲法政治にしよう云ふ論をもつてゐたことは、云ふまでもないのだ。明治八年四月十四日に、

朕即位の初、首として群臣を會し、五事を以て神明に誓ひ、國是を定め、萬民保全の道を求む幸に祖宗の靈と群臣の力とに頼り、以て今日の小康を得たり、願に中興日淺く、内治の事當に振作更張すべきもの少しとせず、朕今誓文の意を擴充し、茲に元老院を設け、以て立法の源を廣め、大審院を置き、以て審判の權を鞏くし、又地方官を召集し、以て民情を通じ、公益を圖り漸次に國家立憲の政體を立て、汝衆庶と俱に其慶に頼らんと欲す、汝衆庶或は舊に泥み故に慣るゝこと莫く、又或は進むに軽く爲すに急なること莫く、其れ能く朕が旨を體して翼賛する所あれ。

この御勅諭があつた。木戸公が主に献替したもので、あまり急進に走つてはいかぬといふので、漸進主義で立憲の基礎を立つると云ふ勅諭を日本國民に下し賜つたのである。

漸進主義は木戸公の持論であつた、大久保公は、萬事木戸公の驥尾に附いてやらうと云はれたのであるから、政府をあげて漸進主義と認めてよろしい、即ちそれが天皇陛下の御思召となつて出たのだ。ところで今日になつて考へてみると、それから十六年を費して憲法は發布された、十

六年間の漸進主義は果して非であつたかと云ふ事は能く判斷して貰はなければならぬ、私は先輩の取つた態度が頗る當つて居つたと思ふ。今日から十六年前の有様を見ると、民間の有志と稱する者は、民權を求むることに急にして、元老院が設置になると、忽ち民選議院の建白が山の如くに出て來た、然るにその際木戸、大久保二公の見識で、それを壓へてゐた。その後十六年間を経て憲法を實施して見たのだが、此の實施に關する人民の用意は果してどうである、現に人民は憲法に就いて如何なる思想をもつてゐるか、若しも憲法の實施が漸進でなく急進であつたならば、この人民は今日よりも甚しい惡弊を生ずる人民であつたらう、或は國を危くせしめたかも知れぬ、往時、主權論の盛んであつた時、議會の權力とか何んとか云ふことすらまだ研究が積んで居らなかつたが、その時、急進論者の説く如くしたならば、如何なる誤りを後世に貽したか、測り知られぬものがあるではないか。

私から觀ると、今日でも、まだ憲法論に就いて、極端に走つてゐるものがあるやうに思はれる、現在生きてゐる政客ですら、とかく了解し兼ねる考へを懷いて居る者がある、此等の事を思ひ合せて見ると、漸進主義でやつた事は慥かに當を得て居つたと信せられるのである。

木戸公は、よほど早くから憲法思想をもつて居られたが、どういふ風な方法でやるが宜いかと

云ふことに就いては、其の説を聞いたことがなかつた。明治四年洋行した當時、公は私に、どうも王政復古をして、廢藩置縣までにしたが、かうガタ／＼ではいかぬ、何んとか憲法と云ふやうなものをごしらへて、根據ある制度を施かなければならぬと云はれた。その時分に、私は、どうも今卒然と憲法を拵へたところが、實際行はれるや否やは甚だ疑はしい、たとへ拵へるにしても十分研究しなければならぬと、云つたことがある、木戸公も、それもそうだと云はれた。とにかく、木戸公の肚裏には、どんな方法で、憲法を運用するかと云ふ詳細なる計畫はなかつたやうである。

それから、前に話した木戸公と私との交情が舊に復すると、其の年の十月、征韓論が破裂になる少し前に、公は私にぜひ内閣に這入れと云はれたが、私は斷つた、すると、公から呼びに寄越して、岩倉公、大久保公から、君に内閣に這入れと勧めがあるから、ぜひ這入つてくれ、自分は病氣であるから、とても十分にやることはむづかしい、君が代りに這入つてくれれば、自分は死んでも瞑目する、と云はれた。そこで私も、それほごまでにお考へになるなら這入りませう、お受けいたませう、しかし、私が這入つても、貴君のお考へにあるやうなことが出来ぬかも知れませぬ、私はまた私の責任で、見る所を行はなければなりませぬから、と云ふと、それは無論の

話ではないかと、一寸も蟠まりなく承知された。それで明治六年十月末に、私は參議兼工部卿を拜命することになつた。

木戸公がヨーロッパから歸朝して後に出された建白書といふものがある、その主意は文章そのものを見ないと、細密の話は出来ないが、掻い摘んで言へば、ヨーロッパを廻つて文化の進歩したことや、ポーランド邊の滅亡したことなどを舉げて、日本の前途を憂慮し、國の根據を養ひ、人智を啓發して行かなければ、とても今日萬國の間に立つて行くことはむづかしいと云ふ意味が書かれてあつた、それには國家が上下一致して行かなければならぬと云ふことがあつたから、憲法政治に赴かしめる考へであつたとは、自から明かである、このことはその頃の横濱の外字新聞に翻譯されて出て居つたと思ふ。

名は忘れたが、何んでもその頃、公は、人智を啓くことが肝要であると云ふので、西洋から歸朝後、明治六年から七年の春にかけて、新聞を刊行した。その新聞は大分名を變へたり、何かして續いてゐた、その時分新聞と云ふほどのものは、まだ日本になかつた、それで別に政府から補助されると云ふこともなかつた。

公が、王政復古に至るまでの間に、四方に奔走して、國事に盡瘁せられたことは、世人の皆知

る所であるが、維新創始の基礎を大成するについても、公の苦心盡力と云ふものはなかく一通りでなかつた。文部卿などもしておられた。在職の期間が短いので、事業の上にかう云ふ事をしたといふことはないが、内閣に立つて、文明的の方針を執つて國の開明を誘導されたことは大したものである。

公はどちらかと云へば、物にあまり執着しない人であつた、それ故に移る事には易い、識力があつて、分別の出来る人であるから、教育の事人智を進めると云ふ事に骨を折られた。公は、若い時にはそうでもなかつたが、西洋から歸つてから、終始胃病で苦んで居られた、それに一度馬車で頭を打つてから、一層病氣が重くなつて、非常に物事に心配されるようになった、あまり憂慮に過ぎて夜も眠られぬと云ふやうになつたが、これがよほど病氣を助けたらうと思ふ。

公は和漢の學問に通じ、詩も作り、文章も作り、書などはなかくうまかつた、文學趣味には十分富んで居られた、圍碁はあまり好きな方ではなかつた。

大久保利通

大久保公と私は、以前から、心安くしてゐた。その心安くなつたのは、明治四年、外國に使節として一所に行つた時からである。それ以來、公が死ぬまで大概百事相談をし合つてゐた。公はなかく思慮もあり、決斷もあり、輕忽に事をしなかつた。その持重の力は殊に勝れたもので、さうして難事が起れが率先して自ら事に當る人であつた。

公が維新前に力を盡された事柄は、藩の方にも朝廷の方にも種々あるが、維新の際、薩長の兵を以て、徳川慶喜の西上を沮んだのは、實に公等の英斷の結果であつた。それから明治四年まで藩制にも、大政にも、關係し、又ヨーロッパに行つて、各國の形勢を見、大いに識見を廣めて、その文明を日本に輸入しなければならぬと云ふ考へを起された。その結果が征韓論の反對といふことになつて現はれたのである。

然るに、佐賀の亂が起つた時、公は内務卿を以て自から征討に出て行かれた。公が決して文弱に陥つた事無かれ主義の人でないことがわかる。尋いで臺灣事件で支那と葛藤が起ると、公はまた自ら請うて、その難局に當られた。

臺灣事件當時の我が國情といふものは、所謂内憂外患交も到つた有様で、外には清國との交渉が思はしくない、内には種々の不平家が充満して、ともすれば政府の鼎の輕重を問はんとすると

いふ時であつた、大久保公の其の頃の態度といふものは、實に立派なもので、毅然として群疑の間に卓立し、一定の方針を把つて着々歩を進め、眞に人意を強うせしむるものがあつた。この事件で愈よ清國に出使の決心を固められたとき、豫め私に胸中の計畫を告げて、さて、此事を公けに臺閣に持ち出すに當つて、氣懸りになるは、國內の形勢である、若し君が自分に代つて、内務の衝に當つて、治安を維持してくれるならば、自分は身を挺して北京に赴き、直接に清國の當路者と論判をして見たいと其の決心を打明けられた。私は公の心中を察して、即座に公の出使に同意し、且つ貴君の御不在中は、不肖なれども私が内務を引受けて、如何なる手段に訴ふるとも必ず國內の治安を維持しませう、御心置きなく清國との談判に従事せられるやうにとキツパリ答へた。公は、それで安心した、満足に耐へぬと言はれて、愈よ北京行の提議をされた。かういふ大事の時に當つて、公は、いつも危険を避けず、自から奮つて、その渦中に投ぜられた。これは實に、公が人と異つた特性を持つて居られたからである。

公は、内務卿時代に、國內の産業を勧めることに就いても、種々の事を計畫して、よほど盡力せられたが、明治七年には佐賀の亂、臺灣の事件があり、八年には朝鮮の江華灣の事があり、九年には肥後の騒ぎ前原の變があつて、當時の世の中といふものは、殆んど寧日がなかつたから、

事業を勧めてみた所が、輒く効は期せられなかつた、それに人民の智識も開けてをらぬから、勞のみ多くして功が伴はなかつた、要するに公は最も多難な誘導の事に當られたのである。

それから十年の戦争であるが、この戦争には、公は私と一所に大阪に出てをられて、重に政府で扱ふ仕事をやつてをられた。それで戦争が鎮定してから、地方官會議を開いて、地方制度上に着々改良を加へて行かうとされたが、其の時不幸にも公は暗殺されてしまつた。公の事蹟を、一言にして掩へば、危難の際に局面を維持する力が非常に強いといふ一事で盡されると思ふ。いかさま公の時代は、日本が開けるか開けぬかといふ大切の時であつた。

明治六年、使節一行がヨーロッパから歸朝して、征韓論が破裂すると、政府の有力者は二つに分れて、一半は朝に留り、他の一半は野に下つた。その時、朝に残つた人達は、陣容を立直して庶政の革新に努めて居ると、明治七年一月になつて、曩に征韓論の故に辭職した副島、板垣などから、民選議院を起せといふ建白書が出た。ところが、これよりも前に、これに類する新制度の計畫に就いて意見を持つたものが政府部内にもあつたのである。木戸公は、明治六年七月歸朝すると間もなく、歐米を巡視して得た新知見に據つて、政規典則制定の議といふものを發唱せられた、政規といふのは、今で言へば憲法のやうなものであつた。大久保公も大體同じやうな意見で、

明治六年九月、私が岩倉大使に附いて歸朝して、制度調査のことを仰付けられると、大久保大藏卿は、憲法制定に關する意見書を認めて送つて寄越された。其の書面は、今も尙ほ保存して居るが、殆んど一冊にもならうとするほどの浩瀚なもので、其の大要は、今茲で文章を表はすことは出来ぬが、凡そかういふやうなものであつた。

世の政體を議する者、即ち曰く、君主政治、民主政治と、民主政治尙未だ採るべからず、君主政治亦た棄つべからず、然り而して此の政體たるや、實に建國の大本、爲政の本源にして、至大至公のものたり、其體確立せざれば國何に依りて立たんや、政治何に依りて爲さんや、維新以來宇内を總攬し四海萬邦に卓絶せんとす、然るに、其の制や依然舊套を因襲し、君主專制の體を存す、此制宜しく用ゐるべからず、然らば則ち民主制となすべきか、曰く不可、我國人民久しく封建の壓制に慣れ、習性となること殆んど千年、此風俗人情を以て俄かに民主政治を用ゐるべからず、君主政治も亦固守すべきにあらず、云々。

文章は長いけれども、精神は略ぼ右のやうなもので、碎いて言へば、憲法政治は、今遽かに實施する譯にはゆかぬけれども、つまりはそれにならなければならぬ。憲法政治を施いて國を立てて行かうといふには、各國の政體を見ても、君主とか、民主とか、それ／＼の形體がある、けれ

ども、要するに、其の國其の時の人情風俗に據つて基を立てたものである。舊に由つて之を墨守して行くことは、國を保つ所以でない、我國に於ても、時勢、風俗、人情に循つて政體を建てなければならぬ。維新以來、宇内を總攬し、洽なく四海に通じ、萬邦と並立するの方針を執つて來たけれども、其政治は依然たる舊套を因襲し、專制の體を存して居る、此の體たる今日に在つては之を用ゐざることを得ぬ。纔かに藩制を廢して郡縣となし、政令一途に出づることゝなつたが、人民は久しく封建の壓制に慣れ、千年の久しき之が習性となつてゐるのであるから、急劇なる變動を之に與ふことは勿論國を保つ所以でない、併し、將來に期する所は、我が人情、風俗、時勢に循つて立憲の基を樹つることではなければならぬといふのである。詰まり、漸進主義の立憲政治論であつた。世間には、大久保公を目して壓制家のやうに思ふ者もあるやうだが、それは甚だしい間違ひである。大久保公は、早くより立憲政體を主唱された有力な一人である。其頃、封建の制度を廢して、王政復古となつてまだ間の無い所へ、今度は憲法政治を持つて來ようといふのであるから、具合がなかく／＼むづかしい、勤王論と憲法政治との關係を明瞭ならしめるには、憲法の方に俟たなければならぬ、大久保公の意見も、つまり君權を定めて、民權を限るといふに在つた。私も此の事は輕々しくやつてはいかぬといふことを木戸公と論じた。その後になつて、明治

七年、前に話した民選議院の建白も出るし、十四年には大隈伯の建白も出た。けれども、いづれにしても、まだ、どうも研究が足らぬ。政體を定めるといふことは、國體に關係を持つのであるから、十分に過去を明かにし、將來も慮つて、これならば慥かに日本に適し、國家を利するといふ安心の出来るまでは、私も容易に左袒し得られなかつた。

大久保公が紀尾井坂で刺客の難に逢はれたのは、詰り西郷の爲めの復讐であつた、十年の戦争の時、西郷に黨した徒が『彼の忠臣を殺した』と云ふ恨みから來たもので、固より大久保公は、あんなことがあらうとは思つてをられなかつた。遭難の日は明治十一年の五月十四日であつた、私は、十年の戦争が終つてから後始めて開かれる地方官會議の議長となつて、これから地方制度も改良して行かうとした時で、たしか縣會なども、彼の時であつたと思ふ、地方官を召集して、會議を開いた、その時、大久保公は地方官を淘汰しなければならぬと云ふ考へを持たれた、この時分は松田道之などが、重に働いて居つて、どうしても地方官を淘汰しなければならぬ、老朽はいかぬ、無能はいかぬと云ひ、又小縣を廢して、大きな縣に合體させようと云ふ議も起つて、大久保公の言はれるには、自分の方でも、地方官の人物を調べてみようが、君の方でもやつて欲しい、君は實際、會議の職掌に當つてゐるし、人間の賢愚適否も能く分かるだらうから、その意見

を持ち出してくれと云ふ譯で、地方官會議が濟んでから、地方官の更迭に付いて評議が起つた、その時大久保公は自ら重く執つてをつて、盲目判を捺す様なことは容易にされなかつた、そこで十三日に公は私の榎坂の邸にやつて來られて『地方官の仕事も、まだ悉く決定してをらぬから、君も忙しからう、けれども、明日の評議には、せひ出てくれ、どうしても君が出てくれなければ困る。』と、わざわざその事を云ひに來られた。私はよろしい出ませう、と云つて別れたが、翌朝、佐々木高行と高崎正風の二人がやつて來て、當時君側に在る侍補の事について、『侍補のまゝでは君徳の培養に不足であるから、どうか大久保公にも宮内省の方を兼ねて、君側の方に盡力する様に説いてくれんか。』といふ話をしてゐる中に、大久保公から手紙が來た、『今から自分はすぐ參朝するから、君もすぐ來てくれ。』といふ文意である、何んでも殺される僅か數分前に書かれたものだ、それから私は二人に斷つて、出勤しなければならぬと云うて、赤坂の方から、參内する、公は紀尾井坂から行かれた、内閣に出ると、『兇變を知つてゐるか、いま大久保公が殺された』といふことであつた。實に意外で、残念千萬の事であつた。この時、公が私に送られた手紙は、思ひも寄らぬ公の絶筆となつた、これがその手紙である。

昨日御約束申上置候通大隈にも八時より參内之約束致し置候付御多忙與存候得共暫時御參朝被

下候様奉願候此段至急草々拜具

五月十四日

利通

伊藤殿

大阪會議以後、島津公と大久保公と不和になつて、島津公は大久保公を退けようとして、その事が用ゐられなければ職を辭すると云ひ出された、そこで私は島津公の所を訪ねて、どうも大久保を退けると云ふ御議論だそうですが、大久保を退けてどうなさるお積りですと云ふと、公は、君は薩摩の事情を知らぬから、そんな事を云ふが、折角の調停ながら、それは聽かれぬ、と云はれた、それはどうも怪しからぬ事を仰しやる、今日私は薩摩の事情を承りに參つた次第ではありませぬ、國家の爲めに、大臣の進退に就いて御相談に參つたのであると云ふと、公は、それはもうでもあらうが、おれも人の進退のことを云ひ出してゐて、毎日登閣して顔を見るわけにはゆかぬと云はれる、それなら參議だけ罷めさせたらよいでせうと云ふと、それならよいといふ譯で、私は其の事を大久保公に話した、すると、大久保公は、どうも外の事と違つて、賄賂をとつたと云はれては、終始頭があがらぬ、君の親切はわかつてゐるが、自分の去就だけは自分に決しさせ

てくれと云はれる、それも尤もの事である。さあ、それから、島津公も出ぬ、岩倉公も退くと云ふ次第で、三條公も大久保公も困り切つた。そこで私は、よろしい、島津公の事は私に存じ寄りもあるから、御任せなさい、と云つて、それから種々と執成してゐる中に、此の事が上聞に達して、勅命を以て、この國家多事の際、たとへ病氣でも勉強して出廳せよと云ふ御沙汰が下つた、それで島津公も出れば、岩倉公も出る、大久保公も留任するといふことになつた。

公と西郷は、以前は、よく相寄り相輔けて、一方は軍事、一方は君側にあつて、兄弟も管ならぬ間柄であつたが、政見の異同よりして、征韓論の時から、提携が破れてしまつた、しかしながら、固よりこれは國に盡す政治上の見解を異にしたので、双方の心中では互に信じ合つてゐたに相違なかつた、と云ふのは他でもない、西南戦争の起つた時に、西郷が這入つてゐると云ふことを聞いて、大久保公は非常に驚いて、その時、打つてゐた碁をハタと止めてしまつた。此の一事で見ても其の心持がわかるではないか。

木戸公は、才識共に勝れた人で、どちらかと云へば、寛仁大度で、識量の廣い人と言つてよからう。大久保公の方は、沈毅で、忍耐力の強い人で、容易に進退するといふ事を仕なかつた。木戸公は識の高いだけに、識に依つて物事を判斷して往かうといふ人だから、忍耐力の方では自か

ら大久保公に一步を遜つてゐた、その代り、識力の方では、大久保公も木戸公に一目置いた、兩雄の取組みは、こんな具合のものだった。

岩倉、木戸、大久保三公は、とにかく度量といひ、膽力といひ、時流に卓絶した點といひ、遙かに儕輩を抜いてゐた、私が、先輩として見る所ではこの三人に及ぶ者は一人もない。岩倉公などは實に偉いものだった、三條公は立派な玉を見るやうな人で、是は勿論別格だ。岩倉公は、多少瑕瑾はあつたかも知れぬが、有功無比の器だった。國を憂ふる上については三人とも鼎足の形で、其間に少しも甲乙はなかつた。たとへ時によつて種々議論を上下することはあつても、其精神は國を憂ひ、國を治めて行かうといふことに集中した、此點で外の者は到底三公と肩をならべることが出来ぬ、あゝ云ふ人々が出て、攘夷論だの鎖國論だのと云ふものを一變して、封建政治を打破つて、郡縣政治とし、それから、日本の前途を見透して、斷然開國論を主張し、ヨーロッパ流の文明に日本を引つ張つて行くと云ふ決斷をつけたから、維新の大業ができたのだ。新日本の建設は、何んと云つても、これらの人々の力と云はなければならぬ、種々新しい知識を獻替する者を探つてその説を實行したから、今日あるを得たのだ。

大久保が、參議兼内務卿として、大政補翼の任に當つて居られた時、世間には種々の流言があつた、贅澤の生活をしたなど、いふ説もあつたが、それは嘘の皮だ、公が死んだ時には、金など一文も無く、却つて八千兩の借金が残つた位であつた。

公の一番好きなのは碁であつた、それもよほど好きで、よくやられた。詩もチヨイ／＼あるが、詩人としては成功しなかつた方だ、しかし、自分の志を云ふだけのことは十分やられた。

島津久光

世間では、島津公を頑固の人のやうに云ふ者もあるけれど、公は決してそうではなかつた、曾て公は、おれは攘夷などと云ふことはせぬ、それは西郷などが云ふことだ、と云はれたことがある、しかし、西洋流の事物を採り入れると云ふことは、餘り好きのやうでなかつた。

島津齊彬

島津齊彬公は非常の豪傑で、卓絶した人であつた、今から考へてみると、實に感服する事が多

い、徳川幕府の安藤だつたか、水野だつたかに、御兩敬といふ事を申込んだ、向うが和泉守様と云へば、此方が修理太夫様と云ふ、それが御兩敬だ。西郷が鹿兒島の御庭番か何かしてゐるときであつたらしい、齊彬公を諫めて、彼はどうも奸物です、彼の奸物に御兩敬を御申込になるのは宜しくないと云ふと、齊彬公は、馬鹿を云ふな、それは貴様の智恵ではなからう、水戸の藤田東湖からでも習うて來たのぢやらう、と云はれたとのことである、なか／＼非凡の人であつた。

或る時、長崎から、オランダ人を聘したことがあつた、すると鹿兒島の人が石を投げて困つた今の大山（巖俣爵）なども、その投げた仲間だ。そこで齊彬公は、馬に乗つて迎へに來られて、石を投げるなら己れにも與に投げろと云はれた。凡庸の大名の出來る事ではない。家來の云ふ言を聽いて、それに籠絡される様な人ではないのだ。

それから、寺島だつたか誰の話だつたか忘れたが、公が一つの本を出して翻譯しろと云はれたので、それをみると、綿の事が書いてあつた。築城とか兵學とかに關係するものと思ひましたらこれはどうも綿の事でありませぬ、と譯者が云ふと、むろんの事だ、それを翻譯しろ、他日、日本を困らせるものはこれだ、と云はれた。日本に綿絲を輸入する事を、その時分から着眼してをられたと見える。惜しいことには病氣で、早く世を去られた。

吉田松陰 長井雅樂

毛利の史料調所で、松陰のことを調べてゐるが、今度安政五年に松陰が書いた書類を發見したその書類によると、松陰は、全く攘夷論者でも討幕論者でもない證據が上つた、つまり議論が變つたのである。しかし、それを見ると、やはり過激だ。政府を苦めてゐる。政府の方にはわかつてゐることも松陰は知らずにやつてゐることもあつたらしい。今の政黨の首領などもそんなものではなからうか、つまり他藩との關係から、封建的の觀念に驅られて居た所もある。一體愛國心と云ふことは、ヨーロッパの學者の説では、郷を思ふと註解してゐる、封建時代の愛國心はどこにあるかと云ふと、たいてい封土の範圍にある、象山なども、攘夷はとうていいかぬと云ふ考へを持つてゐた。攘夷と云ふことに就いても、種々の説があつて、一應戦うた上で和議をやる方が善いと云ふ説もあつた、併し戦うて勝つか敗けるか其の邊は一向に考へなかつた、よほど議論が疎雑であつた。戦うた上で和議をすると云ふた所で、戦うて敗けた時には、戦はないで和議をする

やうな譯には行かないではないか。當時の攘夷論は全く精神から出たので、政略から出たものではなかつた。その頃、政略的のことをやると、精神がないとか何んとか云つて、それこそ、斬られてしまふ。

長井雅樂なども、議論の一變から切腹させられたので、無理だつた。長州の議論が、すでにその時は變つてゐたのだ。長井雅樂の論は、長州藩の論で、日本はどうしても一致しなければならぬ、開國をするにも、鎖國をするにも、公武合體した上で、ごちらにか定めなければ、眞の開國でも鎖國でもない、ともかくも日本の一致を計らうと云ふのが、その眼目であつた。雅樂は人物であつたに相違ない、老中の如きは、殆んど小兒の如く見てゐた。死んだ時は、四十位だつたらう。漢學はあつたが、蘭學はやらない、あの頃の人ではよほど目は見へてゐた。君側の監察をしてゐたが、それから一時中老といふものになつた。これは地位をつけるために拵へた役だ。彼は大江家の長井四郎といふ名高い人の裔だ、人品も立派だつたし、大きな人で、眼光炯々と云ふ方だ、それで人に鄭寧で、ちやんと袴の膝を崩さない。それはもう大した利け者であつた、この間薨去された元徳公を徳山より貰うたときは、太保というて、御附で世話をしてゐた、當時浪士と云ふ方の側からは、奸物と見られてゐたが、實はどうも無理なことだ。彼は江戸に使に往つた歸

りに、途中から横道に這入つて、逃げ歸つたのだ、それが一つの過ちとなつた、ところが實を云へば、それは君命なのだ、江戸から逃げて歸れと云ふのが、……、その君命を傳へた人は、林主税(三介の父)であるが、近頃、長井雅樂の遺書が出たので分つた、そのことを恨みに思つてゐる所が見へる、まあ、あゝいふことは、よくあることだ。

水戸學

水戸の學問といふものは、一種の學問で、普通の漢學流でなく、神道と漢學を打混ぜた様なものだ。あれは、光圀公以來、大日本史を編纂するときから、勤王論を主張する一種の水戸學といふものが起つた。そこで、攘夷論が熾んとなり、勤王論も高まつて來ると、幕府の譜代でない大名の家來に、水戸に行つて、學問をしたものがある、薩人などは、東湖に就いて薰陶されて、その方の説を主張するものが多かつた。

藤田東湖

彼は、事務に通じた人であつた、學者といふよりも、むしろ時務に明るい人といふ方が當つてゐると思ふ。時務を知るは英傑の士と云ふから、やはり英傑だ。時務には餘程好く通じてゐた人だ。

高杉東行

高杉は勇悍の人で、創業的材幹には、よほど富んでゐた人だ。

大村益次郎

大村といふ人は、初めの間は蘭學者で、木戸公に用ゐられてから技倆を現はした、兵事の一擧に就いては、よほど與つて力があつた。政治の方にはあまり功績はないやうに見受る。大村を斬つた奴の中に神代直人といふものがある、彼は私と高杉を斬らうとした男だ。馬關の變で、和議をしなければならぬ時に、私と井上と高杉の三人が、イギリスの船に行つて、和議の相談をし

た、所がむづかしい條件を云ふから、それを持つて歸つて、君侯の御前で相談すると、どさくさやつてゐる。その前に君侯は代官所に留つて居られたのだが、代官は久保團藏といふ、吉田松陰先生の門人で、私の手習師匠の息子であつた、その久保が、ちよいと來てくれと云ふから、行つてみると、今そこでお前達を暗殺しようといふ者がある、和議をすれば斬ると云つてゐるぞと、知らせてくれた。そこで私が、あんな奴等にやられては耐まらぬと云つて、高杉と二人で、夜山の中にぎんぎん逃げた。久保が、あそこに隠れれば大丈夫と云つて、逃がしてくれたのだ。井上はひとり馬關に残つてゐた、それは西洋人の方から、一人は残つてくれと云ふので、残つてゐたのだ。ところで我々が逃げたので、井上をすぐ呼びにやると、井上は承知しない、久保を責めて我々の隠家を突き止め、井上と宍戸の二人で、君侯の命令を以て、決して暗殺するやうなことはさせない、保證する、と云うて來たので、高杉と私と歸つて行つた。その我々を暗殺しようといふ徒黨の中に、神代直人と云ふ奴が這入つて居つたが、後にそいつが大村を斬つたのだ。私と高杉も、あの時、久保が注意してくれなければ、冥土へ大村の先伴をさせられる所だつた。

久保は、維新後、福島縣の縣令になつたが、もう亡くなつた。その弟が東京に出てゐる。久保は私等より年上だつた。

佐久間象山

佐久間の見識と、東湖の見識とは大いに違ふ、佐久間は卓見家と云つてよい。學力も佐久間の方が深い。東湖はなかく人物で、よく心を用ゐて、景山公を輔佐した、その功績はすばらしいものだ。

西郷南洲

西郷南洲は天稟の大度で、泰山の群峰を抜く趣きがあつた。そうして國を憂ふる眞情が深かつた。徳望は隆んなものであつたが、政治上の識見はと云ふと、ちと人物より劣つて居つたかも知れぬ。自分でも政府に立つことを嫌つてゐた。盲目判を捺すことが嫌で堪らないから、部下を引連れて、北海道に行くことと云ふことを企てたことがあつたが、それが模様がへになつて私學校と爲り、西南の變となつた。とにかく大人物であつたが、むしろ創業の豪傑で、守成の人ではないやうだつた。長州の高杉東行なども同じやうな型だつたと思ふ。

サー・ハーリー・パークス

東京の英國大使館は、形勝の位置を占めて、實に堂々たるものぢや。あれでこそ、宇内最雄國の君主、政府を代表する者の官衙たるに耻ぢぬといふべきぢや。

誰がアノ敷地の選定者かといふのぢやね、それはサー・ハーリー・パークスぢや。吾輩は長く要職に在つたので、諸外國から我が闕下に派遣されたいろくの使節と接觸もし交際もしたが、パークスぐらゐる聰明勇斷で、職務に忠實な人にはまだ會うたことが無い。彼は數十年前も前に、遙に前途を達觀して、アノ高燥で、閑靜で、さうして濠一つを隔て、宮城と呼應し、一朝事ある時には、直ぐ連絡の取れるといふ位置を選んで、そこへ堂々たる公使館を建てた。早くいへば、彼は英國の日本に對する外交上の位地の礎石を据ゑたのぢや。

彼が英國の代表者として日本に來たのは、慶應元年のことぢやが、東洋にはズット以前から縁故があつた。その縁故といふものが、やはり東洋流の英雄物語に似て居るのぢやから、面白いではないか。

吾輩は、彼の詳しい傳記を持つて居るが、今記憶に在る所をあらまし言うて見ると、彼は幼に

して孤ぢやつた。それで、なんでも十二三歳の頃、姉を頼つて澳門へ来た、といふものは、その姉が、或宣教師の所へ嫁いで、澳門に居つたものぢやから、それを頼つて来たのぢや、これが抑も彼と東洋との縁故の始まりぢや。彼は澳門で支那語を學び始めた。不思議な縁に導かれて、不思議な榮達をすることに定められて居る彼には、安逸などに流るゝ暇を與へず、忽ち奇運があつた。鴉片戦争が勃發したのぢや。其の戦争が勃發して、支那語の通譯が急迫の必要となつたので、早速彼は採用されて、通譯官見習とか何んとかいふものになつた。それから此の戦争の結果として天保十三年に南京條約の出来る時には、十四歳の幼童で、頻りに機務に參畫した、それが、内輪だけで意見を参考にされるといふのでなくて、黄口の一小童が戰勝國の官吏として公然支那の全權委員に紹介されたのぢやから、光景が益す不思議ではないか。尊大に構へることの好きな支那側は、苦るしかつたぢやらう。

其の後、彼は、福州、上海、廣東などの英國領事館に通譯官として在勤し、次第に立身して廈門の英國領事に任せられ、更に廣東に轉じた。安政三年にあのアロウ號事件が起ると、彼は得意の高壓手段を執り、同三年英佛聯合軍が廣東を占領するに及んで、其の民政長官となつて一年以上も支那市民を支配した。それは安政萬延の際で、彼れが三十二歳の時ぢやつた。其の得意想ふ

べしぢや。

彼に就ての英雄物語中、壓卷の箇所ともいふべきは、右の英佛聯合軍が天津を陥れて、破竹の勢で北京に進まうとしたとき、彼れが或任務を帯びて前線に出て居ると、圖らずも支那兵に捕へられて、北京に送られた、その時の事ぢや、此の時の彼の英雄振りは全く花々しいものぢやつた支那官憲が彼を斬罪に處さうとすると、彼れは聊かもひるんだ氣色がなく、頑として口に抗辯を絶たず、終には眼を瞋らし、支那官憲を睥睨して、汝等若し吾が頭を斬らば、踵を旋らさずして支那四百餘州は焦土と化するぞと叱咤した、そのすさまじさに、清國官憲も手を下しかねて、とら／＼彼れは生き延びた。支那流の英雄的動止で支那官憲を威服した譯ぢや。

そんな次第で、戦争が終ると、女皇から、ナイト・コムマンダー・オブ・バス勳章を授けられ、サー・ハーリー・パークスとして、新に上海領事に任ぜられ、數年に涉つて、長江沿岸一帯に大に英國の商權を扶植した。英國の對支政策を建設したのぢや。

かういふ功績が、段々本國政府に認められて、とう／＼三十七歳の壯年を以て、特命全權公使に拔擢され、前に話した通り、慶應元年、我國に駐劄を命ぜられて來た。

彼れが我國に在勤したのは十八年の長い間で、終始明治政府の誠實なる同情者であつた。維新

草創、我が當局がまだ施政の事に慣れなかつた際、非常なる熱心と好意とを以て、種々有益な助言を興へてくれた。時としては熱心の餘り、干渉に近いほどの助言さへあつた。日本が今日あるを得たのは、彼れに負ふ所が少くないと言うても過言ではないのぢや。

殊に吾輩などは、彼れの好意を受けたことの最も多い一人ぢや。王政復古の時、兵庫で西宮警備に當つて居つた備前藩が、外國側と間違を起したとき、吾輩は彼に會うて解決の緒を求めた。それから朝廷新政の通告を諸外國代表者に發することゝなつたが、其の時以來彼れと格別親密な關係を續けて來た。

維新後、吾輩と大隈が、大いに急進論を唱へると、彼れは陰に陽に、吾輩等を援けて説をなさしめた。後ちに西郷從道侯から聞いたことぢやが、山縣や西郷などが歐洲視察から歸つて彼に面會すると、君等も是より伊藤や大隈を助けて、あれ等の説を政府に採用させるやうにせぬと、日本國は立ち行かぬことになると言うたさうぢや。

彼れの吾輩等に對する態度は、まるで教師が生徒に對する態度ぢやつた。文明の政治といふものは、かういふものぢやぞと言ひたげな風で、すつかり其の指南役に成りすまして居つた。或時新造幣局の開廳式に招待すると、彼は大喜びで出席して、祝辭を陳べたが、終りの所へ行くと、

一段聲を張り上げて、造幣局の設置は國家の爲め眞に祝すべきことぢやが、當局の措置宜しきを失し、貨幣の眞價を紊るやうな事があれば、國家の信用を破壊すること正に斯の如し、と言ふより早く、手に在る三鞭の杯を卓上へ投げ付けて、骨牌微塵に打ち碎いた。アツと一座の者は皆アツケに取られて了うた。鄭寧に道具が、りで助言を興へてくれた譯ぢや。ナポレオンの傳記に何かこれに似た事が書いてあると思うたが、支那に居つた時の東洋流の英雄が、此の時遽かに西洋流の英雄に早變りしたのぢやつたかも知れぬ、ともかくも其の意氣たるや傍若無人ぢやつた。

支那に在つたとき發揮した彼れの前半生の特徴ともいふべき冒險的舉措は、日本に來てからも遲疑なく行はれた、維新前、攘夷熱の最も盛んな頃、其の中を東西に馳驅して少しも危険を感ぜぬものゝやうぢやつた。明治十一年竹橋騒動のときなどは、彼れは馬に跨つて公使館を出て、銃火を冒して現場を視察し、それから市中を徘徊して、禍亂のどこまで及ぶかを見届けた。

彼れは、吾輩をして歐洲外交に通せしむる爲めに、吾輩が帝國公使としてロンドンに駐在することを熱望し、屢はその事を勸めてくれたが、政府の事情が許さぬので、彼れの希望を満たすことができなかった。そんな経緯があつたので、吾輩が、明治十八年、大使として清國に遣はされると、其の時、彼れは北京駐劄の英國公使ぢやつたが、吾輩の來たことを聞いて、態々書面を天

津に寄越して、遠からず再會のできることを喜ぶと言つて來た。ところが、吾輩が通州まで行く
と、意外にも彼れの訃音に接した。突然のことで、如何にも驚いた。其後聞く所によると、死因
は僕麻質斯の痛みを和げる爲めに、醫師にモルヒネを用ゐると、その分量を誤つた爲めに、さ
ういふことになつたといふことぢやつた。残念なことをしたものぢや。

弘法大師

我國の名僧知識中で、特に傑出して居るものは、弘法大師ぢやらう。弘法大師の遺跡を見るが
よい、一として雄大の氣象を現はして居らぬものはない。嚴島の御山もさうぢやし、四國の八十
八箇所もさうぢや。高野山に至つては最もさうぢや。

小は揮毫雕刻の技から、大は景勝を相するの術に至るまで、皆神に入つて居る。彼れの死後千
有餘年を経た今日でも、弘法の二字は能筆の代名詞のやうに思はれ、大師といへば彼れの獨占の
號でもあるやうな心持がするではないか。これが尋常の名僧に出来ることではない。

就中、彼れが、唐の文明を輸入して、我が文化の進歩に效した功績は、萬世不朽ぢや。我國民

の永遠に感銘すべき事業ぢや。

狩野芳崖と橋本雅邦

近代の日本畫家中での名人は、何んというても狩野芳崖ぢやらう、アレは長州の男ぢやから、
吾輩の處へも度々來たが、腕はなか／＼利いて居つた。

橋本雅邦も名人ぢやけれど、吾輩にはまだ雅邦の本領がわからぬ。第一、雅邦の畢生の傑作と
いふものを吾輩はまだ見ぬよ。博覽會や、共進會などで、時々見るが、あれは雅邦の大得意の作
ではないぢやらう。

芳崖は、すべて心に感じたものは、箸でも、棒でも、何んでも繪にならぬものはないと言つた
さうして芳崖は一種高邁な理想を持つて居つた。

吾輩は考へる、繪といふものは、とにかく氣合が第一ぢや。昔から一派一流を立てた名人の繪
は、それ／＼持ち前への氣合が出て居る、元信にしても、雪舟、探幽にしても、皆銘々その氣合
が現はれて居つて、他に見られぬ特點がある、雪村ぢやとか、蕭白ぢやとか、同じ狩野の流れを

汲んだ中でも、何か別に強い風變りのやうに見られるのは、つまり氣合が違ふからぢや。

氣合でかくから、名人の描いたものは、草一本、石一つでも、おろそかには見られぬ、けれど他人と違つたものを描くから名人ぢやといふ譯ではない。誰も描くものを描くから名人でないといふ譯でもない。つまり腕前は氣韻にあるのぢや。名人は精神の籠つたものを描き出すのぢや。

雅邦は、今の畫家中で傑出したものかも知れぬ、願くば、彼れの名を、枉げんとして枉げられぬ、傷けんとしても傷けられぬ、群議紛々の間に在つて微動だもせぬといふやうな傑作を出して欲しいものぢや。

實 歴 談

内田萬之助屠腹の顛末

萬延元年三月三日、大老井伊直弼が、櫻田門外で水戸の浪士に撃たれた後、幕府では、關老安藤信正が直弼の遺志を繼いだ、當時幕府の勢望は地に墜ち、朝廷の權威が次第に高まつて來たので、信正は將軍に和宮の降嫁を請ひ、公武合體の素地を固めた、曩に直弼を討つた一派の有志は信正の此處置を以て狐の虎威を藉るものとなし、文久二年正月十五日、信正を其の登營の途上坂下門外に襲つて之を傷けた、下記の談話申安藤暗殺云々とあるは、此の事件を指したものである。内田萬之助は河邊佐治右衛門の變名。

どうも維新前後の事を考へると、今日から見て可笑しいことが多い。

内田萬之助は、水戸の浪人で、安藤暗殺の仲間であつたが、時間が後れた爲めに、事の濟んだ所へ駆け付けた、そこで、最早自分は手を出す所がないから死處を求むる爲めに長州屋敷へ來た、當時桂小五郎と云ふ名は水戸や諸藩の有志者間に知れ亘つて居つたものだから、其頃長州屋敷に有備館と云ふ文武を教へる學校みたやうな所が拵へてあつた、其所へ桂をたよつてやつて來た

のだ、内田が屋敷の門を這入つた頃、恰も吾輩は海晏寺の方へ遊歩に出掛ける積りで門を出ようとする、門番が、今浪人みたやうな者が桂さんを訪ねて参りましたと云ふ、其頃浪人者などは屢ば訪ねて来るから、爾うかと言て、それなり出て、外で遊んで、夕方に歸つた。

其の頃吾輩は木戸即ち桂に隨從して居つた、邸内にずつと部屋があつて、一の室に二三人程宛居つた、木戸は其の舎長で有備館の總裁みたやうなものであつた、其の部屋が講堂から續いて居つて、吾輩が歸つて來ると、講堂から木戸が出て來て、朝からの話をした、内田萬之助と云ふ者が朝から來て居つて、今度の一件が漏れたに付て、武士道が立たぬから、是非此處で割腹させて呉れと云ふことを荐りに言うて居るが、自分はそれを感諭して、どうか死なさせたくないと思つて、酒肴などを出したりして今まで話を居つた所が、承知せぬ、そこで自分も共に浪人しても宜い、尙爲すべき事は將來に有るだらうからと云うて、段々説諭して見たが肯かぬ、今酒を飲ませてあるが、少し認めるものがあるから席を避けて呉れと云ふから、此方へ來たと云うて木戸が話した、それは困つたものだと云うて話を居ると、講堂の方で、愉快々と大な聲をして怒鳴つたから、直ぐに吾輩が馳付けて見ると、腹を切つて、咽喉を横に貫ぬいて、鏢元まで差し通して伏して居つた、けれど未だ絶命して居らなかつた、それで襟首を掴へて引起した、水戸の

人は總て長い脇差を帶すが、其の長い脇差で鏢元まで咽喉を横に刺して、押し切る力が足りなかつたと見へて、それなり伏して居つたのだ、頻りに血を吹いて居つた、吾輩が其の脇差を引抜いて後ろの方へねかした所が、出血は固より劇く、其の中間もなく絶命して仕舞うた、遺書だの詩などが作つてあつたやうに記憶して居る。

それから駭いて皆な出掛けて來ると云ふやうなことで、ともかくも藩の政府の方へそれを届けなければならぬ、藩の政府に届けると、無論役人なども出て來て、其の評議に、之を公けに届けるか届けぬかと大分揉めて居つたが、結局世上に流布するであらうから届けぬと却つて宜くあるまいと云ふので、遂に届けると云ふことになつた、當時長井雅樂が公武御合體と云ふ周旋をして居つた時であつて、或は京都へ行たり、老中などに説て、海内一致して護國に力を盡さなければならぬ、それには朝廷と幕府が親睦でなくてはならぬと云ふことで、公武御合體を周旋して居る最中で、長州の政府の評議も餘り幕府に反抗すると云ふ意思はなかつた爲めに、此等の事も公けに届けると云ふ評議に極つた、幕府の其の頃の勢力は、井伊掃部頭が暗殺された以來大分衰微して居つたが、そう云ふ方針であつたから、届けることになつた譯だ、そこで幕府に届けることにすれば、水戸に照會しなければならぬ、故に水戸の方へ照會し、一方には幕府の方へ届けると云

ふことになつた、水戸からも重役が出て来て、其の死骸などを點検したりして、水戸人であると云ふことを向ふも承諾して、幕府の方へ届けた、爲めに死骸は幕府の方へ引渡すことになつた。

所で其處には自然嫌疑が起る譯である、どういふ理由で桂を頼つて来たか、其時の關係はどうであつたかなどいふことから、桂が北町奉行所へ召喚されることになつた、吾輩も係り合の譯になつて居るから均しく引出されて、北町奉行所で、兩三回取調を受くることになつた、ところで幕府の方でも、町奉行と御目付と立會で吟味をして見たけれども、普通の事を言て居るので、關係の有無に至つては憑據がないから、其儘に罪を宥すと云ふことに爲たくも、其の罪が定まらぬものだから、放免する譯にも行かぬので、長州藩へ御預けと云ふことになつたのだ、そうして慥か七日位は御預けと云ふことになつて居つたと思つて居る、その間に、段々近頃の形勢を見ると、曩には井伊大老が刺され、今また安藤が刺されたと云ふことが起つて、其の根元はと言ふと、皆な重に水戸の有志の聲から出て來ると云ふので、長井雅樂が、一方は公武合體を周旋しつつ、一方には水戸の人心を鎮撫する工夫をなさるが宜いと云ふことを、老中などに説いたので、水戸の人心を鎮撫しようと思ふことに付ては、幕府の手ではいかぬ、幸に桂小五郎と云ふ者は、大に水戸人の有志など、平素交際して居るものだから、彼を水戸に御下しになつて、自然水戸の

人心を鎮撫させることにしたら、容易に出来るだらうと云ふことを老中に説いたので、其の爲めに吾々の御預けと云ふことが免されたと思ふやうな譯だ、其の他安藤一件に關係した者は大概斫り死をしたと思つて居る、大略さう云ふことであつた。(末松謙澄記)

大橋順藏に關する件

大橋順藏と云ふ人は、關邪小言を著した人であるが、當時攘夷論者の名も高かつた、又傍ら勤王論も唱へて居つた、所で其頃長州に清水清太郎と云ふ寄組(長藩士族の第二階級にて家老職を勤むることあり)の有志があつて、此人が大橋順藏の門に始終出入して講釋などを聞て居つた、其の人が吾輩に講釋を聽きに行かぬかと云ふから、大橋順藏の所で大學の講釋などをして居つたからそれを聽きに行きをつたものだ、所で此大橋が、安藤を暗殺する事に付て主謀者たるべき細谷忠齋(平山兵助の變名)を、自分の家へかくまつて置たか或は他へ遣て置たかは知らぬが、餘程以前から援助して居つたに相違ない大橋の保護に依て助けられて居ると云ふことは其の前に聞て居つたが、其の細谷なる者が安藤を暗殺すると云ふ企てをして居つた、吾輩等は其の以前には彼の名前を知らなかつたのだ、多分木

戸も水戸の有志たることは知つて居つたらうが、其の謀略は其の前に知て居らなかつたと思つて居る、一日吾輩は、細谷忠齋が窮して居るから金を持って行て遣て呉れと云ふ水戸の依頼を受けたので、向島の小梅の小倉庵と云ふ蕎麥屋で出會して其の金を渡したことがある、大橋も安藤暗殺事件に關係して居つたと云ふことは、斷言出来ぬが、矢張り水戸の有志を保護したと云ふことは論はない。

それから、吾輩の外に荻野隼太と云ふ者があつた、益田彈正の家來で、是も矢張り講釋を聽きに行つたことがある、此者は吾輩も屋敷内で、櫻田の屋敷で、始終一緒に居つたり又別に居つたりして居つたが、屋敷内で終始交際して居つた、此男は水戸の有志や、其の他の有志や何かと交際して居るものだから、何所から聞たか筑波山事件と云ふことを聞き出した、筑波山の一擧と云ふ事に付ては、勿論大橋も、一手段として江戸に居つて、言はず浪人者みたやうな者で交はつて居る者を悉く糾合してやらうと云ふ考を起したものと見へる、所が其の事柄はどうかと云ふと、先づ攘夷の先鋒と云ふ事が根據であつて、それをやるには、到底幕府の因循姑息では不可んと云うて、義兵を起して以て討幕の旗を擧げやうと云ふ譯である、さうして上野の宮を奪つて、之を擁して筑波山に籠らうと云ふのだ、爾うしたなら先づ關東の有志も水戸近傍の者も、是れに悉く

集まつて來ると云ふ積りであつた、それを聞出して荻野が吾輩に其人數に加はらうと言ふから、それは宜からうと云ふので、それで向島へ行うと云うて出掛けたが、途中で事の漏泄したと云ふことを聞たので、引返して歸つた、後に吾輩は別に届けも何もしなかつた、それで一向不問に置かれたが、荻野は大分前から關係したりして居つたものだから、國へ追下された、此大橋の事件の漏泄に及んだと云ふのはなぜかと云ふと、矢張り同じく有志の面色を粧うて其の謀議に與かつて居つた一人で宇野東櫻と云ふ者があつた、此れが其實幕府の探偵であつて、事を發せんとする際に至つて奥右筆の何とか云ふ名は忘れたが、其の方へ始終出入をして居つて金を貰つて居つたと見えて、それを報知した爲め直ぐに幕府の方へ露見に及んだ(宇野は其後長州屋敷で有志の爲めに殺された)其の結果大橋は父子共に捕縛された、此の事は安藤對馬一件より少し前になる、それで吾輩が町奉行所へ安藤一件の事で召喚されたときには、大橋は矢張り入牢して居つて、吟味に引出された所であつたので、町奉行所の中で遠方から見たことがあつた。(同上)

彦根藩偵察事情

彦根へ行つたことは、年數も經つから悉しく記憶はせぬが、京都で段々浮説流言のあつた頃、彦根城を修覆して先帝を其所へ移して幽閉すると云ふ噂があつたかと覺えて居る、其の爲めに彦根の事情を偵察して來いと云ふことを、吾輩と堀真五郎が言付けられた、所が、彦根は井伊掃部頭の斬られた以來、如何なる形勢であると云ふことも分らず、卒然に踏込むことは危険であるから、それで江州の八幡と云ふ所に、是も名を忘れたが田中と言たかと記憶して居るが、町人の勤王家があつて、(谷鐵臣の談に西川吉助と云へり) 是は以前矢張り一緒に勤王家の有志の仲間であつた高橋太一郎と云ふ者をかくまつて置たと云ふことを聞たから、こゝへたよつて行かうと思つて、そこへ行て發端の手蔓をつけて、そこで彦根へ之から直ぐ這入るのは危険か知れぬと云ふので、彦根の近傍に多賀神社と云ふ神社がある、其の神職は車戸と云ふ者で幾らか勤王精神のあつた男だから、其所へ行つて彦根へ這入る道筋をつけようと云ふので、其所へ行た、當時彦根の勤王有志と云ふやうな者で松浦文衛、一昨年死だ岡本黄石、彼は彦根の家老で、暗殺された掃部頭にも諫言をして居つた位だ、けれども掃部頭と云ふ人は、却々肯かぬ人であつたから、大老を辭するが宜いなど、云ことと諫めたといふことを聞て居るが、用ひなかつた、岡本はさう云ふ境涯に居つたと云ふ譯だ、京都でも岡本の事は聞て居つたが、一體の形勢が測られぬから、今のやうな手續きをつけて、

車屋の方から其頃澁谷彌太郎と云つた谷鐵心へ紹介して呉れた、其の人は醫者であつたが、其所の家へ二人共行て泊つて、さうして、掃部頭の殺されたことを憤慨し且つ勤王論を主張する仲間が五六人も居つたらう、其の連中に其所で面會した、岡本には遂に逢はなかつた、其の者らは勤王論を以て彦根の汚辱を雪ぐと云ふ位の考で居つたやうに記憶して居る。

掃部頭暗殺以來は、彦根一體の有志などは、天下に面目を失つたと云ふやうな心持の所へ、吾輩が行たものだから、大に優待されたのだ、それで京都で偵察して實況を見ようと云うて來た彦根城を修覆してごうと云ふやうな事は影も形もなかつた、それだけの事を書いて京都の參政等の方へ報知したのだが、さうすると彦根の方では大にそれを喜んで、早速京都へ使者を出して御禮を言て來たと云ふやうなことで、丸で反對の結果だ、其の時分に堀真五郎は有田又太郎、吾輩は越智斧太郎と變名して彦根へ行た、一體越智は吾輩の姓だからだ。(伊藤公が劍を抜て庭中の松を研り谷が酒酣歌壯志、金鏢爲之鳴、腰間三尺劍、照見此心明、と吟せしは此時の事なり) (末松謙澄記)

長井雅樂暗殺計畫

此の長井なる者が公武御合體と云ふ事の周旋に掛つた以前からのことであるが、長州の有志家は、公武御合體と云ふやうな手緩いことではいかんと云ふ議論だ、詰り勤王一方の攘夷論である所が長井の公武合體なるものも、長井の威權が如何に盛であつても、長井が用ゐられて居つても一人で出来る譯ではないから、矢張り君公の意志と云ふことにして周旋をしてをつたのだ、京都に於ても長井は皆な高貴方の所へ出入して居つて、岩倉などにも面會し、正親町、中山あたりへも出入したやうに聞て居る、江戸では老中などへ出入した、安藤對馬なり久世大和守などの連中と一般の形勢を話合て、さうして公武御合體でなくてはいかんと云ふのでやりかけた、其の實は十分に其合體が出来た曉に、各藩なり浮浪の徒なり當時の有志家の議論を其の爲めに壓伏しようと思ふのであつた、併し藩々によつては却て反對の意見を持つて居る位のものであつて、鹿兒島などは、畢竟合體と云ふよりは幕府を抑へつけやう位の意見を持つて居る者が多かつた、そこで、長井の手段は其功を奏せぬのみならず、一般の勢と云ふものはどうかと云ふと、有志は益々激昂して來て勤王攘夷論に傾いて仕舞うた、そこで長井なるものが長州の行爲として爲すべからざる事を爲したといふので、長井へ反對の鋒先を向けて來た、かういふ有志の過激論が政府を動かすやうになつて來た、それで長井はどうも其儘に差措かれぬと云ふ考を起したものと見へる。

吾輩は最初から長井を暗殺すると云ふやうな話は聞かなかつたが、一日、晝過ぎであつたかと思ふが、京都の木屋町の旅宿に居つた時の事だが、野村靖と二人で鴨川ばたの旅宿の後ろ座敷で酒を飲んで居る所へ、久坂が卒然とやつて來て一緒に酒を飲み出した、で、其の時には、長井雅樂が今夜丁度草津へ泊るやうだと云ふ位の話だつた、暗殺しに行くことには言はなかつたやうに覺へて居る、これは野村の方が委しく記憶して居るか知らぬ、酒を酌んで居る中に、久坂が涙をほろりとこぼして去たのだ、あとで野村と二人で話をして、どうも少し容子がをかしい、此りや屹と長井を途中で要する積りでないかと云ふことに考へ及んだ、それから何んでも今の四時位であらうか、雨が段々降り出した、打捨て、置かれぬから、二人で是から跡を追て行かう、何でも大津へ出て行つたに違ひないからと云うので、大津へ追駈けて行つた、さうして、斯う云ふ長州人は來はせぬかと云ふて問屋場を尋ねたが分らぬ、大津の問屋場の近傍に料理屋がある、そこで人が飯を食ふこともあり、多くは人が其所へ寄て矢橋の船を備ふ所だが、其所へ行くと久坂が居つた。

久坂ばかりでない、其人數は判然覺へぬが、残らずで何でも六人であつたか、福原乙之進、堀眞五郎、それから品川彌二も居つたか、能く覺へぬが、多分居つたかと思ふ、

(記録に據るに寺島忠三郎が居つた)

それから野村と吾輩とが、其所で皆と一緒になつて、そうして矢橋の渡でやらうと云ふ話であつた。草津に君公が泊つて居らるゝ、長井は其の御供をして（長井は歸國を命ぜられたので御供にあらず丁度同じ頃になりしなり）中仙道を歸つて來た、所で君公は翌日京都へ這入ることになつて居る、其の夜の十二時過であつたらう、草津の宿屋を捜して見ても長井の旅宿が見當らぬ、問屋場で聞いたら、長井様は森山の宿に御泊りになつて居らるゝやうですと云ふ、それから森山へ行かうと云ふので、其時は夏の熱い時で蚊が非常に多かつた、森山へ行って夜が明けて、朝飯を食うて行て見ると、本陣に長井の札があつて門に高張提灯が立てゝある、併しどうも白晝は面白くないから今晚にしたら宜からうと云ふやうな評議で、それには此所に居つては不可んと云うて、中仙道へ向つて彦根の方面に皆な來た所が、途中で末家の徳山だつたか長府の使だつたか、江戸から西京の方へ出て行くのに逢たから、行列を避けて、何でも森山の宿から三四里もある所へ來た、（文久二年七月朔日の事なり）料理屋へ寄つて、其所で晝飯を食て、各々遺書を認めて、自分／＼の衣類の襟に入れたりした、所謂る姦物を誅すると云ふ譯で斯う云ふ事をして迷惑を掛けて氣の毒だ、けれども何分宜敷く頼むと云ふ趣旨なのだ、勿論死んだあとの死骸の始末位のことと、各々自分の家へ贈る遺書などではない。

それから久坂が何だか筆を把て書をかくとか何とか云うやうなことをしてから、夜に入て再び

森山に歸つて、そこで復た飯を食て評議をして、問屋場で聞くと、翌の朝御立ちになつて伏見まで御出になると云ふから、其所で又評議をした、彼は中老と云ふやうな名目でやつて居たから大分多くの人がついて居るのだが、夜斬込むとすると無益な人を殺す、それは甚だ宜くないと云ふやうなことで、寧ろ翌日藤の森の所が宜からうと云ふ評議になつて、そこで、長州の末家だの何だの往來が多いのを避けて、夜通しに草津へ出た、草津から瀬田の唐橋を渡つて石山へ出て、淀川の上を越えて宇治に出た、宇治から河を下つて伏見へ出た、そうして藤の森に行く積りで伏見の錢屋で尋ねて見た所が、長井さんの行列の御供は此方へ來ましたけれども長井さんは御出でになりませぬと、斯う云ふのだ、どうしたことかと尙ほ聞き質して見ると、何所やら丹波の方から御歸りになつたさうで、御駕籠ばかりは此方へ參りましたと云ふ話だ、何んとも仕方がない、そこで皆な京都へ歸つて來た。

歸つて五人の者は届けたのだ、其の頃は寛大なもので、吾輩は馬鹿らしいから届けなかつた、木戸には其の話だけはした、それで五人と云ふことになつて居るが其實六人であつた、届けた所が、藩の方でも國論が一變して居るから寧ろ吾々の方の議論と同様な論であつて、酷い目に逢はせるでも何でも無い、唯だ謹慎して居れと云ふやうな話で濟だ、さう云ふ譯であつたから、遂に長

井は君命を以て割腹を命ぜられると云ふやうな事になつた、是は野村靖などが能く記憶して居るに相違ない。(同上)

長井暗殺と薩摩人

薩摩人が長井を殺すと云ふことを直接に激勵した譯ではない、丁度其の少し前頃は、長井が公武合體を周旋するとか、長州の參政にしても過激の議論は唱へないとか、幕府を潰すなど云ふ議論は有力でなかつた、唯だ有志の連中がそんな議論をしたのだが、其勢力は未だそれ程に發達しない時代であつた、其の當時幕府へ大名から建議を能くするのだが、長州から出した書付の中に、慥か中村九郎の筆になつたものと吾輩は記憶して居る、此の書面はまだどこかにあるだらう、鎌倉幕府以來天下の大政を幕府に御委任と云ふ言葉があつた、それを鹿兒島の人がごうかして見たと見へて、餘程誹謗したと云ふやうなことがあつた。

鹿兒島人で、其頃は堀次郎と言つたが後に伊知地宗之丞と云ふた者が、江戸へ出て、吾々の藩の有志と交際したり、島津三郎に使はれて周旋したりして居つた、其の者一人であつたか他にも居つたか、吾輩は其の席に居らなかつたから知らぬが、宍戸左馬之助や來島などは居たと思ふ、來島又兵衛などは長州屋敷の重役であつて、さうして堀などゝは交際して居つた、これ等が集つて、兩國の青柳であつたか河長であつたか、其所へ會合したとき其の話が出たと云ふことを聞いて居る、其の時堀の其の席での舉動は随分亂暴なもので、壘をあげて其の壘を持って踊つたと云ふことであつた、其時に、宍戸と云ふ男は寛大な男だから、柱に凭て口笛を吹て居つたと云ふことだ、其話が有志家に漏れた、それで非常に耻辱を受けたと云ふので憤慨して居つたやうに記憶して居る、會所は川長にて薩州の大久保や長州の周布なども居つた、随分殺氣を帯びた會合で當時鴻門會の稱があつた其の他には長井を殺すに付て薩人の刺戟と云ふことは吾輩記憶しない、京都に於ても、薩摩人や其の他の藩の人と交際して居る者は、多く長井は怪しからぬ奴だとか、長井は長州の不面目なることをやるとか、長州人自身が言うて居つたから、他の者は自からそれを煽ぐと云ふやうな形であつたらう。

總じて長藩の壯年輩が江戸や京都で時事に奔走した狀況、及び其の藩邸との關係は、錯雜して居つて、此れは到底記憶を喚び起して順序を立て、話せない、其の人々に付て聞いて貰はぬと、慥かなことは分らぬ。

唯だ其の頃の木戸の事を言て見ると、木戸は其の頃國に居らぬ人で、十八九頃から齋藤新太郎

に從て劍術の修業に出たのだ、さうして歸つて來たのは井伊掃部が殺された二年位前だらうか、それから初めて役人になつたのだ、さうして江戸へ出るとき吾輩がついて來たのが、畢竟木戸は江戸で名を揚げてそして國の方へ及んだのだ、江戸へ來る書生或は有志家などから多くは長者として始終年齢の割合よりは尊敬されて居つた人であつた、頗る寛大で能く人を容れる誠實な人だものだから、有志者や何かは皆な兄分として仕へて居つたのである、高杉や久坂にした所がまあ長州の有志の頭株といふ所であつた、周布とか宍戸前田毛利登人竹内庄兵衛と云ふ如き者は、木戸の先輩者であるが、此等は木戸を頗る愛し且つ仲間の相談相手にすると云ふ工合であつたから過激なる有志と政府との間の關鍵は木戸が一人で持て居つたのだ、高杉などは出たり這入つたり江戸へ行たり何かして居る、他の者も亦其の通りで、國にちつと居ると云ふやうなことはない位だ、江戸で逢たりしをつた、久坂とか高杉とか云ふ者の外に福原乙之進とか、堀真五郎、白井小助、徳山の遠藤貞一、それから品川彌二も居つた、野村靖も居つた、それから靖の兄の入江九一と云ふ人も居つた、吉田稔麿も一旦亡命して後に歸參を許された、其の他にも大分居つたが、それ等が重なる奔走者で井上などは最初の時分は君側をして居つたから交際はするが仲間には加はつて居なかつた、何でも壯年組は二十人は居つたと思つて居る。(井上は横濱襲撃事件の頃よ)(同上)(り壯年仲間に加はつた。)

薩長聯合の沿革

是は後の話だが、朝廷を動かしたのは重もに長州の刺戟長州の首唱に依る所が多かつた、といふのは、文久三年愈々期限を切て攘夷と云ふことになつた所が、各藩共に攘夷論を唱へたり討幕論を唱へて居つたけれども、其所に至つたら皆な躊躇した、各藩共一藩を舉げてと云ふ決心は付かなかつたものと見へる、それで勅諭は出たけれどもそれに應ずる者がなかつた、但し長州を除くの外だ、其末遂に長州は幕府の命令を肯かぬと云ふので、會津などが佐幕論で餘程勢を振つて、堺町門の警衛も長州が持て居つたのを止めさせると云ふやうなことで、京都の方を鎖されて仕舞つたのである、吾輩が西洋へ行て居る留守中の事であるが、それから諸藩の浪人者と云ふやうな輩で有志のものは悉く長州に集まつて來る、遂に七卿なども其頃所謂正論を唱へた爲に、三條さんを始めとして京都に居る譯に行かなくなつて逃げて來ると云ふやうなことになつたのだ、吾輩等が西洋から歸つた時は、京都へ歎願と號して既に三家老などは出て居つたし、來島なども出たあとの事であつて、久坂を始めとし前に山口に居つた重もなる有志の連中は皆な居なかつた、

高杉一人が萩に幽閉されて居つた、尤も奇兵隊などの連中は馬關の方の攘夷論に當つて居るものだから、京都の方へは餘り行かなかつた、間もなく京都で冤罪を訴へると云ふことになつて、それを名目にして君公の息子世子公と七卿も共に京都へ上らるゝと云ふので、急に破裂しやうとは思はなかつたに相違ないが、出掛けて途中まで行くと、京都の方では既に事を起して仕舞つた、それが子の年の騒動だが、其の時に鹿兒島の兵と長州と戦つたので、それで仲が悪くなつた、其中長州の方の攘夷は、最後に馬關の戦争、それから俗論が起り、それから追討と稱して尾張がやつて来て、遂に一時恭順と云ふことになつたのだ、そこで木戸は京都の敗北以來國へは歸らずに但馬の方へ行て居つた、長州でも一時俗論が勢力を得た爲めに、三大夫は割腹され、参政などの連中も大概首を斬て仕舞つた、其の揚句に又内亂となつて、今度は俗論の方を壓倒したと云ふ譯になつたが、攘夷論以來勢力を持つてやりをつた人間が皆な無くなつて仕舞つた、周布は自分で割腹する、あとは皆な斬首されると云ふやうなことであり、又俗論の方の者も、形勢が急變した時に領袖が死で仕舞つたと云ふやうな譯になつたから、實は人物が地を拂つたのだ、兵隊などは居るけれども、府の参政でも何でも監督指揮する位置に立て行く者が居なくなつた、それで今の杉とか山田宇右衛門など云ふ人等がやつて居たけれども、到底木戸が歸らなければ不可んと云ふので、木戸が歸つて來た。

幕府の方では姑息な降伏では役に立たぬと云ふので、再度追討として一橋が自ら出張すると云ふやうな騒動をして居る、其の形勢を見定めて、木戸が歸つて來た、吾輩は西洋から歸つて久振りに初めて木戸に逢うた、其の時高杉は外へ出て居り、井上も豊後の方へ遊びに出て居つたが、此等は木戸が呼び返すと云ふことであつた、さうして居る中に、坂本龍馬が、鹿兒島の方と豫て交際をして居つて、長州へ來て、鹿兒島の方の議論を傳へたのだ、薩州の方から長州と聯合しよう云ふことを、龍馬が木戸に初めて逢て話をした、一體長州の議論と云ふものは、鹿兒島と聯合しようなどと云ふ考を持つ所ではない、君父の仇敵として居つた所だから、却々餘人には爾んな話は出來ぬ、吾輩は其の時木戸から聞たのだがこれを知つたものは吾輩の外に井上と高杉位のものだつたらう、發端と云ふものはさう云ふことであつた、所でそれが段々聲となつた、追々さう云ふ事が度かさなつて、鹿兒島の人もやつて來ると云ふやうになつた、其の時分うっかり京都などへ長州人が行けば、會津の盛なときであるから、捕縛されるが、兎も角も京都に居る薩摩人の方へ長州から人を遣て見たら宜からうと云ふとに爲り、其後次第に鹿兒島方の長州に對する意向も分つて來かけた所からして、木戸に京都へ來て呉れと云ふて來た、併し木戸は第一には行

かなかつた、廣澤が慥か行つたと思つて居る、それに奇兵隊や何かに居て鹿兒島を大いに疑がつて居る連中を皆な廣澤に附けて京都へ出した、それは木戸の手段であるが、鹿兒島の方で大に善く待遇されて、勤王論などで自ら意氣相投合するやうな工合になりかけて来た、それからそろそろ氣脈が通じて薩長が融和されて来たので、遂に木戸が出て行かなければならぬことになり、木戸が京都へ行って西郷や大久保や小松帯刀などに面會した。

所で聯合してどうしようかと云ふやうな話は出ない、待遇は非常に宜いけれども結局の話は出ぬ其の頃長州は死地に陥つて居るが、薩州は右へ向くも左へ向くも自由であるから、どうもはつきりした話が出ぬ、そこで木戸は不満足ながら京都を去つたのである、さうすると坂本龍馬が京都に居つて、木戸を追駈けて伏見まで来て、西郷大久保等と如何様な話にまでついたかと問ふので、どうも話が底まで行かぬ、甚だ遺憾なことであるが格別斯うと云ふ程の話は先方からも一向しなから、其の儘で歸る、甚だ自分も失望したと云ふ話をした、坂本が、それは不可ん、何とか取極めることにしなければ不可ん、と頻りに木戸に慫慂したが、木戸は自分の方から言ふことを好まぬ、元來鹿兒島の方から緒が開けて来たのであるから、自分は先方がもつと熱心にやると思つて来た所が、そこまで話が及ばなかつた、どうも今更遺憾であるが仕方がないと云ふやうな挨拶

であつた、坂本は、それは不可んから、貴君の御考を御書きなさいと云うて、木戸に考を書かした、其の書面は吾輩一遍見たが、木戸の家に存在して居るだらう、それを持って坂本が京都へ歸つて来た、そうして西郷大久保に其の書面を見せて、其の返答、諾否等を坂本が朱書で木戸の書面へ書入れて、西郷大久保などにも見せて、それを木戸に送つて来た、それから討幕論の現れて来た所で、其の中に黒田が来る、西郷や大久保なども三田尻まで出掛けて来るに云ふやうなことがあり、其の間には種々の事があつて、遂に聯合の事に至つたのである、此聯合は木戸微りせば長州の方で出来る事ではなかつたのである、全く木戸の謀議で遂に彼所まで至つたので、高杉にせよ誰にせよ彼の時に生存して居つた連中に一人もこんな工夫の廻る人間は居らなかつた(高杉が筑前で西郷と逢て聯合の端緒を開たと云ふ説があるが山縣伊藤井上等は決して其事なしと屢々斷言した)

坂本龍馬は勝安芳の門人で、壯年有志の一個の傑出物であつて、彼方へ説き此方へ説きして、何所へ行ても容れられる方の人間であつた、坂本と一緒に来た男が一人あつたが、之は坂本とは議論も何も大に違つて居つた、坂本が鹿兒島の意を受けて来たのは、彼れから説いたか西郷大久保から起つたか分からぬが、必定聯合して行かなければならぬと云ふ考へを彼が西郷等に説き、それが容れられて其の意を持って来たのが初めであらう。

來原良藏割腹の事情

來原良藏の事に付ては吾輩が最も能く知て居る、來原良藏と云ふ人は、すつと前には攘夷論であつた、大概の人がさうであつたが、少し志のある人は翻つて其の非なるを知つたのであるが、此人は長州でも最も早く西洋の銃陣などをやらなければならぬと云ふことを主張した人であつて浦賀の陣屋に居り、相州の宮田の陣所にも居つた、其の時分に吾輩は從て居つて書物を教へられて居つたが、吾輩は來原に別れて早く國へ歸つた、その歸る時に來原が、萩へ歸つたら吉田松陰と云ふ人が心易いから彼所へ行て本を教へて貰つたが宜からう、松陰の門人になるが宜いと云うて添書を呉れた、それで萩へ歸つて松陰の所へ行つたのだ(公は幼年松下塾にて習字したるも其頃は松陰の叔父久保蘭三が松下塾を創めて世話して居たのである)所が來原は間もなく國に追下しと云ふことになつた、それはどう云ふ理由かと云ふと、西洋銃陣法をやらなければならぬと云ふので、自分自ら太鼓を敲いたり何かした、其の謹責に依て國へ追下された、所が又國論が直きに一變して西洋訓練を習はなければならぬと云ふことになつて、來原は長崎へ三四十人も連れて行て蘭人に稽古をやらせて居つた、さう云ふ人であるから、ごつちかと云ふと早く眼識の開けた人である。

そこで、長井雅樂の議論と云ふものは、どうしても日本一致の上でなければ、開國するにしても鎖國するにしても不可んと云ふのであつた、此論はごつちかと云ふと攘夷は不可ん位の内心であつたのだ、來原もさう云ふ見識のある人であるから同意したのである、所で前にも言ふ通り攘夷論が蜂の巢を毀した如くに沸騰して來たものだから、長井雅樂の境遇が逆になつた、之れに就いて來原も亦どつちかと云ふと人に疎外されるやうな有様になつて來た、京都に居つた時でも、來原は後悔して居たのではない、寧ろ國論がさう反覆するのを憂慮して居つたと吾輩は思ふ、吾輩は決して來原が長井の論に同意したのを悔恨して厭世的の思を起したとは信せぬ、國論が一變して君公の御趣意が攘夷であると云ふことになれば、從つて來原は今までさうとは思はなかつたと云ふ議論になる、何故なれば、一體長井は君側に居つて君公の意思を受けて前申した如き論をやるので、專斷で仕事をして居るのではない、さうして來原は其の賛成者であつたのだ、所が其の君公の議論が一朝にして變つたと云ふのであれば、來原は最初國論のある所を誤つて居たと斯う云ふ譯になる、其の變つたのが君公の意思で眞の國論であると云ふなら、心には服さぬかも知らぬが、併し今までの誤解は改めなくてはならぬ、かう云ふ見識から起つたのだから、他から見後悔した如くに見えたかも知らぬが、内心はさうではない、であるから、攘夷論となつて横濱

で焼撃すると云うて出たのは、さう云ふ君公の御趣意であつて國論が其所にあると云ふことならば、私は人に譲りませぬ、後れを取らぬ、魁をすると云ふ趣意だ、それで品川まで行たのを、長門守が、さう云ふ論で來原が出たことを聞かれて、井上與四郎を使に出されて、君命だから是非歸れと云うて連れて歸つた、世子も頻りに慰諭された、それで來原も仕方がないから其の命に服したが、其の晩に割腹したのである。

其の頃の事を理窟的に言うては大に分らぬことになるが、畢竟感情的でそんなことになつた、勿論膽力のある人で、學力も非常にあるし、武士氣質の非常に強い、中々人に物を相談すると云ふ風でない、自分の決心でどか／＼やる流儀だ、彼の遺書は忘れたが、其の中に「不忠不孝の身となり」と云ふことがあつた、さう云ふ譯で來原が昨夜割腹したと云ふことで、吾輩其の朝直ぐ駈付けて見ると、横に倒れて居つた、長い刀であんな立派に腹を切たのは見ぬ位であつた、みんな本式で、短刀を以て咽喉を突いて、其の短刀が折れるばかりに曲つて疊に突込であつた、餘程力を出したものと見へる、吾輩は其始末をして、政府の方からも種々世話をして、吾輩が其の鬢髪を持って萩に歸つたのだ、來原が後悔したと見るのは甚だ淺見であつて、畢竟國論一變に餘程憤慨したものである、なに人に後れを取るものかと云ふ意地が強いからである、これは甚だ残念な

ことをしたもので、武士氣質の強い、學問もあるし、役人も出来る、どつちかといふと西洋流儀を開く爲めには有用な人で、今少しの間待つて居つたら大に用ゐられる方であつたのを、残念なことをした。

文久三年春水戸浪士を京都へ連れ

行きし顛末

彼者等の中には井伊を斬た仲間の關係者が多かつた、其の主なる者は林忠左衛門、吉成雄太郎等で、吉成は二人居て一人は又治郎と云うた、金子孫次郎の息子も居り、黒澤忠三郎の息子も居つた、其の内今に生きて居るもので金子の悴は水戸の歴史の編纂か何かして居つた、其の親戚のやうな關係のある連中が重もで、其の者等が水戸を亡命して攘夷の先鋒を願ふとて薩摩の屋敷に投じた、それで薩摩の屋敷に置た、所が年月はどの位の間であつたか覺へぬが(一年餘である)薩摩の屋敷で養つて外出も容易にさせぬやうにして置た、それが段々世の變遷に依て薩摩から歸されて、

一旦水戸へ歸つた、所でそれ等が残らず連れ立て長州屋敷を頼つて來た、さうして京都へ行きたいと云ふことであつた、其頃の長州屋敷は、役人などは大概引揚て仕舞て留守番見たやうなものが少し居つた、仕方がないから吾輩が引受けて、箱根の番所があることだから、長州人にして連れて行たやうなことであつた、いづれも勤王論や攘夷論を唱へて居つたもので、京都へ着てから長州の出入の宿屋に配布して入れて置た。

其頃の天下の勢ひと云ふものは、皆な京都に集て京都で天下の大事を定むると云ふ時期である各雄藩の方針は總て京都に向て仕舞て幕府は大分蔑如されて居るやうな時であるから、諸侯も有志も京都に集ると云ふので、水戸侯も慥か其の頃京都に居つた、それで右の連中も京都へ行きたいと云ふことであつたと思ふ、言はゞ矢張攘夷論の仲間であるからだ、京都は其の頃騒動の時であるから束縛して置くと云ふ譯にも行かぬ、自由勝手に外出させて置た、所で宿屋へ入れた三日目ばかりであつたが、其の時分京都の恩光寺とか何とか云ふ寺に泊つて居た水戸の參政位務めた者を、どうして引張り出したか、或は其奴が酒を飲みに行くのを跟け狙つて居たのか知らぬが、木屋町近傍で、奸物だと言て其奴を暗殺して仕舞つた、それで大に困つたことがある、其から暫して江戸に歸した譯だが、歸つたのもあり、京都に留つたのもあつたやうだ、それから其の人数

は其の後に武田耕雲齋の仲間に入つて、越前の敦賀で最期を遂げたのであるが、其の中一人生残つた者がある、慥かもう死だと思ふ、名は何とか云うたが、一向吾輩は知らずに居ると、宮内省の藏人をして居つて、逢う度に御辭義などして居つたが、一日吾輩の所へやつて來て、酒を飲んで詩を作つたりして面白い男だつた、昔談を始めて、武田耕雲齋の仲間に入つて居つたが越前の敦賀で好い工合に脱走して彼所で首を斬られる人数に漏れたのは自分一人だと云うて居つた、其の後に山岡鐵舟などが世話をして居つたが、吾輩の方へも頻りに世話をして呉れと云ふやうなことを言て來たことがあつた。

初度の洋行より歸つて馬關事件 幹旋の顛末

文久三年五月十日が攘夷の期限と云ふのであつたが、其の時分に井上と鐵道の井上勝や遠藤謹助などが西洋へ行くと云ふので、吾輩にも一緒に行けと云ふことで、井上が頻りに勸める、けれ

ども此方は有志仲間に入つて居るから獨斷で西洋へ行くと云ふ譯に往かぬので、久坂と相談して見た、所がそれは不可ん、今になつて洋行などは止せ、爾んな事を人に言出すのも宜しからぬ是から國へ歸つて攘夷をやるより外仕方がないと云うて止められた、仕方がないと思つて居つた所が、其の中井上と遠藤と井上勝とだけが命令で洋行すると云ふことになつた、それで是非一緒に行うと云うて井上が頻りに勧めるから、ごうもそれは六ヶしいと云て居つた所が、政府では愈よ攘夷をやるとなると武器を買はなければならぬと云ふので、其の時分江戸の屋敷に金が何でも古金で六七萬兩も残つて居る、此金を以て横濱へ行て、横濱に有るだけの武器を買へと云うて來た、江戸の屋敷には遠藤と云ふ留守居と波多野藤兵衛と云ふのが會計をやつて居る、此の兩人へ政府から手紙を付けて、伊藤を其方へ遣るから其の金を渡せと云ふことを手紙で言うて來た、横濱を段々搜つた所が武器はない、西洋馬鞍の見本に小銃の見本が少々、それから短銃位のもので迎も一萬兩の金を使ふ程はない、仕方がないから、其の金を持って國へ歸らうと云ふことで江戸に居る中に、井上等が洋行すると云ふて京都から出て來た、さうして是非貴様と一緒に言うと言ふ金は幾許持て居るかと思つたら、金は持て來ぬ、たつた三百兩宛貰つて來た、金は君がどうかして呉れると思つて來たのだ、別に相談しなくては是では迎も行かれやしないと云ふやうな話だ、

そこで此方もどうしようかと思つて村田藏六に相談した所が、村田がそれは宜からうと云ふので村田と萬事相談の上で洋行をすることにした、所が遠藤も亡命の一人である、吾輩は右述べたやうな命令を受けて來て居るので、洋行すれば亡命になる、そこで亡命の歎願書を書いた、さうして、武器を買ふに付て横濱に大六、大黒屋六兵衛と云ふ貿易商人があつて、其の手代に出倉清造と云ふ者が居つた、それが長州の武器を買たり何かする周旋をして居つたから、それに談じて五千圓借りた、大黒屋の方へは一本の證文を遺して置て、屋敷の波多野や何かに拂つて呉れと頼んで、さうして皆と一緒に出たのだ、後とは村田が心得て居つて、江戸の藩邸の役人などに話をし、始末を付けて呉れた、さう云ふ譯であつた、(大六の番頭佐藤貞次郎の筆記に據れば、最初京都にて、周布が書生洋行の事を極密に佐藤に托したが、其際周布は、他日各國交通の日至るべく、其時に用ふる器械として必要ありとの趣意で語り、又五人が横濱より周布桂等に寄せた書中に金の儀生きた器械を買入ると見て緩容を請ふとの事を附記してあるが、五人は他日果して文明輸入の大型械となつた)

支度は品川の相摸屋さ、支度と云うた所が何にも持て行かなかつた、寢衣位のものだ、堀辰之助が拵へた詰らぬ間違だらけの英語の字引が一冊、それに山陽の政記を一部持つて行つた、山陽の政記は吾輩大すぎで、日本の王政時代と封建時代、頼朝が覇府を開いて封建になつたに付ての政事論だが、吾輩子供の時から政記が好て、それを唯一の書物として讀んで居つた、それを一部、これは薄葉刷の活字判で出來て居たが、芳川顯正と御維新前に長崎で一緒になつて、彼れが英書

を讀むので、一緒に讀んで貰つて、其の政記を呉れたから、今芳川が持て居る、此書から王政復古論が頭に浸み込んだのだ。

攘夷になると云ふことは出ぬ前に分つて居つたけれども、どう成行くか分らぬ、鹿兒島での戦争は何でも上海で聞た、それから上海から帆前船に載せられた、丸で言語が通せぬから、井上と二人は同じ帆前船に乗て殆んど水夫の待遇をされて、四ヶ月ばかり掛つて、倫敦に著て、倫敦大學と云ふのへ這入つた、爾うして居ると、馬關で攘夷を始めたと云ふことが倫敦タイムスに出たそれから其のタイムスを字引と首引で讀て見た、所ではは可かぬと思つた、英吉利へ來て、英吉利の文物の開けて居る有様を見て、却て攘夷など云ふことは行ふべきものではないと云ふことを斷定して仕舞つた、是は打捨て置くとしても國を亡ぼす、國を亡した以上は吾々が學問をして歸つても始末が付かぬから、歸らう、歸つて攘夷論を覆がへさうと云ふ議論を出した、今の井上馨も其の論に同意した、あとの三人は残つて、吾々の學問をしたいと云ふ志を嗣ぐ、吾々は歸つて水火の中に投ずると云ふことで、吾々の宿つて居る所の家内中なり、又吾々を監督してゐる者なりが、如何に止めても肯かぬものだから、爾んなら仕方がないと云ふので、二人を返すことになつた、所て其の時蒸氣船が一艘初めて喜望峰の端を廻つて東洋へ航海すると云ふので、其

の船を見に行つた所が、船先へ持て行て載せられるから難儀だと云ふので、又帆前船に乗ることにして、喜望峰を廻つて歸つて來た、歸つて上海へ著た所が、もう日ならずして馬關攻撃の爲めに各國の艦隊が來ると云ふことを聞た、そこで上海から蒸氣船に乗て横濱へ歸つた、所が長州と幕府は大喧嘩をして江戸の屋敷も何も焼拂はれて仕舞つた揚句だから、唯だ長州人と名乗るばかりで縛られると云ふ有様だ。

日時は覚えぬが、何んでも五月か六月だ、横濱へ上つた所が今のガラバが居つた、此人は前から關係のある男で、それに逢つて、西洋人にして貰つて横濱の西洋人が泊る旅屋に泊つた、井上の名は何と云ふのであつたか覺へぬが、吾輩の名はデボナと云ふので、二人共葡萄牙人になつた(井上侯も此時の名を忘れたと云ふ、此時二人は此宿屋の日本人のホイイを呼び、英語で蚊帳をつて呉れと云ふと、ホイイは不平な顔して、異人の癖に贅澤を言ふ奴だなどと小言をいいて蚊帳をつてくれたが、實に吹出したきまで可笑かつたといふ、是は井上侯の談話である)横濱に泊つて居る間は、向うでも注意をして呉れた、幕府の役人などに知れぬやうに、外へ出たり何かすると、英吉利の兵隊で警衛して呉れた、さうして英吉利公使のオールコックの處に行て、吾々は長州人で英吉利へ遊學書生として出されて居つたが、何分自分の故郷では攘夷をやると云ふことで、遂に馬關を各國の艦隊が砲撃すると云ふことを聞て、之を打捨て置ては容易ならぬと考へて、君公に其の旨を建言して之を止めさせる積りで歸て來た、所て今日陸

上ではどうしても長州へ行けぬから、どうか吾々を下の關まで送り届けて呉れと云ふことを話した、爾うすると、それは出来ない、お前が見る通り十八艘の軍艦が来て居る、是れが下の關の砲撃に行くことになつて居るから、それは出来ぬと斯う言ひ出した、そこで餘程切込で論じて、吾々が行きさへすれば屹と御受合する、此戦争を止めて見せると云ふことを手強く言うた、それから英吉利の公使ヤールコック、佛蘭西の公使レヨンローシユ、和蘭の公使グラツファン何と云ふか、この四人と英吉利の水師提督、佛蘭西の水師提督と是れだけが會合して、之を送るか送らぬかと云ふ會議を開いた、(井上侯の談話によれば、初は危険あるにより信州路を経て歸國しようと思つたが、公使等が其徒らに時日を途中に費すを憂ひて軍艦を以て送ることに決したと云ふ) 所で好い機會であるから、之れに手紙を持たせて長州侯へ一つ勸告して見ようと思ふことになつて、翌日の午後四時頃英吉利の公使館へ來いと云ふから行た所が、御前達を送つてやらう、やるに付ては各國の公使から手紙を贈るからそれを持って行け、それを持って行かぬと云ふなら送つてやれぬと云ふ、宜しい持て行くと云ふので、其の手紙と云ふのを貰つて、サトウとか、横濱のラウダとか、シイボルトとか、アストンとか、又レブヘンと云ふのは英吉利の領事になつたが、此等は日本語が能く分る者で、斯う云ふ者が集まつて、英文を日本文に翻譯してそれを附けて呉れて、それを持って歸つた、併し此手紙は公

けにしては困るから手紙は君公に出さずに仕舞つた、英吉利のブルックには原文が載てあるが、それを出さずに仕舞つた、それを持って來て出すと外國人の使に歸つて來たと云ふ譯になつて吾々の精神が貫かぬ、故に甚だ不信義であるが仕方がないとした、それから何所へ上陸かど云ふことで、海圖を出して見ると長府の海岸は危ない、何所にどう云ふ砲臺を築いて居るか分らぬから、姫島が宜からうといふことで、姫島へ船を着けることに評議をして定めた、そこで返答を聞かなければならぬのであるが何日位の中に出來るかといふことになつた、どうもそれは餘り急には出來ない、十四五日は掛ると云うた所が、縮めて十二日と云ふことで折合が付て、姫島で待つから返答を聞かして呉れと云ふ、宜しいと受合つて姫島に行つた。

それから井上と兩人で漁船を傭つて富海へ上つた、所で何でも斯う云ふ扮装では危険いと云ふので、三田尻に湯川平馬と云ふ者が代官をして居る、是は以前から知て居るから、そこへ井上と二人で行た、富海からは二里ばかりだ、湯川平馬の家へ行て、斯う云ふ譯で歸つて來たから山口まで何卒無事平穩に送り付けて呉れ、それに付ては大小もなし、袴もなし、洋服で散髪では不可んど云ふので、大小や羽織を借りて、鑑札を貰て、午後三田尻を立て、山口へ日の暮に著て、萬代利右衛門と云ふ町人の家へ二人共泊つた、それから政府の役人や君側の人達を考へて、毛利

登人と云ふ人が一番宜からう、是れへ君公に逢せて貰ふことを頼まうと云ふので、井上と二人で其の晩に行て、私共は斯う云ふ譯で歸つて來た、長く生存て居る積りはないが、一度自分達の話を君公まで言上に及んで仕舞ふまでは活て居りたいと思ふから爾う云ふ都合に取計つて貰ひたいと依頼した、所が、毛利が非常に感心して、明日は君公に面謁の出来るやうに乃公が盡力してやらうと云ふことで、翌日午前早くから政事堂へ出た、其時列席した人達は一々覺えて居らぬが、君公も出られて、それに家老參政の人も皆な出た、それから世界の地圖などを以て、國の強弱論から、兵力の強弱論、横濱へ來て居る軍艦十八艘の大砲の圖から、總ての話をして、此ではどうしても攘夷を止めて、さうして王政復古と云ふ事に此制略を用ひるが宜いと云ふ建言をした、西洋人の方でも關西十一箇國の諸侯が同意して其の盟主となつた長州故、却る其の勢力は容易ならぬと思つて居る、此方では、和議をして王政復古の方に力を向けなければ逆も日本は今日の形勢では國の獨立を保つことは出来ないと云ふ方の議論をした、三時間ばかりも話をしたらうが、異論を言ふ人もなかつた、それで此事に付ては、今姫島に軍艦を待たしてあつて、十二日の間に返答すると云ふことを約束してあるから、それまでに評議をして極めて貰ひたいと云ふことにして、其の日は歸つた。

三日ばかり經て井上が言ふには、逆も吾々を長く活かして置く氣遣はないから、今の中に萩へ歸つて、親に面會して來てはどうか(井上の家は山口にあつた)と云ふので、それではさう爲ようと、萩に歸つて一夜泊つて翌日山口へ出て見ると、其の時分先鋒隊と云つて、多くは萩の士族で、何でも二百人も居つたが、此等が井上と伊藤が西洋から歸つて和議論を主張する爲めに廟議が動き出した、彼を活して置ては大變だと云ふことで、吾々の處へ研込んで來ると云ふ話が始まつた、其所へ吾輩が歸つて來たのだ、この話は一つ井上に聞て呉れぬといかぬが、吾輩の記憶では、井上と言ふに、乃公は殺されるより腹を切て死ぬの方が宜いと云ふ、吾輩はそれは不可ん、殺されるにしても一人なり二人なり敵を斬て斬り死の方が宜いと云ふ論で、井上も討死の論になつた、所が其の中に政府の方で聞込で、それは容易ならぬと云ふので、其者等を壓へたので、到頭腹を切るにも討死にも及ばぬことになつた、其の中に日時が迫つて何うしても姫島へ返答しなければならぬことになつたが、政府の議論は、外國人の忠告は能く分つたが、抑も長州で攘夷をすること云ふことは、長州一國の一了簡で始めた事ではない、勅命を奉じてやつたことであるから、是非共長門守を上京させて天意を伺つた上に返答しよう、それまで待つことが出来ぬと云ふなら、何時でも戦ふ用意は出來て居るから、撃て來ても宜いと斯う云ふ返答をするといふのだ、其所で井上と吾

輩と議論が岐れた、井上は外國人だからと云うてさう云ふ無理窟を取扱は出来ぬ、向うは今後砲撃さへ止めればそれで承知しやうと云ふのに、爾う云ふやうな返答を持って行くと云ふことは、人間の皮を被つて居る者は出来ぬと云ふ、吾輩の考では、如何なる返答でも、御互に死を以て是までにやつて来たのだから、持て行つて、それだけの趣意を立た方が宜いと云ふので、それでは行かうといふことになつた。

そこで二人は三田尻から漁船に乗て姫島へ行つた、丁度十三日目の晩であつた、約束より一日遅れた、軍艦はもう翌日の朝出帆しやうと云ふ所で、何でも夜の一時過ぎか二時頃に軍艦に着た、まあ上れ、逆もお前達は生存して居らぬと思つた、明日の朝出帆する積りだ、肝腎な話はあとで聞かう、まあ此方へ来いと云ふやうなことで、船長の部屋へ連れて行つた、バロサと云ふ軍艦でコルベツトだ、其の船長はカピテン、ダウルと云ふ人で、後にアドミラル、ダウルとなつて東洋艦隊の司令長官で、英吉利が巨文島を取たことがあるが、あれを取た男だ、其部屋でシャンパンを出して、どう云ふ返答だと云ふから、有の儘に言つた、私共は十分にやつたが、斯う云ふ工合で甚だ遺憾ではあるが仕方がないといふと、手紙の返答はと云ふから、手紙の返答は別段に出ない、受取はないか、受取は吾々の命で間に合せて呉れ、それでは仕方がない此上は弾丸の中で御目に掛

らうと云ふやうな話で歸つた、さうすると井上は鶴亂を起したがどうしたか、吐瀉の様子で病氣になつて仕舞うた、仕方がないから吾輩が連れて船で山口へ歸つたと記憶して居るが、井上にも能く聞て見なければ不可んが、吾輩の記憶ではさう思つて居る。

其時の政府の評議では各國公使への回答は、三ヶ月の猶豫を求めるといふのであつた、話は少し後とへ戻るが、吾々が山口に歸つた時、始めは萬代に宿つて居つたが、やがて湯田の河原屋と云ふ家へ移つた、其所に居つた所が、其時益田、福原、國司などが京都へ歎願と號して出て居る其のあとから七卿(此時六卿)と長門守が出て行くことになつて居る、もう其事は極つて居るので、先發で行く者もあり、一緒に行く者もあると云ふ手順で、諸卿や長門守世子元徳は船で行くし、又陸路に行くものもあると云ふ工合だ、彼の頃は兵庫邊までは陸路も行けた、藝州も備前も皆な都合が宜いから行ける、野村靖なども先發に行くことと云ふやうな話で、頑固な事ばかり言うて話にならぬ、これも矢張り先發に行くことと云ふ仲間も多くは薩州人に附て居つた筑前の齋藤と云ふ者があつて、此ががら／＼やつて来た、丁度野村だの土佐の戸所司馬太郎だのが居つたと思ふ、其の他誰か浪人者がもう一人来て居つた、其れ等と話をして居つた所が、下へ石川精之助(中岡慎太郎)が酒に酔て来て、此の家に異人が二疋泊つて居ると云ふが、まだ泊つて居るか、いえ手前には異人は泊

つて御在でになりませぬ、井上さんと伊藤さんが居ります、よしそれだと云ふやうな譯で、吾輩の居る座敷へ上つて来て、突然短刀を抜て吾輩の胸へ突付けて、君等は和魂を知て居るかと思ふ、疔癢に障つたから、床の間にあつた刀を取りに掛ると、脇から抱き止められた、戸所と云ふ奴は随分剛氣な奴だが、元と吾々の同志で、さう云ふ亂暴な事をするのは不可んと云ふし、石川も元と吾々と共に勤王論をやつて居つたので、段々井上がやかましく論じ付けた所が、到頭弱り込で仕舞つて、抜た短刀も納まりが付かなくなつた、着物を取替て呉れと云ふやうなことで、井上の着て居つた單衣か何かを着て歸つた、着物を取替て呉れと云ふのは、御世辭を言ひ出したのだ、さう云ふ景況で、婦人女子まで白鉢巻で長刀を振舞はして、今に攘夷になるのだと云ふ勢だから、實に盛なものだ、其の際に開國論を唱へて居るのだから、此方は實に安樂なものだ、何故と云へば、井上と吾輩と二人の外に同論者と云ふものはない、これが五十人なり百人なり味方があつて、先方にも五百人なり千人なりあると云ふことであれば、少しは恐るゝが、嘗つた二人だ其れを殺すと云ふ奴は餘程の馬鹿者か、それでなければ餘程弱い奴でなければならぬ道理ではないか、だから此方の鼻息もなか／＼荒い、それで愈々殿が出立と云ふことになつて一日清水清太郎が吾輩の所へ來た、數次政事堂などでも逢つたのだが、吾々は何時も同論を固執して一通り話し

た、今京都で戦争を起しては不可ん、それよりも此勢を以て持重して王政復古論をやれば、其の勢力と云ふものは非常なものであるから、やれるに相違ない、若し今日京都で戦争をやつて負けると始末が付かぬと云ふことも併せて言つた、其の時は來島などからは酷い手紙が來るのだ、清水が言ふには、貴様等の論には感服した、自分は今日より攘夷論を腹の中に沈めて仕舞ふ、併し己れも日本人だから、全然攘夷論を廢めると云ふのではないが、五十年腹の底へ納める、付ては何卒御苦勞ながら今から京都へ行って呉れぬか、何うかして戦争を起させぬやうな工夫をやらなければならぬが、到底他の者に話をした所がだめである、貴様が行て安戸左馬介と桂と兩人に貴様の論を十分に言へば分る、御苦勞ながら行って呉れぬかと云ふ、そこで吾輩は宜しい行かうと云ふので、駕籠に乗て備前の岡山まで來た所が、既う戦争が始まつて仕舞て、負けてごん／＼歸つて來る所だ、品川彌二などにも途中で逢うた、長門守は岡山まで來て、其處から播州の室津へ行って、あれから上陸することになつた、前田孫右衛門は、御直目付か何かだらう、其時は君側であつたと思ふが、陸を室まで行て長門守と一緒に上京する積りであつた所が、どんどん戦争が始つて、其の戦争が濟で二三日經て吾輩は岡山で彼れと一緒になつた、所で前田が泣くのだ、どうも困つたなあ毛利家の存亡に關すると云ふて老人泣て居る、泣た所が仕方がないからまア御一緒に歸

りませうと言って、前田と共に岡山から引返して、其中に皆な引返して来るに相違ないと云うて、室へ行かずに直ぐ三田尻へ歸つて来た、所が丁度松島剛造が水師提督と云ふので、艦に乗てどうやら播州邊まで行て敗報を聞て後へ引返した所だ、其中に長門守も三田尻へ歸て來られて、三田尻は大騒ぎだ、山口へ一遍歸つて井上と話をしなければ納まりが付かぬと云ふので、三田尻から山口へ歸らうとした所が、何でも柘邊であつたと思ふ、老公が三田尻に會議があると云ふので山口から出て來られた、京都へ出掛けて半途で歸つたのと、京都で破れて歸つたのを三田尻へ集めて、此の先きどうすると云ふ會議がある譯で老公が出て來られたのだ、それに逢て吾輩途中で御辭儀をして、山口の方へ過た、所が其後とから中村道太だの、何でも佐久間佐兵衛も居つた、長嶺内藏太だの、政府の參政連が四五人連れて、君公に後れて歩行いて來た、それに遇つた所が、一寸此所で話をしなければならぬと云ふので、茶屋へ寄た、どの茶屋であつたか能く覺えぬ、話といふのは、此の容易ならぬ折柄に西洋人が馬關を砲撃に來ては耐らぬ、あれを止める工夫をしなればならぬがどうじやろと云ふやうな事だ、前に和議を肯かなかつた連中が爾う云ふ事を言ひ出した、所で井上はどうかか聞いて見ると、井上は攘夷論になつて了つて相手にならぬと云ふ、それはどう云ふ譯かと聞くと、どう云ふ譯か分らぬと云ふのだ、そこで色々話をして、ともかく。

井上に面會して其の上で三田尻へ出て行かうと云ふ約束をした。

それから山口へ歸つて、井上に逢うて、愈よ收まりが付かぬ事になつたが、政府の役人等から聞くと、貴様攘夷論だと云ふが、どう云ふ譯かと聞くと、それは其の通りに違ひない、あれ程に吾々が言うたのを聞かずに防長は焦土となつても宜いと云ふ様な事を言ひ居つた者が、京都の敗報を聞て俺に出て呉れと云ふから政事堂へ出たら、どう云ふ手段を以て是から嚮きやつて宜いかと云ふ事で、實に面色土の如しだ、そこで貴君方の豫ての御注文通りが宜からう、防長を焦土となしても宜いと云ふことであつたから、焦土となるまで遣るが可い、事茲に至ては最早和議論はやらぬ、百年の後長州人は實に頑固で譯の分らぬものであつたが、兎も角も勤王で滅亡したと云ふだけなりとも歴史に遺るだろう、其の方に御手傳を致さうと云うたのだ、吾々が彼れ程言ふたに肯かずにやつた奴等が、今になつて乃公に善後策を諮ふなどは以の外の事だから爾う云うた吾輩は、それは不可ん、兎に角御互に生命を賭けて歸つて來た以上、どうしても御互が所論を以て救はれるだけ救はうと云ふので、とう／＼同道して二人で三田尻へ出て來た、所が其の晩も政府の參政や何かの會議があつて、どうしても是は横濱から軍艦の襲來するのを止めて呉れなければならぬ、どのやうな手段方法を以てもやつて呉れと云ふ相談だ、其席に松島剛造も居つた、所で

京都であゝ云ふ騒動をせぬ前でも陸路を長州人が通行することは至難かしかつたのに、今日迎も無事に横濱へ行けやうがない、そこで、長崎へ行ってさうして外國船へでも乗て行くと云ふやうな、ことにでもしなければならぬ、併し行くにした所が、今日となつては、どう云ふ事で折合ふと向ふで言ふか考へ付かぬ、其邊も考へて見なければならぬ、先づ吾々の行く前に、何れ此方から行て話をするに云ふことだけでも先きへ通じて置くやうにしなければならぬ、東海道を取てなりとも吾々が手紙を先きへやつて置て、此方が行くまで砲撃に来て呉れるなど云ふ差止手段を探る相談をした、所が松島が口を出して、どうも君等の議論は實に弱い議論だ、此危急の際にそんな困難なことでは不可ん、是非戰鬥をやつて呉れなければ不可んと言ひ出した、貴様水師提督などと云ふ言て何事だ、京都まで行きかけて中途から引返したさまは何事であるか云ふやうなことで大喧嘩になつた、其所へ脇から口を出す者があつて直つたが、其の事は井上が能く承知して居るに相違ない、それから、山口へ歸つて、どうか爲ようと思つて居る中に、どうも長崎へも一寸行けない模様になつた、京都で騒動をしたから何所へ行ても幕府の者に捕へられる、外國船でも通行すれば乗て行くが、外國船は馬關を通らぬことになつて居るから困つて居つた、所でそれから餘り月日が経て居らぬことだが、周布政之助、あれが丁度押込を食つて、吉富藤兵衛(簡一)の隠居所に

居つた、其の周布の許へ吾輩は行て逢つた、今日どうしても攘夷と云ふことは不可ん、之をやれば國を滅すやうなものだと云ふと、それは貴様知れたことだ、國と國とは軒を並べた家のやうなもので、交際はぬと云ふことは出来ぬ、當然の話じやないかと云ふ、それでは今日斯う云ふ事をして居つては收まりが付くまい、如何にも仕様がないと云ふやうな話をして歸つた、その時は河原屋に居つたが、何でも夜中だつたと思ふ、政事堂から急御用であるから出て來いと云うて來た出て行つて見ると、周布が唯た一人政事堂に出て居た、何事ですかと聞くと、姫島へ軍艦が來たといふ、それは來るでせう、來る筈であるから來る、何とかして戰爭の起らぬやうな豫防策を講じなければならぬ、どうも今日に至ては難かしい、爾う云はずに何とか盡力して呉れ、それではして見ようが、今度は條件を書いて、君公の書簡にして、第一に下の關で砲撃を止めること、西洋人の上陸を自由に許すこと、薪水食料を與へること、云ふやうな個條で、勝手に物を買はせたり何かする事にした、斯様な事ではどうだらう、それで宜からう、付ては君公の印判を得なければならぬ、それが六かしい、ともかく貴様其の書面を其所で拵へて見ると云ふ様な譯で、其箇條書を拵へて君公の印判を捺して貰つた、所が既に夜半過ぎだから、翌の朝でなければ行けぬが、誰か一緒に遣て貰ひたいと云ふと、誰でも好きな者を連れて行けといふ、それでは松島剛造をやつ

て呉れ、それは宜いと云ふ譯だ、それから飛脚を三田尻へ出した、バッテリーで行く用意をさせて置かなければならぬと云ふので、翌朝三田尻へ吾輩は出て行た所が、松島は御馳走を拵へて待て居つた、今度君がやるのだ、俺は唯だ附て行くのだから君やり給へ、いや爾う言て呉れてはどもならぬ、ときに先日の議論はどうだい、イヤあれは取消して呉れと言ふやうな話だ、松島の所で酒を飲んで、晝食を食て、それから端艇に乗て二三里も出たらうか、さうするともう午後四時頃だ軍艦は皆な煙を立て、馬關の方へ落て行た、連も追駈けた所がバッテリーで追付く話ではないから、引返せと云ふことで、それから三田尻へ歸つた、急いで歸る必要もないので其晩は三田尻へ泊つて、翌日山口へ歸つた所が、軍艦が馬關を撃たものだから大騒ぎになつてゐる、政事堂へ出て見ると皆な寄て困つて居ると云ふ場合だ、所で井上はどうして居るか云ふと、馬關へ軍艦が押寄せたと云ふ注進があつたので馬關へ行たと云ふ、その中に吾輩の泊つて居る山口の宿屋へ高杉が出て來た、是は萩で一旦牢へ入れられて居つたのが少し寛るんで自分の宅の座敷牢へ入れられて居つたのだ、西洋から歸るとき以來、井上と二人で、高杉を此方の仲間に引込まぬと、何かに付けて困るから、彼れだけは引込まうと云ふ相談をして居つた、そこで座敷牢へ這入つて居る中に、井上が萩へ行て、馬關砲撃の起る前に曾て來た、所が高杉も吾々の論に大同だが、牢へ入れ

られて居る時であるから、どうもならなかつたのだが、此時山口へ出て吾輩の宿屋へ一寸來た、吾輩西洋から歸つて來て逢はずだつたから、やあ久振だと云ふやうなことで、高杉の言ふには、乃公は罪が有ると云ふので牢へ入れられたのだが、其の罪を許すと云ふこともなく、御用が有るから來いと云うて呼びに來た、來て見た所が何が何だか理由が分らぬ、誰に會ふて聞ても分からぬから是から一つ馬關へ出て行て見ようじやないかと云ふ、それでは一緒に行きませうと云ふことで、其の日の夕方から駕籠を備つて二人で馬關へ出掛けた、そうして何でも小郡邊へ行つた所が、大砲の響がどん／＼聞えた、是れは吾輩が軍艦の馬關の方へ落ちて行たのを見た翌日の夕方だ、それから尙ほ駕籠に乗て行た所が、山中と云ふ所へ行くと、よいしょ／＼と云ふ駕籠の掛聲、是は長府の者で五六人具足を著て白鉢巻で白木綿を駕籠の中へ下げてそれへ吊下つて乗て居る、どうだと云ふと、今日夕方より戦争が始まりましたに付て、御本家様へ御注進でございませと答へた、それから船木の近傍まで行くと、復た駕籠が一挺やつて來た、誰かと思ふと井上だ、それから高杉と三人で路傍へ駕籠を拵へて三人相談をした、是は井上の議論だが、今朝軍艦へ行た所が到底話が着く所ではない、サトーなどの言ふには、見る通り戦闘準備は整つて居る、彈丸も何も甲板の上に出してあるから、今此の彈丸を御進物だと云ふやうな話で相手にならぬから歸

つて来た、所が果してやり出した、今檀の浦を駕籠で通つて来たら、彈丸は思の外利かぬものだ
始終頭の上ばかり通り越して居る、今此所で戦争を止めさせられでもしたら大變であるから、歸
つて君公の御出馬を勧めて、一つ腰骨の折れるまでやらさにあ不可んと云ふ話だ、それは宜か
らう同意しようと云ふことで、それから駕籠に乗て山口へ歸つて来た。

其の翌日だつたかに、御前會議を願つた、斯う云ふ時には直ぐ行はれるものだ、御前會議で、
さて戦争の起らぬ以前なら兎も角も、最早戦端を開いた以上は防長の士氣を作興して十分に御や
りにならなければ往けませぬ、それには君公自から御出馬にならなければ不可んと云ふことを三
人で申した、それは至極尤だと云ふことになつて、井上は直ぐに小郡の奉行と云ふやうなことを
言ひ付けられた、それで君公は出馬して其翌日かに小郡まで出らるゝことになつた、所が高杉が
言ふに、井上は小郡の奉行になつて行て居るが、御互に此所で彷徨いて居ると、又絶がられて和
議論をしようなど、云ふから、戦地へ二人で行かうじやないか、それは宜からうと云ふので、其
頃ミネー銃と云ふ鐵砲を四百挺ばかり買て政事堂にある、それを一挺宛借りて、君公の厩へ行て
馬を一疋宛出して之に乗て行かうと云ふので、戦争の始まつた二日目に、馬に乗り出して其の日
は小郡に泊つて、三日目位かに清末の近傍へ来た、途中で八幡隊などに逢うた、隊長は堀眞五郎

だが、垂衣を着て烏帽子を冠つて御祭りみたやうに幟などを樹て、馬關の戦争へ出て行くのだ、
それ等を吾々は乗り越して、清末の近傍まで行くと、君側の御小姓で誰であつたか忘れたが、二
人が早馬でやつて来て、急に御用があるから是非直ぐ歸れと云ふて来た、仕様がなから歸ら
うと云ふので、小郡まで歸ると、小郡に君公が出て居つて、和議をしようと云ふ話になつたのだ、
是は困つたものだ、是では復た収まりが付かぬ、とは云ふものゝ、政府が是非さうしなければ不
可んと云ふ勢で、高杉と井上と吾輩と三人に言付けると云ふのだ、君公は、小郡の勘場と云ふの
があつて其處に出て居られて、權謀を以て一時和議をすとか何とか云ふ御書が出た、其の事は
井上も記憶して居らうが、さう云ふ意味の御書が出た、それで和議の事を貴様等に言付けるから
やれと云ふことだ、すると高杉は、どうも今日に至て權謀を以て一時和議をすると云ふのは宜く
ありませんまいと云ふことを言うた、それでは君命を肯かぬかと云ふやうなことで、割腹仰付けら
るゝより外はないから、さう云ふ譯ではない、それならばやらうと云ふことになつて、
(此時井上
が餘程激
論した井上の
直話に詳なり)和議をすることになれば、どうしても休戦しなければならぬが、兵隊等はそれを肯く
かと云ふ話になつた、それは皆なそれゝ手配してあると云ふので、何でも其の時に山田とか毛
利登人とか云ふやうな君側に居る重役の先生が出て行て、斯う云ふ御趣意であるから砲撃するこ

とはならぬ、命令を守れと云うて壓へ付けて置て、吾々の方に報知をすると云ふことになつた、其の翌日であつたらう、奇兵隊などがやつて居つた前田の臺場などは打毀されて、陣屋も何も自分の方で火を掛けて焼て、山縣は鐵砲で怪我か何かして、もう此方は負けて仕舞つたのだ、それから吾々は長府の城へ這入つて、其の報知を待て居た、長府の城で晝飯か何か食て居ると、西小文吾と云ふ長府の家老が出て来て、御本家様に於ても今日と相成つて和議をなさると云ふことは甚だ聞へぬと云ふやうなことを言ひ出した、そうすると高杉は、其の御議論は甚だ分らぬ、それならば今日までに何故貴殿は討死なさらぬと云ふやうなことで、大喧嘩さ、丁度城山の後ろの出張つた所へ登つて見ると、臺場と云ふやうな工合になつて、其處に桶のやうに竹で縛つたものがある、それを大砲のやうに見せ掛けたと云ふやうなことで、實に抱腹の至りだ、向うを眺ると、軍艦がすつと馬關の方へ行き居る、さうして一艘の軍艦から馬關の町へボンバルドメントだ、是は大變だと思つて、高杉と井上に向ひ、先方で承知するかどうか分らぬが乃公が先きへ行かう、さうして馬關を焼かせぬだけの防禦をしなければならぬと云ふので、大小も何も脱ぎ捨て、仕舞つて、漁船一艘を備つてそれへ飛乗つて一人で行た、話がつけば軍艦から大砲を一發打たせるから、それを合圖に出て来いと云ふ約束で、出て行つた。

それからコンクエストと云ふ七十二門ばかり大砲の備つて居る一番大きい船へ行たら、それは旗艦ではなかつた、番兵が嚴重に付て居て却々上げないから、フラグシップはどれだと聞いたなら教へて呉れた、「ユラヤルス」と云ふ軍艦で、それへ往くと、戦争中だから却々嚴重だ、サトーに逢ひたいと言ふたら、サトーが出て来て、伊藤さんどうです、もう戦争はあぐみましたか、戦争にあぐんだから和議の相談に来たのだらう、まあ上れと云ふ、船長はキャピテン、アレキサンドルといふ人で、丁度足を撃たれて療治をして居る、貴方の國の人が斯んな悪い事をしたと云ふやうなことであつた、水師提督に會ひたいと云うたら、水師提督は陸の臺場の砲を取る差圖をして居ります、それを早く呼び返して呉れ、宜しいと云ふので合圖をすると歸つて来た、そこで第一に馬關の砲撃を止めて呉れ、其れは宜い併し和議をすると云ふのはどう云ふ譯だ、君公が出て来たか、君公は病氣で出て来られぬ、君公が病氣なればその代理が出て来なければならぬと云ふやうな話をしてゐる中に、高杉が垂衣を着て、ひら／＼漁船へ乗つてやつて来る、丁度印度人か何かとやるやうな有様だ、さうして高杉と井上とが来たから、三人で談判を始めたが中々六かしい、何でも和蘭の水夫が海中へ陥ちて其の死骸が知れぬ、それを何日の中に捜し出して呉れとか大砲を残らず分捕しなければならぬとか、和議の調ふまでは戦争の引續いたものと思ふとか、姫